会 期 日 程 表（第１回　能登町議会定例会）

平 成 １ ９ 年 ３ 月

会　　期	日	曜	開 議 時 刻	摘　　　　要
第 １ 日	7	水	午前１０時００分	開会 会議録署名議員の指名 会期の決定 諸般の報告 議案上程 提案理由の説明 質疑・委員会付託 請願・陳情上程 趣旨説明・委員会付託
第 ２ 日	8	木		休会（常任委員会）
第 ３ 日	9	金		休会（常任委員会）
第 ４ 日	１０	土		休会
第 ５ 日	１１	日		休会
第 ６ 日	１２	月		休会
第 ７ 日	１３	火		休会
第 ８ 日	１４	水	午前１０時００分	一般質問
第 ９ 日	１５	木	午前１０時００分	一般質問
第１０日	１６	金		休会
第１１日	１７	土		休会
第１２日	１８	日		休会
第１３日	１９	月		休会
第１４日	２０	火	午前１０時００分	委員長報告 質疑・討論・採決 閉会

開　会（午前１０時００分）

開　会・開　議

議長（新平悠紀夫）

ただいまから、平成１９年第１回能登町議会定例会を開会します。ただいまの出席議員数は２０人で、定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。本日の議事日程はお手元に配布のとおりです。あらかじめ、本日の会議時間を延長いたしておきます。

会議録署名議員の指名

議長（新平悠紀夫）

日程第１「会議録署名議員の指名」を行います。会議録署名議員は、会議規則第１１９条の規定によって、5番向峠茂人君、6番奥成壮三郎君を指名します。

会期の決定

議長（新平悠紀夫）

日程第２「会期の決定」の件を議題にします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から３月２０日までの１４日間にしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、会期は本日から３月２０日までの１４日間に決定いたしました。

諸般の報告

議長（新平悠紀夫）

日程第３「諸般の報告」を行います。

地方自治法第１２１条の規定により、本定例会に説明員の出席を求めたところ、説明員として本日の会議に出席している者の職・氏名は、別紙の説明員名簿として、お手元に配布しましたのでご了承願います。

本定例会に、町長より別冊配布のとおり、議案５５件が提出されております。また、監査委員から、平成１８年度１１月分、１２月分、１月分例月出納検査の結果についての報告がありましたので、その写しもお手元に配布いたしましたので、ご了承をお願いします。これで、諸般の報告を終わります。

議案第１号～議案第５５号

議長（新平悠紀夫）

日程第４　議案第１号「平成１９年度能登町一般会計予算」から、日程第５９　議案第５６号「能登町教育委員会委員の任命について」までの５５件を一括議題といたします。町長から提案理由の説明を求めます。

町長持木一茂君

提案理由の説明

町長（持木一茂）

本日、平成１９年第１回能登町議会定例会の開会にあたり、平成１９年度の予算案をはじめ、その他諸案件のご審議をお願いするに際しまして、新年度の町政運営に関する基本方針と施策の概要を申し述べ、議員各位並びに町民の皆さまのご理解と、より一層のご協力をお願い申し上げるものでございます。

自治体運営を取り巻く諸情勢は、社会の多様化に加えて改革と創造の狭間でひしめきあっており、年々厳しさも増し、誠に多難な時代を迎えています。

昨年１２月８日の参議院本会議におきまして、「地方分権改革推進法」が可決・成立いたしました。

地方分権の進展に伴い地方の責任と負担がより一層増大し、今後、その方向性はさらに加速するものと思われます。

私は、常々申し上げておりますが、社会経済を取り巻く環境がいかに変わろうとも、能登町の町民が、健康に安心して暮し、幸せと生きがいを感じる持続可能な地域社会をつくりあげることが、行政に課せられた使命であるという認識は変っておりません。

今後も日々努力を重ね、町民の皆様や議員の皆様と心をひとつにして、将来に向けた確かなまちづくりを　着実に進めていくため、決意を新たにしておりますので、なお一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

《町政をとりまく状況》

平成の大合併が一段落し、市町村の数は約 1,800 にまで減少し、それぞれの自治体には地方分権の担い手としての責任が、今まで以上に問われることになりました。

ご承知のとおり、少子化の急速な　進行もあって、一昨年、我が国の人口は減少に転じ、本格的な人口減少社会に突入いたしました。

また、景気は長く続いた経済の停滞状況を脱し、拡大局面にあるものの、都市圏と地方の格差は年々拡大の傾向を示し、少子高齢化が著しい当町の地域経済は、依然として厳しい状況下にあります。

今、戦後の日本経済の成長を長く支えてきた、いわゆる団塊の世代の大量退職による世代交代と少子高齢化による生産人口の減少によって国内、特に地方経済活動の低下が進む中で、新たな地方分権改革の進展という社会情勢の目まぐるしい変化の中で、私達は厳しい地域間競争にも勝ち抜いていかなければなりません。

本町は、こうした経済及び社会構造の改革や大きな変化を見据えながら、中・長期的な視点に立って、持続可能なまちづくりを進めていく必要があります。

国、地方を問わず、これまでの政策や都市づくりの枠組みを根本的に見直すことが強く求められており、人口の増加や経済の拡大を前提としていたこれまでの考え方や仕組み、事業等を新たな視点や改革の意識の中で、大胆に見直すことが急務になってまいりました。

そのうえで、能登町らしさを生み出し、地域間競争に勝ち抜いていくためにも、行財政改革を急ぎ「時代が課す大きな変革の時」を堅実に乗り越えるため、全身全霊を傾注したいと考えております。

《当初予算編成方針》

政府の経済見通しによりますと、平成１９年度の日本経済の見通しは、世界経済の着実な回復が続く中で、企業部門・家計部門共に改善が続き、改革の加速・深化と政府・日銀の一体となった取り組みなどにより、安定した物価の下での自立的・継続的な経済成長が実現すると見込まれるとしています。

その結果、平成１９年度の国内総生産の実質成長率は２．０％、名目成長率は２．２％になると想定しています。

また、政府は、「成長無くして日本の未来なし」、「成長無くして財政再建無し」との理念の下で、今後５年間程度で「新成長経済への移行期」を完了することとしています。

２００７年度は、その初年度に当たり、成長力強化に向けた改革を加速・深化させ、成長力を強化しつつ行政改革を断行することを基本としており、これと共に「地域経済の活性化や再チャレンジ可能な社会を目指すための取り組み

を推進する」ことにしました。
　一方、本年２月に国から示されました平成１９年度の地方財政計画の総額は、８３兆１，２６１億円であり、６年連続で前年度を下回る水準となっています。
　このうち、歳入に占める一般財源の比率は、前年度を０．９ポイント上回る７１．２パーセント程度の５９兆２千２百６６億円とされています。
　平成１９年度の地方財政は、地方財政計画の規模の抑制に努めてもなお平成１８年度に引き続き大幅な財源不足の状況にあります。
　地方財政の借入金残高は、平成１９年度末には１９９兆円が見込まれており、今後その償還負担が高水準で続くことに加えて、社会保障関係経費の自然増も見込まれることから、将来の財政運営への圧迫が強く懸念されているところであります。
　現下の極めて厳しい地方財政の状況、国及び地方を通じた歳出・歳入一体改革の必要性を踏まえると、引き続き、地方公共団体においては、地方分権時代にふさわしい簡素で効率的な行政システムを確立するため、徹底した行政改革を推進するとともに、歳出の徹底した見直しによる抑制と重点化を進め、また、歳入面でも自主財源について積極的な確保対策を講じるなど、持続可能な財政への転換を図ることが急務な課題となっております。
　さて、こうした国の動向、方針を受けまして、本町の平成１９年度予算についてでございますが、歳出面においては、進行する高齢化の影響もあり、社会保障関係経費である扶助費の増加や、地方債の償還金に充てる公債費などの義務的経費が歳出の大きな割合を占めるとともに、老朽化した施設の改修や改築、幹線道路の整備などに多額な経費を要することから、大幅な財源不足が生じています。

　これらの財源不足を補うために、これまで以上に職員人件費をはじめ補助費等の経常経費の削減に努めたところであります。
　しかしながら、こうした状況にありましても、教育環境の整備や子育て支援事業、都市基盤整備事業など将来の本町の発展に必要な事業につきましては、積極的に取り組むことを基本として予算編成に臨んだところでございます。

（重点施策）

《Ⅱ新年度の主な取り組み》

　引き続き、新年度の具体的な取り組みについて大要をご説明いたします。

［潤いある暮らしを支える
　快適なまちづくり］

はじめに「潤いある暮らしを支える快適なまちづくり」についてであります。

本年度は、町民の暮らしを支えるまちづくり事業として、生活交通対策事業においては、町民の足を守るため、「路線バス運営費の補助金」や「能登有料道路通行料金軽減対策補助金」を確保したほか、路線バスの乗降調査を行い、今後の「より良い効率的な交通対策」を進めたいと考えております。

除雪対策事業では、除雪ドーザーやロータリー除雪車の整備を行い、冬期間の交通対策を行うことといたしました。

また、道路橋りょう新設改良事業の他、河川対策事業では、町野川のハザードマップを作成し災害発生時の安全対策を進めたいと考えており、公営住宅につきましても計画的に整備を進めることといたしております。

［地の恵みを糧とする
　活力あるまちづくり］

次に「地の恵みを糧とする活力あるまちづくり」についてであります。

当町には恵まれた自然環境があります。

これまでは、その自然を利活用し、一次産業を中心として産業を育成し栄えた地域であります。

今日、道路交通網や高度情報通信網の整備進展と共に社会生活環境が大きく代わり、過疎化と少子高齢化が人口流失による後継者不足もあって一次産業の衰退に拍車をかけています。

しかし、能登町の自然な姿を考えたとき、やはり一次産業は町の根幹であり、第一次、第二次及び第三次の　各産業がバランス良く調和し、地域の実情に合っていることが必要であると思うのであります。

この、地の恵みを活かした一次産業の育成のため、農業経営の安定化や　規模拡大を進めることとして新たに「たくましい担い手経営育成事業」を実施し、「農村振興総合整備事業」や「県営畑地帯総合整備事業」では、農業地域環境の整備のため営農飲雑用水や集落道の整備、畑地帯への水源を確保するためのパイプライン等の整備を行い、「漁業経営構造改善事業」では漁業経営の安定化のため、燃油の安定供給を目的としてタンクローリーを整備することにいたしました。

また、当町を訪れた旅行者の目で、町の魅力あふれる風景を選ぶ「能登町百景事業」の他、ジャパンブランド育成支援事業や商業活性化推進事業など、商工業の振興に向けた事業を行うことといたしております。

［健やかで
　安らぎのあるまちづくり］

「健やかで安らぎのあるまちづくり」といたしましては、「障害者自立支援事業」として、低所得者の施設入所に対する、「特定障害者特別給付事業」や、「サービス利用計画作成事業」を行い、「老人医療適正化事業」では来年度予定されている後期高齢者医療制度改革に向けてスムーズな移行を図るための財政上の手当を行っております。

「乳幼児医療費給付事業」では、従来、小学校就学前の乳幼児を対象として実施していた医療費給付について入院者を対象として小学生まで対象を拡大することとし、また、「保育所運営事業」では、放課後児童クラブ施設整備事業や、私立及び公立全ての園児を対象とした合同運動会の実施を予定いたしております。

この他、町民の健康管理や増進のための事業費や、「老人保健・介護保険・国民健康保険特別会計」には安定的医療給付の確保や運営のための繰出金を確保いたしております。

［創造性と
元気あふれるまちづくり］

「創造性と元気あふれるまちづくり」に関しましては、有能な人材を育成するための育英事業や、外国語指導助手誘致事業、中学生交流事業や各種大会への派遣を行うこととしている他、文化財保護事業といたしまして、全国的にも地名度が上がった真脇遺跡の本格的な史跡整備事業に着手することといたしました。

また、本年度は、「国際女子プロテニス選手権大会を誘致」し、６月に実施予定でありますが、テニスの町をアピールすると共に、地域の活性化につなげることが出来ればと考えておりますので、皆様にもご協力をお願いいたします。

［豊かな自然を
守り活かすまちづくり］

「豊かな自然を守り活かすまちづくり」といたしまして、森林整備地域活動支援事業や、森林病害虫防除事業の他、新たに「農地・水・環境保全向上対策事業」を農林水産業費に計上し、特別会計においては、引き続き下水道施設の整備を進めることといたしております。

［住民が連携・
交流するまちづくり］

「住民が連携・交流するまちづくり」といたしまして、昨年に引き続き小学生を対象とした自然体験交流ツアーの実施や、県・関係市町が協力して、体験観

光や、観光モデル、食彩イベント等を行う「奥能登ウエルカムプロジェクト」を実施することにいたしております。

［その他］

その他、消防施設整備事業では、消防ポンプ自動車の計画的な整備や、救急車に新型体外式除細動器を搭載して緊急の事態に備えるとともに、上水道事業や簡易水道事業では未普及地域の解消や配水管の更生事業など適切な投資を行い、住民の生活基盤の安定や安全安心のまちづくりを進めたいと考えております。

《Ⅲ行財政運営》

以上、平成１９年度における取り組みの大要についてご説明いたしました。

新年度は、税制改正による町税の一部増収が見込めるものの、それ以上に譲与税の減少や、地方交付税の削減が見込まれるなど、国の急速な制度改正が進み、予算編成は困難を極めました。

予算案は、一般会計のほか、特別会計１０会計、企業会計２会計となっております。

この全会計の予算の総額は、２百８５億７千４百９５万円で、前年度に比べ、４．４％の減といたしました。

このうち、一般会計につきましては、百３４億８千８百万円で、前年度に比べ２．９％の減、特別会計の合計は、百１２億６千２百５７万７千円で、前年度に比べ４．７％の減でございます。

企業会計の合計では、３８億２千４百３７万３千円、前年度に比べ８．５％の減といたしたものであります。

ここ数年の度重なる制度改正や地方交付税の削減により、予算規模も削減せざるを得ない状況でありますが、近隣市町と比較しても遜色のない行政サービスは維持・確保する所存であり、行政改革を急いで更なる財政の健全化に努めたいと考えております。

以上、平成１９年度に臨む施政方針を申し上げました。

今後とも町民の皆さんとともに、能登町の未来を切り拓くために鋭意努力してまいります。

引き続き、町民並びに議員各位のご理解とご協力を賜りますよう宜しくお願いいたします。

《Ⅳ補正予算》

それでは引き続き、本年度の補正　予算の概要をご説明いたします。

議案第１４号から第２３号までは、一般会計、特別会計及び公営企業会計予算の補正であります。

事業費等の変更や確定により、予算の調整を行い、今回補正予算として提案させていただきましたので宜しくお願いいたします。

○各議案の提案理由説明

それでは、補正予算を説明させていただきます。

議案第１４号「平成１８年度能登町一般会計補正予算（第５号)」は、歳入歳出それぞれ３億２８万３千円を減額し、予算総額を、百４６億５千９百８０万６千円とするものです。

歳出の主な内容は、「総務費」では、退職手当組合への負担率の改正に　よる負担金の追加の他、合併以後真剣にご協議いただきました「庁舎建設基金の積立金」5 百万円を計上し、「奥能登広域圏事務組合負担金」や「路線バス運営補助金」、「能登有料道路通行料金軽減対策補助金」を追加いたしました。

「民生費」では、地域介護・福祉空間整備推進事業費を計上いたしております。

事業内容については、全額補助金を受けて、鳳寿荘の改修を行うものであり、入所者が介護サービスを受けるために必要な施設整備を行うものであります。

「教育費」には、「学校給食費」において、合併時における学校給食調理員の賃金格差是正のための経費を計上いたしました。

この他、各款項にわたり決算見込みに基づく調整を行い、この財源として「使用料及び手数料」、「国庫支出金」「県支出金」、「寄付金」及び「諸収入」を追加し、「地方交付税」、「分担金及び負担金」並びに「町債」を減額して、収支の均衡を図りましたので宜しくお願いいたします。

次に、議案第１５号「平成１８年度能登町有線放送事業特別会計補正予算（第２号)」は、歳入歳出にそれぞれ３千９百２６万１千円を減額し、予算総額を、５億５千３百４３万１千円といたしました。

その主な内容は工事費等の確定によるものであります。

次に、議案第１６号「平成１８年度能登町国民健康保険特別会計補正予算（第４号)」です。

保険事業勘定においては、歳入歳出にそれぞれ３千５百１９万６千円を追加し、予算総額を、２９億１千６百７５万４千円とし、直営診療施設勘定には１３万５千円を追加して予算総額を８百２１万円といたしました。

その内容は、決算見込みに沿って療養給付費や、直営診療施設の医療用経費の追加を行ったものであります。

次に、議案第１７号は「平成１８年度能登町介護保険特別会計補正予算（第３号)」です。

保険事業勘定では、２億４千３百２３万３千円を減額し、予算総額を２３億１千７百８９万７千円とし、サービス事業勘定において、７千７百６１万円を減額して、予算総額を、８千２百１６万４千円とするものです。

その内容は、決算見込みによる保険給付費の減額や、指定管理者制度導入に伴うディサービス事業費等の調整を行ったものであります。

次に、議案第１８号「平成１８年度能登町公共下水道事業特別会計補正予算（第３号)」は、歳入歳出にそれぞれ７百３４万４千円を減額し、予算総額を、１０億１千９８万９千円といたしました。

その内容は、施設管理費や建設改良費を決算見込みに沿って減額したものであります。

次に、議案第１９号「平成１８年度能登町農業集落排水事業特別会計補正予算（第３号)」は、歳入歳出にそれぞれ２千２百１７万１千円を減額し、予算総額を、７億１千７万２千円とするものです。

その内容は、施設管理費や建設改良費を決算見込みに沿って減額したものであります。

次に、議案第２０号「平成１８年度漁業集落排水事業特別会計補正予算（第２号)」は、歳入歳出にそれぞれ４８万９千円を減額し、予算総額を、８千９百３５万８千円とするものです。

内容は、決算見込みにより施設管理費の調整を行ったものであります。

次に、議案第２１号「平成１８年度能登町浄化槽整備推進事業特別会計補正予算（第３号)」は、歳入歳出にそれぞれ百２９万６千円を減額し、予算総額を、７千３百２９万５千円とするものです。

内容は、決算見込みにより管理費や建設改良費の調整を行ったものであります。

次に、議案第２２号「平成１８年度能登町簡易水道事業特別会計補正予算（第２号)」は、歳入歳出にそれぞれ百万円を追加し、予算総額を、５億２千９百２

０万２千円とするものです。
　内容は、決算見込みにより管理費や建設改良費の調整を行ったものでありま
す。

　次に、議案第２３号「平成１８年度能登町水道事業会計補正予算（第３号)」
は、「年間業務量」の推計と「建設改良費」の確定により、収益的収支・資本的
収支について所要の調整を行ったものでありますので宜しくお願いいたします。

　次に、議案第２４号「副町長定数条例について」ですが、地方自治法の一部
改正により、明治２１年制定の市制と町村制以来用いられてきました助役とい
う名称が「副町長」に改められました。
　従来、助役の法定数は、原則１人とされてきましたが、新法においては、地
方公共団体の組織面における自主性と自律性の拡大を図る観点から、定数につ
いては条例で定めることになり、本町においては、行政改革の観点等を踏まえ、
今回、副町長を１人とする定数条例を提案するものであります。

　次に、議案第２５号「能登町組織条例の一部を改正する条例について」は、
行政改革の重点項目として、昨年度から取り組んでおります町の組織と機構の
見直しについて、条例の一部を改正するものであります。
　行政改革大綱にうたわれておりますとおり、行政組織につきましては、住民
ニーズに適切かつ柔軟に対応できる効果的な組織と機構の構築を図り、簡素で
効率的な行政体制の確立を進めることを目的とし、現体制で各課が担当してい
る事務事業の関連性や効率性を考慮し、速やかな行財政改革の実現に向けて事
務分掌の見直しを行った結果、１８課を１３課に統廃合する提案でございます。
　また、教育委員会におきましても、同様の改革方針に基づき事務分掌の見直
しを行い、役場全体では、説明資料の６ページに掲載のとおり現在２２課を１
６課に改編することになりました。ご審議の程、よろしくお願い申し上げます。

　次に、議案第２６号「常勤の特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改
正する条例について」は、地方自治法の一部改正により、特別職である収入役
制度が廃止となり、一般職である職員が、収入役に替わり会計管理者として会
計事務をつかさどる制度に変わるものであります。
　この法改正には、経過措置として収入役の任期まで在職できる規定があった
のですが、職員の勧奨退職を勧める立場から、今回の改正を機に、新谷収入役
から3月３１日をもって勇退する旨の退職願が提出されましたので、本条例の
他、関係条例の整備改正を行うものであります。

また、財政の健全化のため、既に平成１８年度より職員と特別職の人件費を削減しておりますが、平成１９年度は、さらなる人件費削減幅の上乗せを図ることとし、特別職の賞与につきましては、削減額を３０％から５０％に引き上げることにしましたので、ご審議の程、宜しくお願いいたします。

次に、議案第２７号「一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」につきましても、町の厳しい財政事情を考慮して、昨年からの期末手当及び勤勉手当の２０％削減に加え、５５歳以上の職員については、昇給停止と給料の段階的削減を行うことにしました。

合併前の各自治体は、事業費の多くを地方債で賄い、国も自治体の借金の一部を地方交付税で肩代わりする約束で地方の公共工事を支援しました。

自前の税収が乏しい自治体は、合併により財政基盤の強化に努めてまいりましたが、三位一体改革で交付税が町の予想以上に急テンポで毎年減り続け、財政の立て直しは大変困難な状況となっています。

町の定員適正化計画では、１０年間で１４０人を削減する計画となっておりますが、現在の厳しい財政状況を乗り切るためは、職員定数の適正化を早期に達成する必要があります。

職員には人件費の削減とともに、勧奨退職のご協力を説明会の場等でお願いし、急な依頼にもかかわらず、これまでに３５人以上の職員から定年前の早期退職に、理解と協力を得ております。

また、非常に厳しい財政状況とはいえ、高齢職員には負担が増える結果となりましたが、給料をカットすることは誠に苦渋の選択であり、財源確保ができず止むに止まれない緊急避難措置であるという現状にご理解の程よろしくお願いします。

次に、議案第２８号「能登町社会福祉施設条例の一部を改正する条例について」は、能都庁舎1階老人室の老朽化及び住民の利便性の向上を図る必要からバリアフリーとする改修工事を行うことにしましたが、近年の高齢者に対する呼称の変化や身体的弱者を含め、施設を有効かつ多目的に使えるという観点から、これまでの「老人室」の名称を「集会室」に改めるものでございます。

次に、議案第２９号「地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備について」ですが、地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、助役制度及び収入役制度の見直し、並びに吏員制度の廃止等により、関係条例の用語等の整理を行うため提案するものであります。

次に、議案第３０条「能登町情報　ネットワークセンター条例の一部を改正する条例について」ですが、改正の主な内容は、柳田地区の新規加入者に対する取り扱いの変更です。
現在、家電販売店にあるテレビのほとんどは、ケーブルテレビに対応しており、ホームターミナル装置を接続しなくても多チャンネル放送が視聴できます。
このため、ホームターミナルの貸与を無くし、貸与品を内浦地区と同様に防災行政告知器のみとすることで、加入負担金も現行の５万円から内浦地区と同じ３万円とするものでございます。

次に、議案第３１号「能登町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について」は、廃棄物処理手数料の改正であります。
改正の内容は、収集シールを１枚３０円から４０円に引き上げ、特大サイズと同等にするものです。
また、能都埋立処分場の使用料については、事業者の利用割合が高く、搬入するゴミは、年々増加していることから、事業所の使用料を民間並みとし、埋め立て量の減量化を図るため改正するものでございます

次に、議案第３２号「能登町乳幼児医療費給付に関する条例の一部を改正する条例について」は、少子化対策の一環として、乳幼児医療費給付年齢を拡大することにより、子育て環境の充実を図るため改正するものであります。

次に、議案第３３号「能登町立保育所条例の一部を改正する条例について」ですが、多様化する保護者ニーズに的確に応えられるよう、保育サービスの充実を図るため、町立保育所の統廃合を行い、瑞穂保育所及び白丸保育所については、入所児童数の減少により、施設を統合整理するもので、ご審議の程、よろしくお願い申し上げます。

次に、議案第３４号「能登町心身障害児童福祉金の一部を改正する　条例について」ですが、厳しい財政状況により、一律２５％の減額をすることとし、重度障害児の福祉金支給月額を３，０００円、それ以外の障害児の福祉金支給月額を２，１００円とするものであります。

次に、議案第３５号「能登町支援費支給条例の廃止について」ですが、障害者自立支援法は、従来の支援費制度に代わり、障害者に費用の原則 1 割負担を求め、障害者の福祉サービスを一元化し、保護から自立に向けた支援をするものですが、平成１８年４月１日より一部施行されており、１０月１日には全面

的に開始されたことに伴い、本条例を廃止するものでございます。

次に、議案第３６号「能登町立学校設置条例の一部を改正する条例について」は、児童数の減少により神野小学校は平成１９年４月から宇出津小学校へ統合することになったものですが、より多くの生徒が、いっしょに学べる環境の中で教育を実施することにより、児童生徒の人格形成や能力の向上が図られるため、学校の再編を行うものですので、ご理解の程、よろしくお願い申し上げます。

次に、議案第３７号「能登町肉用牛特別導入事業基金条例の廃止について」ですが、本事業につきましては、旧柳田村において、長年、本基金をもとに肉用牛飼育農家の育成に努めてきたものですが、国が進める三位一体改革及び本事業の廃止等を受け、本基金をやむを得ず廃止するものであります。

次に、議案第３８号「福光ダムの管理に関する条例の一部を改正する条例について」は、既存の福光ダムに加えて、この度、寺田川ダムが完成し、本年４月１日から供用開始することに伴い、管理するダムが２基となることから、条例を改正するものでございます。

次に、議案第３９号「能登町公共下水道条例の一部を改正する条例について」及び議案第４０号「能登町集落排水施設条例の一部を改正する条例について」ですが、下水道の使用料は、汚水処理施設の維持管理費や起債の償還金等に充てるため、下水道を使用される方から納めていただいております。

本来、下水道事業の運営はすべて使用料で賄う独立採算制が原則ですが、現在の料金体系では年々増加していく維持管理費さえも賄えておらず、一般会計からの繰入金で住民の負担を抑えています。

今回の条例改正につきましては、今後の下水道事業の経営基盤を強化すると共に、厳しい財政状況の中、年々増加する町の一般会計からの繰入金の削減を図るため、近隣市町の基準を参考に使用料の改正をお願いするものでございます。

次に、議案第４１号「能登町浄化槽市町村整備推進事業の整備に関する条例の一部を改正する条例について」ですが、本事業は、公共下水道や農業集落排水などの集合処理計画の区域外において、合併処理浄化槽の設置を希望する世帯から負担金２５万円をいただき、町が事業主体となって浄化槽を設置する事業であります。

今回の条例改正につきましては、現在、集合処理計画の区域以外の整備を、浄化槽市町村整備推進事業に一本化することに伴い、区域の変更を行うものであります。
また、報奨金については、負担金を年度内に一括で納入された方に対し報奨金を出すことにより、早期納入の促進を図るものでございます。

次に、議案第４２号「能登町水道事業給水条例の一部を改正する条例について」の主な改正内容ですが、現在、小規模水道として整備されています柳田地区の平床地内は、渇水期に飲料水が不足などの支障が出ていため、新たに柳田地区簡易水道事業に統合して整備を進めることとし、給水区域に含めることとしました。

次に、議案第４３号「石川県市町村職員退職手当組合規約の変更について」から議案第４８号「のと鉄道運営助成基金事務組合規約の変更について」までの６議案につきましては、地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、組合規約の用語等の整理及び会計管理者にかかる規定を追加し、条文を整備するものであります。

次に、議案第４９号「辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について」は、現在策定されております辺地総合整備計画については、平成１８年度で計画期間が終了することから、改めて町内１２地区について辺地区域を設定し、平成１９年度から平成２１年度までの３箇年の計画期間をもって、財政上有利な辺地対策事業債を活用しながら、町道及び林道等の公共的施設の整備を実施したいと考えております。
先般、石川県との事前協議が終わりましたので、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第３条の規定により、議会の議決を賜りたく提案するものでございます。
次に、議案第５０号「町道路線の認定について」ですが、宇出津１１４号線については、新町通り線を整備する一環として、交通広場横の道路を整備するものです。
また、七見１３号線及び七見１４号線については、どちらも民家が４軒から５軒もある重要な道路であり、この度、地区住民から用地の寄付採納があったことにより整備するものです。

また、寺分五郎左ェ門分（てらぶんごろざぇもんぶん）２号線については、主要地方道内浦柳田線の道路改良に伴い、旧道を町道に移管するものです。

以上４路線の町道認定につきまして、道路法第８条第２項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第５１号「公の施設の指定管理者の指定について」ですが、内浦野球場などの６施設につきまして、先般、指定管理者選定委員会を開催しましたところ、「財団法人内浦スポーツ振興事業団」により、一元化した管理が効率的であるとして、指定管理者の承認を得ましたので、能登町公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例第４条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第５２号「「請負契約の締結について（平成１８年度防災行政告知整備事業機器設置工事）」の議決の一部変更について」ですが、平成１８年第２回能登町議会定例会において、議決をいただいたものですが、松波、白丸、秋吉及び不動寺地区で進めてきた告知機器の設置工事が、当初の整備端末台数１千７百９２台から１千６百５３台に減少したことなどにより、当初契約額1億４百５８万円を６百４６万８千円減じて、９千８百１１万２千円に変更するものです。

よろしくお願いいたします。

次に、議案第５３号「能登町公平委員会委員の選任について」ですが、この度、任期満了を迎えられます「川端登喜夫（かわばたときお）」氏につきましては、人事行政に関し識見を有しており、再度、選任いたしたく、地方公務員法第９条の２の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

次に、議案第５４号「能登町固定資産評価審査委員会委員の選任について」につきましても、任期満了を迎えられます「井髙吉孝（いだかよしたか）」氏につきましては、固定資産の評価について学識経験を有していることから、再度、選任いたしたく、地方税法第４２３条第３項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

次に、議案第５５号「能登町教育委員会委員の任命について」ですが、この度、任期満了を迎えられます「石井勲雄（いしいいさお）」氏の後任として、人格が高潔で、教

育に関し識見を有しております「田下一幸（たしたかずゆき）」氏を選任いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第４条第１項の規定に基づき、議会の同意を求めるものでございます
　以上、本定例会に提出いたしました議案等につき、その大要をご説明申し上げましたが、議員各位におかれましては、慎重なるご審議をいただきまして、適切なるご決議を賜わりますようお願い申し上げまして、提案理由の説明を終わらせていただきます。
　何卒よろしくお願い申し上げます。

議案第５４号～議案第５６号

議長（新平悠紀夫）
　以上で、提案理由の説明が終わりました。
　先程、議案第５６件と申し上げましたが、５５件に訂正させていただきます。それに伴い、議事日程表を訂正させていただきたいと思います。日程第３１　議案第２８号は、削除させていただき、後は繰り上げます。
　お諮りします。この際、日程の順序を変更し、日程第５６　議案第５３号「能登町公平委員会委員の選任について」から、日程第５８　議案第５５号「能登町教育委員会委員の任命について」までの３件を先に審議したいと思います。
　これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

　異議なしと認めます。
　したがって、日程の順序を変更し、日程第５６　議案第５３号から、日程第５８　議案第５５号までの３件を先に審議することに決定しました。
　ただ今、先議することに決定しました議案第５３号から議案第５５号までの３件を議題とします。
　お諮りします。議案第５３号から議案第５５号までの３件は人事案件でありますので、質疑・討論を省略し、直ちに採決したいと思います。
　これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

　異議なしと認めます。よって、議案第５３号から議案第５５号までの３件に

ついては、質疑・討論を省略し、直ちに採決することに決定いたしました。

採　　決

議案第５３号

議長（新平悠紀夫）

議案第５３号　「能登町公平委員会委員の選任について」

能登町字宇出津ウ字５７番甲地　川端登喜夫氏の選任につき、同意することに賛成する諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

ありがとうございました。起立全員です。よって、議案第５３号は、原案のとおり同意することに決定いたしました。

議案第５４号

議長（新平悠紀夫）

次に、議案第５４号　「能登町固定資産評価審査委員会委員の選任について」

能登町字上１６字６２番地１　井高吉孝氏の選任につき、同意することに賛成する諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

ありがとうございます。起立全員です。よって、議案第５４号は、原案のとおり同意することに決定いたしました。

議案第５５号

議長（新平悠紀夫）

ここで、田下総務課長は、しばらく退場をしていただきたいと思います。

（田下総務課長退場）

次に、議案第５５号　「能登町教育委員会委員の任命について」

能登町字鵜川２０字３５番地５　田下一幸氏の任命につき、同意することに賛成する諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

ありがとうございます。起立多数です。よって、議案第５５号は、原案のとおり同意することに決定いたしました。
ここで、田下総務課長に、入場をしていただきます。

（田下総務課長入場）

休　　　憩

議長（新平悠紀夫）
暫く休憩いたします。　（午前１０時５６分）

再　　　開

議長（新平悠紀夫）
休憩前に引き続き会議を開きます。　（午前１１時０６分再開）

質　　　疑

議長（新平悠紀夫）
次に、日程第４　議案第１号から、日程第５５　議案第５２号までの５２件についての質疑を行います。質疑は、大綱的な内容でお願いします。質疑はありませんか。
１２番　山本一朗君

１２番(山本一朗)
質疑は議長、議案質疑は３回ですか、それとも１つの議題について３回ですか。５つあれば15回でオーケーなんですか。そこを先にちょっと答えてくださいよ。

議長（新平悠紀夫）
一括して３回ということで。

１２番（山本一朗）

一括して３回？　議長がそう言うんだったら、そういうふうに行います。

この予算書、各課の項目でたくさんコンピュータ使用料というのがございます。それに関連いたしまして、まず昨年度、旧能都町の住民基本台帳ですか、個人情報が漏えいしたと。そういう問題がこのコンピュータ関係でございましたが、あれに関して私どもは二、三人の議員が、今後そういった情報漏えいで詐欺とかいろいろ困った問題が起きると。そう質疑いたしまして、町の答弁は、ペナルティを取ると、その会社から。その会社からいただいたペナルティは、そういった犯罪が起きたときの対応、被害者救済に、弁済に使うと。そういうことを述べられたと思うんですが、そのペナルティはいかほどいただいたのか。そして、いただいたお金は今プールされて基金としてあるのか、それともこの新年度の一般予算に組み込まれてしまっているのか。まずその点を一つお聞かせ願いたいと思います。

それと、議案第51号に関してでございますが、これは、ふるさと、内浦スポーツ振興事業団云々にけちをつけるつもりではないんですが、確認はしておきたいんです。この51号で内浦スポーツ振興事業団を指定管理者とする議案ですが、その一方で予算書の169ページ及び172ページに、まず169ページに補助金として1,898万円盛ってあります。それと172ページに委託料として公園施設管理費として委託料677万3,000円と盛ってあるんです。これトータルいたしますと2,575万3,000円の金額になろうかと思うんですが、本来、指定管理者制度というのは先ほど町長が説明で、この前会議をして内浦スポーツ振興事業団に決めたいと、それで今議会にお諮りをしているというような趣旨説明でございましたが、この議会に初めて認可された後にそういった指定管理者制度の予算というのが普通は決めるべきでしょう。収支決算計画書が認められて、今あなた方が議会に提案された。そこで承認をして、それで内浦スポーツ事業団に決まったと。そうすると、予算というのは補正でも、６月補正等にこの予算を盛り込むのが当然かと思うんですが、一律同時に盛っていくというのは、議員どもはわからんから、ぱんと予算組んでおけやという簡単な気持ちでやられたのか、その辺のまず説明をちょっと教えていただきたいなと。

まずこの２点から先にやらせていただきます。

議長（新平悠紀夫）

総務課長田下一幸君

総務課長（田下一幸）

議員ご質問の電算会社との情報漏えいの件でありますが、ペナルティにつき

ましては1,200万円強のペナルティを科すことと決定いたしました。それで、その執行の方法についてでありますが、18年度に一部と19年度に行うと、２カ年で行っております。その処理の仕方については、18年度分が既に契約いたしておりましたので、その部分について変更減額、契約の契約金を少なく払う、差し引いて払う。また19年度分については、その分について当初からその分を差し引いて契約する予定であります。

なお、議員質問の初めの住民が被害をこうむった場合については、これは被害額が確定した場合は、その部分については新たに会社の方で費用を負担していただくと。こういうことになっております。

議長（新平悠紀夫）

スポーツ振興課長町端一男君

スポーツ振興課長（町端一男）

質問は、内浦運動公園の施設の委託料に係る予算計上ということなんですが、基本的に議案51号に関しては、町の施設の委託ということで、予算からいきますと677万3,000円の件になると思うんですが、これについては一応町の方で前年度の実績に基づきまして、こういう作業をお願いするということで、その作業にかかる経費を町の方で見込みまして、計上したということであります。したがって、予算計上の場合はどの業者になろうとこの予算でお願いしたいということで計上してあるということであります。

それから51号については、議案のとおり従来どおり内浦の事業団にお願いしたいということの議案でありますので、どうかよろしくお願いいたします。

議長（新平悠紀夫）

12番山本一朗君

１２番（山本一朗）

総務課長の先ほどの石川コンピュータに対するペナルティの件の答弁ですが、ちょっと理解はしかねます。ということは、そのコンピュータに払う金から先に差っ引いて支払いしたみたいな言い方ですよね。そうでしょう。ということは、一般会計に繰り入れたと同様の作業じゃないんですか。だから当初、石川コンピュータからそういったペナルティのお金をいただいて、被害者対策とか犯罪対策に積み立てるみたいな言われ方をしておられたと思うんです。それが今度は一般会計に組み入れてしまって、次、犯罪なり被害者が出たときは、きちんとまた会社が金を払うと。そういう約束みたいなんですが、当然、一般会

計に繰り入れてしまったようなやり方をされますと、ここに旧柳田さん、内浦さんの議員もおられますが、誤解招くと困るんですが、あれは旧能都町のやつがばれたわけなんですよ。そうすると一般会計に繰り入れる性格ではなく、あくまでも被害者対策、救済のためにそのコンピュータに関しては、漏えいしたあれに関しては、やはり基金として何年間か、５年なら５年を決めて盛っておいて、そこで漏れたときの犯罪が５年間なかった、今後もないだろうという判断をされた後に一般会計に繰り入れられるんだったら、私はそれでいいと思うんですよ。いきなり初年度からいかがなものかと。

これは夕べ、町民からもくどくどと、旧宇出津の人、鵜川の人からくどくど言われた問題です。それはちょっとおかしいと思うんですが。

ただ、もし起きた場合、必ずそのコンピュータ会社が全額責任は持っていただけるのか。それをもう一遍答弁してください、課長。

議長（新平悠紀夫）

総務課長田下一幸君

総務課長（田下一幸）

個人情報で、個人がそのことによって被害が確定した場合、その損害賠償につきましては会社の方で責任を持つということで、その会社が費用を負担すると。ただ、損害賠償の費用が確定するということです。そのことによる原因でそのことが確定した場合において、その損害額について会社が責任を持つと。

ただ、前段で申し上げましたのは、町に対してこれだけご迷惑かけたということでありまして、その金額のことについて会社と私どもと協議してきました。そして、その額につきましては先ほど申し上げた数字でありますが、その処理方法については、先ほど私が説明いたしましたそういう処理方法とさせていただいたということで報告したところであります。

議長（新平悠紀夫）

12番山本一朗君

１２番（山本一朗）

今の課長の説明で、もうやってしまったのはしゃあないけど、あとは被害が起きたら面倒見てもらえると、そういうことですね。

先ほどスポーツ振興課の課長の答弁で、677万云々というやつ、委託料の件お話しされたんですが、それはもういいです。

169ページの補助金の問題で、あくまでも数字に内浦スポーツ事業団として打

ってあるわけなんです。これはやっぱり今議会で指定管理者制度を認めたと。まず議会で承認されて、されてから動くべきだと思うんですよ。その法律というか法規というか、指定管理者制度の流れでいくと。そういったときに同時に内浦スポーツ事業団を指定管理者として認めなさい、一方ではこっちの予算で補助金として1,898万、同時に打ってあるという打ち方はいかがなものかという私の質問なんです。それを執行部はどういうふうに考えたのか。その辺、傷つけます、受けた方が。

指定管理者だれでも手を挙げて、挙げてきたら予算も打ってくれて、こんないい商売ないと誤解されますよ、今後。この指定管理者制度に関して。そうでしょう。やっぱり本来は、今議会で認めて承認された後の６月にこの1,898万、2,000万でもいいですよ。それを補正で出してくるんだったら、これが正解だと思うんですよ。今議会に関してはちょっとやり方がおかしいと思うんですが、財政企画課長かだれか立てられたと思うんですが、その辺のあたりどういう仕組みなのか。私が言っているのは仕組みの勘違いなのか。違っているのなら違っているよと言ってください。それで終わりますので。その辺まず一つ教えていただきたい。

それともう一つ、51ページの路線バスの補助金です。それに関しても2,832万円と高額な補助金があるんですが、バスの。バスの件に関してでも。この件に関してもずっと今後まだ続けられるのか。本当に追跡調査をされてこういう予算をしたと。先ほど町長の所信表明の中であったんですが、ただバス会社に対して、県にいい格好してこういう予算をつけているのではないかと。

だんだんだんだんバスに乗る人口も少なくなっている。なぜかというと、宇出津－穴水間のバスの値段の高さ、そしてスピードの遅さ、そういったものを考えると、だんだんだんだん乗らなくっているのが現状です。ただバスの路線を網羅して、ただぐるぐる回らせておけば住民サービスだと。乗らんもんが悪いというような単純な考えではいかんと。いつまでこういう補助金をつけられるのか。もう少しバス路線に関して、町営でやるとか何か工夫していかんと本当にぼこぼこただこうして出すのも何かと。

それと、やはりバスに乗りたくないとかいうのは、宇出津の駅が余りにも便所も使えない、寒い、ストーブも１台もない。新聞の投書にまで、魚のうまいまちづくりだから町の駅まで冷凍冷蔵管理しているのかと。こういう嫌みを書かれるような状態にああいう駅をしておくから、ますます駅に人が近づかない、バスにも乗らないというようになってくるんです。その辺もう少し、だれがサービスするのかと。駅舎の人に聞けば、駅の方の待合室は町だと。キャッチボールで投げやりなんですよね。その辺ももう少し駅ににぎわいなり活力、そういったものを持たせまする予算だったらいいんですけど、ただ補助金出して終

わりだと。ちょっと情けないんじゃないかなと思うんですが、その辺もう一回ちょっとお聞かせ願いたいと思うんです。

議長（新平悠紀夫）
　スポーツ振興課長町端一男君

スポーツ振興課長（町端一男）
　先ほどの説明ちょっと不足で、申しわけないです。
　内浦スポーツ振興事業団の補助金1,898万の件なんですが、少し説明しますと、内浦運動公園全体あるんですが、そこに体育施設が幾つかありますけれども、ここに事業団所有の施設と、それから町の体育施設と一緒にあるわけです。そこで、この補助金は体育館と、それから第二体育館と、それから陸上競技場、これについては事業団の所有の施設ということで、それの維持管理の経費と、それから事業団の職員とおりますので、その事業団の運営費に対して町が補助金を出しているということなので、指定管理とまた別に考えていただきたいんです。
　そういうことでいいでしょうか。よろしくお願いします。

議長（新平悠紀夫）
　企画財政課長坂口良生君

企画財政課長（坂口良生）
　山本議員の質問にお答えいたします。
　路線バスの19年度予算は2,832万円の計上となっております。これにつきましては、平成18年の10月から平成19年の９月分の実績に対しての支払い金でございます。そうしまして、奥能登観光開発と能登中央バスの２会社で運営をしていただいておりますが、奥能登開発公社の方へは1,343万8,000円、能登中央バスには1,488万2,000円の予算計上をしております。これにつきましては、県単の特例生活路線運行費は２分の１の補助、それからＪＲ代替も同じく２分の１、それから県単の一般生活路線の運行費は３分の１という形で、町、県で補助を出して赤字の補てんをしておる状況であります。
　ただ、今、山本議員が言われたとおり宇出津駅のバス待合所等でもかなりの方が、私も行っていますけれども乗りおりのために待合室を利用されております。
　そういう中で、ただ公衆トイレといいますか、トイレがかなりしょっちゅう故障等いたしまして、今ぽっぽ家さんで営業されております方からも、ついつ

い壊れているような状況。また、トイレ等のペーパー等も十分にうちの方は周期的に回りまして補給をしているんですけれども、それもかなりの利用率があるということで、今後前向きにその利活用も含めながら検討していきたいと思っております。

議長（新平悠紀夫）
12番山本一朗君

１２番（山本一朗）
町端課長の件に関しては理解しました。今後は別枠として考えさせていただきたいなと思います。
今、坂口課長の言われたバス路線の補助の率もわかりますが、やはり最後に述べられた駅の公衆便所、結局あそこが常に老朽化して壊れて長く使えない。みんなお客さんというのは、また再び宇出津病院までトイレしに行くとか、商工会で借りる、農協さんで借りる。本当にみんな近所に迷惑かけているんです。その辺もかんがみて、やっぱり早急に手を打たんと、バスに乗っても宇出津へ行ってもああやこうやと言われて、違ったところから乗るとかそういうことをされますので、その辺のサービスをきちんとしてあげないことには幾ら補助金を出してあげても乗らなくなるものは乗らなくなるという現実です。その辺もう少し現場に目を向けた予算を使っていただきたいと思います。
もう１点だけ質問いたします。
39ページの24節、投資及び出資金で、説明受けたときに、ふれあい公社の45歳以上の方の早期退職勧告をして、そこに救済金の形で60歳までかけたような形で退職金を出してあげるからおやめいただきたいというような趣旨のお金です。
そうすると、45歳でおやめいただきたいというと、まだ普通一般的に65歳まで年金があたらないわけなんです。20年間その方は一体どうされるのかという、その45歳でやめられた方の今後の人生というものを考えられたことがあるのか、執行部は。それとまた、今後ふれあい公社の退職はあくまでも45歳として決めるのか。いろいろ問題があろうかと思うんです。労働法上は問題はないと思います。これは。法律的には問題ないけれども、心情的とかそういうようなものに関してかなりちょっと冷たいのではないか。町が大変だからやめていただきたいとか、そういうことはいいですけれども、45歳云々となると、やはりかなりのきつさがある。一方、裏返せば、45歳でリタイアしたら、もう一回再就職のチャンスがあるから45歳にしたと言われるのか。その辺どちらなのか、まずお聞かせ願いたいと思うんです。

議長（新平悠紀夫）

助役山元淳二君

助役（山元淳二）

ただいまのご質問にお答えしたいと思います。

45歳という年齢を全協の席で総務課長が説明いたしました。これは元来、能登町の施設、これは町が所有している施設をふれあい公社が管理をしているという現実でございます。そんな中で、町の中で行政改革の大綱が示されて、今後ますますそれを進めようとしております。そんな中で今、町が所有している施設の見直しを行革の中では進めております。それと連動した形の考え方が公社にも必要であると。まず第１点そういうことでございます。

そして公社としての立場からの考え方からいいますと、そのように今後進めていかなければならないであろう施設の見直し等にかんがみ、将来的に公社の運営を持続していく場合に人的に当然、勧奨等の施策をとらざるを得ないという中においての苦肉の策でございます。

ただ、45歳と言ったのは一般的な全国の会社等の例、そしてそんな中において今回補正予算でお願いいたしておりますお金については、その中でも退職を考えていただく中において退職金の増額を示しながら、生活的、家庭的なことを踏まえて考えていただく。でも、45歳以上、10年以上勤めた方について一応お示しするわけでございます。ですから、強制的に45歳以上全員にやめていただくというふうなことではございません。それは自分の判断。ただ、やめていただけないでしょうかというものでございます。

もう一つは、その中で、個人の判断の中で決められた中で、例えば臨時とかパートで公社としては継続して雇用することも条件として今考えておるところでございます。ですから、一方的に今まで雇用していた人が路頭に迷うようなことについてのものは避けたいというのが現段階でございます。

ただ、公社としての、もしこの予算が議員の皆さん方にご理解いただいた後で、公社としての役員会等で具体的な方針を職員に示す予定でございます。

ご理解のほどよろしくお願いいたします。

議長（新平悠紀夫）

ほかに。いいですか。

６番奥成壮三郎君

６番（奥成壮三郎）

まず、歳入全般のところでお聞きします。

歳入のところで、個人町民税からずっと滞納繰越金が11カ所提示してありま す。その合計が2,678万9,000円の計上してあるわけですけれども、これは滞納額の総額全部ではないわけですね。ことしは、この2,678万9,000円を回収する努力目標ということで計上してあるんですか。それをひとつお伺いします。

２点目は、庁舎維持管理費に能登庁舎、内浦庁舎、柳田庁舎、そして議会庁舎の維持管理費を合計すると3,540万ほどになるわけですけれども、これを１カ所にするとすればおよそ2,000万ぐらいの経費節減になるかと思います。この議案の能登町行政組織改革案も提出されておりますけれども、16課２局８室２支所ということにしたいということですけれども、早急に庁舎の統合などは経費節減のために考えてはいないのですか、お伺いします。

それと３点目は、177ページの公債費です。償還金利子及び割引料と名目が説明欄に出ているわけですけれども、それと一時借入金利子割引料。一時借入金利子割引料は総額が幾らで金利が何％なんですか。

それと、その上の償還金などは、例えば土木債で何件あって幾らとか、教育債で何件あって幾らとか、こういう細かい数字が出ていてもいいはずだと思っております。合計金額のみしか書いてないものですから、そういうことをひとつよろしくお願いいたします。

議長（新平悠紀夫）

税務課長藤村秀雄君

税務課長（藤村秀雄）

それではお答えいたします。

17年度決算で１億1,000万ぐらいの町税があるわけですが、今ここで予算計上している分については、19年度徴収可能金額を予算として上げさせていただいております。

議長（新平悠紀夫）

総務課長田下一幸君

総務課長（田下一幸）

庁舎管理の問題でありますけど、それと組織機構とあわせた質問だったかと思います。

先ほどいろんな行政改革の方で検討をしておりますが、その中で、できるだけ早く分庁方式から総合支所方式にしたいということを改革の方針としてはう

たってございます。議員ご指摘のように、３庁舎それぞれ管理すれば費用もかさむわけですが、ただ、組織改革、今回６課減らす組織改革案を出させていただいておりますが、最終的には12課３局ということで、さらに進めたいということを考えております。

ただ、職員の勧奨等も進めております。しかしながら、まだ残る職員がすぐ総合支所方式の方式をとれるかということになれば、もう少し物理的な問題で多少時間が要るのかなという感じはしますが、最終目的は総合支所方式をとりながら課を必要最小限のものにしていくということを目指しておりますので、まだ少し時間的な経過が必要かと思いますので、よろしくお願いいたします。

議長（新平悠紀夫）

企画財政課長坂口良生君

企画財政課長（坂口良生）

償還金の件なんですけれども、19年度の予算書の184ページをお願いいたします。

ここで前年度末で280億9,659万8,000円の町債の残高がこれだけであります。そういう中で、19年度には一応31億4,929万7,000円を返す格好になっておりますが、件数等につきましては、ここで少し把握をしておりませんので後ほど報告いたします。

それと200万円の根拠なんですけれども、一時借入金の。例年どおりの金額でもって、金利が少し今上昇しておりますけれども、例年並みの金額を計上したということでご理解を願います。

議長（新平悠紀夫）

６番奥成壮三郎君

６番（奥成壮三郎）

先ほどの財政課長の滞納金の見込み額とおっしゃいましたですね。去年も同じ金額計上されておるんです。いつまでもただ帳じり合わせの金額でやっていますが。

議長（新平悠紀夫）

税務課長藤村秀雄君

税務課長（藤村秀雄）

ただ17年度、18年度、19年度、同金額ではございません。17年度、収納対策ができまして、17年度実績で町税で2,100万の徴収を行っております。現在、今18年度においても３月１日現在で2,100万円の徴収を行っております。それ以上に滞納額を減らして徴収を図っていきたいと思っております。それで、このような形で徴収可能というか収納金額を上げさせていただきました。

議長（新平悠紀夫）

いいですか。17番多田喜一郎君

１７番（多田喜一郎）

お願いいたします。私は、先ほど12番議員の山本一朗さんのことで、続きましてお願いいたします。

まず、39ページのふれあい公社の出資金のこの項目なんですが、やはり私はふれあい公社は指定管理者制度を受けておられる、そういう会社だと思っております。その会社の職員の勧奨退職金なるものにお金が要るからということで、なぜ役場が出さなきゃならないのか。これは、ふれあい公社で独自で調達をするものでないのかなという気がするわけでございます。改めまして、ふれあい公社と役場との契約がどうなっているのか、契約の説明からしていただきまして、やはりこれはこういうことで契約がもしも違ってくるならば、ふれあい公社が解約をしなければならないのかなという感じなんですが、ここまで役場が面倒見ていくということになると、指定管理者制度が一体全体何なのかということになると思いますので、ひとつ明快なる答弁をお願いいたします。

議長（新平悠紀夫）

総務課長田下一幸君

総務課長（田下一幸）

まず、ふれあい公社と町とのかかわりということでありますが、旧町村でどこの団体でもそうであったように、それぞれの旧団体で公社をつくりました。そのときに、ほとんどの旧団体では、当時の市町村が全部出資してその公社をつくったという経緯がございます。その中で、先ほど来討議のある施設について、町の方として管理していただくような委託契約で従来やってきた。

しかしながら、指定管理者制度というものが新たに制度上出てきました。そこで、指定管理者制度で今後、施設といえどもいろんな会社と競合しながら指定管理者制度で管理をしなさいという法改正になりました。したがって、そのことで指定管理者制度の委託契約を結んでおるわけですね。

そこで今度は、この前も議会でもありましたが、指定管理者制度は単なる随意契約的になっていないのかという先日の議会でも議論がなされ、今後新たな指定管理者、さらなる民間も入れた競合世界の中にいくんだということで、競争の指定管理に今後は変更していくよということも明確な方針として出されております。

したがって、今回この出資金を出す根拠といたしましては、前段で申し上げました町が当初つくった公社、会社であるということで、その会社の職員について今後指定管理者の施設も年々行革の中で減らさざるを得ないということを前提にして、会社自体もそういうふうな体質にしていただくということで、もともとの立ち上げ者であった行政としての若干責任と申しますか、そういうことで今回予算を計上させていただいているということで、ご理解いただければと思います。

議長（新平悠紀夫）

17番多田喜一郎君

１７番（多田喜一郎）

町がつくった公社で、行政の責任とおっしゃいますが、そもそも指定管理者制度は全部そんなものなんです。町がつくったものを指定管理として出すということでなっているんでしょう。それが途中にいろいろな条件が出たから、はい、また町から出資金として出すということは、全部の指定管理者制度に当てはまるんですか。例えばほかにもいろいろあるんですよ、指定管理者制度をいただいているところが。そこがどうしてもこういうことができましたからこうしてくださいよ、ああしてくださいよと言えば、もともと町のものですから全部それで出されるんですか。それも私は指定管理者の意に反すると思いますし、それから助役が受け取っているこのふれあい公社も、こんな簡単な受け取りでやっているんですか。足らないから役場に出資してくださいよ。これであなた、ふれあい公社のトップとして務まるんですか。おってもおらんでもいいようなトップじゃないですか、これになると。これはやはり私は予算の打ち方がおかしい。あくまでも公社としてこの金を融通をしてやるのが私はふれあい公社だと思いますよ。それでできんのならば、指定管理者返上。まずそこから始まらなければだめなんじゃないですか。お願いしますよ。

議長（新平悠紀夫）

助役山元淳二君

助役（山元淳二）

多田議員のご質問にお答えします。

ただいま多田議員のご質問を聞いておりますと、３町村でやってきた公社の立ち上げ自体が、まずもって行政が、町がつくった施設を管理するために各町村で公社を行政主導でつくりまして、その管理を町が公社に３町村とも委託をして進めていたと。そういう背景があると思います。

もう一つは、指定管理者制度というのが法律は国でできました。しかし、その前から公社というものはありました。職員もいました。ただ、今考えなければならないのが、職員が百数十名いる。その職員の生活をどうするか。町民の生活をどうするか。じゃ、ふれあい公社をすべて解散して職員を全員解雇する。これも一つの手段だと思います。そういう判断の中において総合的に判断して、継続して町も受ける町民、そして公社の職員も生きる道、そして今の町が建設した施設の管理をどうしてすればいいかというふうな総合的な判断の中で今回の予算をしていると思います。

ただ公社といたしましても、17年度の……。

〔「悪いけど、公社でなくて指定管理者のふれあい公社という言葉を使ってくださいよ。公社でないんです」と言う者あり〕

助役（山元淳二）

いや、これは指定管理者制度の中に公社が協定書を町と結んでおります。ですからひとつ聞いていただきたいのは、公社としても努力をしております。

ただ、17年度の公社の町からもらった補助金といいますか管理料、これが17年度は３億7,600万1,000円、そして18年度が３億2,160万3,000円、そして19年度、これから取り組もうとしているところで２億8,000万ぐらいに努力をしながら進めようとしております。公社が統合して新しくつくってから約１億の減額をしながら、指定管理者制度に対応する民間並みの経営をやろうとしております。ですから職員に関しても人件費等で、皆さんは18年度から減額の職員給料体制でございます。

ですから能登町になって、旧町村がその当時の町がつくった公社、それを統合して、そして町が主導しやってきたものをじゃ今後どうするかというふうな中において総合的に判断して、今回の考えで予算をお願いしたというふうにご理解をいただきたいと思います。

議長（新平悠紀夫）

答弁者の答えを聞いてから質疑してください。17番多田喜一郎君

１７番（多田喜一郎）
観点が違うと思うんですよ。足らんで出してくれるのなら、こんなのならおらでもやりますよ。極端な話が。指定管理者のトップとはそんな感じじゃないでしょう。やはり私は、契約をしたならば、その中でふれあい公社として物事のやり繰りをしなければならない。できないなら戻す。いつまでたっても今までの指定管理者制度じゃないような公社の考え方で物事をやってはまずいのではないかなと。１億円近くですよ、人件費として出資していただくのは。足らんから出してくれというのなら、私はこれはおかしいと思いますよ。
そういうことで、私はやはり指定管理者として受け取ってやるトップとしての気構えが足らないように思われますし、役場としても金を安易に出し過ぎる。次から指定管理者がどういう方でも、これが足らないからくれと言うなら出さなければならないような状況が生まれてくると思いますよ。
トップはどうですか。

議長（新平悠紀夫）
町長持木一茂君

町長（持木一茂）
今ほど総務課長なり助役が答えたと思いますが、ふれあい公社に関しましても昨年３つが１つになったわけなので、それ以前に各町村でそういう公社というのを町がつくった。公社という会社であります。普通の民間会社とは、またこれは違うと思います。
それと今回の出資金に関しましても、やはり町がつくった会社のことなので町が責任をとるべきだというふうに思います。その辺は、やはり多田議員の考え方とは我々の考え方は違うのかもしれませんが、町がつくった会社に対する責任というのは当然町がとるべきだというふうに思います。
ですから公社が、例えば管理費が足らないとかいう問題では今回は違うと思います。ですから、あくまでも早期退職を促すための手だてだということで、町が責任を持ってやるべきだというふうに思います。

議長（新平悠紀夫）
ほかに質疑ありませんか。９番石岡安雄君

９番（石岡安雄）
４款衛生費、ここにある埋立処分場管理費について。96ページです。

今まででしたら能都、内浦、柳田と３カ所の埋立処分場がありました。今回ここに計上されているのは１カ所で、能都だけになるということでしょうけれども、ここの委託料など今まででしたら３カ所で2,800万ほどでした。今度、19年度では1,160万ですか。これは単なる経費の削減のために処分場を１カ所にしたのか、その辺を聞きたいと思いますし、また能都処分場１カ所にして1,160万ですね。18年度は能都処分場だけで1,400万の委託料でした。３カ所を１カ所にし、そしてまたこの中で委託料が下がっている。こういうことで住民サービスに支障はないのか。その辺も聞きたいと思います。

そしてまた、内浦、柳田の閉鎖する２カ所、この２カ所について、環境への問題、そういう安全性についてどう考えておられるか、その辺もお尋ねします。

議長（新平悠紀夫）

環境対策課長川崎時夫君

環境対策課長（川崎時夫）

石岡議員にお答えします。

先ほど内浦と柳田を閉鎖するという話が出ていましたけど、それは内浦を委託をやめまして、町独自で埋立処理をするということになっております。柳田を閉鎖するというのは一時的に閉鎖をしたいと思っています。なぜならば、柳田の使用はほとんど月に計１台とかなっています。そして冬場においては除雪費も大変かかります。山の中にありますので。そのために柳田を一時閉鎖しまして、能都の埋め立てへ持っていきたいという考えでおります。

現場も、柳田におきましては能都町の処分場も近いものもありますので、そういう考えで柳田だけを一時的に閉鎖する考えにおります。

閉鎖した後も一応水質検査は、一時閉鎖しましても水質検査は続けます。

議長（新平悠紀夫）

９番石岡安雄君

９番（石岡安雄）

柳田を閉鎖して能都にその分がふえるとなるわけですが、ここでふえる割に管理費の委託、そういうのは減っておりますが、それで支障はないのかどうか。それとも前年度1,400万、これが多過ぎたのか。その辺をお尋ねします。

議長（新平悠紀夫）

環境対策課長川崎時夫君

環境対策課長（川崎時夫）

施設の維持管理費におきましては、できるだけ減額といいますか、委託費につきましても水質検査なり、それからダイオキシンとか、そういう検査に対してもいろいろ見積もりをもらいまして、できるだけ安い方、安い方にともらっていまして、その見積もりの結果を19年度予算に反映していますので、よろしくお願いします。

議長（新平悠紀夫）

11番宮田勝三君

１１番（宮田勝三）

今ほどの指定管理者の件と、もう１点は、昨日も担当課長と少しばかり論議をさせていただいたんですが、議案第34号について、私の思い、問い、願いを含めて話しさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

まず指定管理者の件ですけれども、私も指定管理者、少しばかり勉強させていただいて、今ほどの多田議員の話も当然だと思いますし、またこれは非常に優柔不断な言い方といいますか、この言い方もまた変なんですけれども、公社というものがありながらスタートしてしまった。そういう中で、国の施策に乗らなければならなかった。そんな中で、町が管理していたと同じ状況であったのは間違いなかったと思います。そんな中で指定管理者というものを国から求められて、やらざるを得ないからやった。その中では、やっぱり甘い気持ちがあったのは当然だと思います。執行部としても。本当に民間参入の形をとりながら、そこに配属されている職員の処遇も含めて、今後の対応というものを含めて指定管理をした、また指定管理をさせていただいたという、そういう取り決めがなかったのは事実だろうと思うんです。正直な話。違いますか。

だから今後は、前回でしたか前々回の質問で私は町長にもお願いしましたし、町長も前向きなご答弁をなされましたけれども、やはりそういうことを含めて指定管理する、指定管理をしていただく会社を探す。また、そんな中身に至るまでにはいろんな書類の審査やらいろんなものを踏まえて、そうしてまた議会で議決をし、やっていくのが当然である。そういうスケジュール的なものがあったんですけれども、そこまでは行き着く時間もないというままに指定管理者制度をとらなければならない。そういうところに幾らかの甘い気持ちといいますか、ずれも生じていたんだろうなと思います。

今、厳しく言えば多田議員がおっしゃったような気持ちで受けるのも当然だし、やっていただくのも本来ならば当然であろうと思うんです。しかしながら

私の考えもいささか優柔不断ですけれども、これからはそういうことをないような形の指定管理者を求めるべく努力をしていただきたい。私は。この私の思いに対して、長たる町長の気持ちをいま一度聞きたいと思います。

それと、議案第34号なんですが、先ほどちょっとお話ししましたけれども、昨日課長と少しばかりお話をさせていただいたんですが、教育民生に諮られる委員長の方から少しばかり慎んでいただきたいなという話もありましたけれども、いささか私もこれに関しては少しばかり思いを述べさせていただき、また思いを聞きたいという形で、お願いします。

この議案は昨年も全く同じような形で、金額は違うんですけれども全く同じ形で上がっているわけなんです。正直な話。昨年は5,000円を4,000円に、3,500円を2,800円に改める。ことしは4,000円を3,000円に、2,800円を2,100円に。厳しい財政でもありますし、また国、県の方からの支援もあるから、町ではやめていきたいというのが本筋であるというような話を聞かせていただきました。合併当初の話も聞かせていただきました。合併当初は旧能都町にしかなかったような制度とお伺いしましたが、違いますでしょうか。そういうふうに私はきのうは聞いたんですけれども。

いずれにしましても、他町村にはない制度かもしれない。厳しい財政のこともわかります。しかしながら、合併当初にぜひということでこの条例を進めていこうということで5,000円、3,500円ということでスタートをして、１年後に減額、２年後にも減額。そして、この減額の金額を見ていくと、ことし4,000円を3,000円、2,800円を2,100円にするということになりますと、片方は1,000円ずつ、片方は700円ずつ。あと３年でこれをなくしようとするのか。しかしながら今後、他町村にはない条例であるけれども、金額は定かでないが残していこうというような熱い思いがあるのか。本当に前回の委員会にも、厳しい財政であろうけれども総額を考えればぜひ残していただきたいという議員各位３名か４名でしたか、おいでたはずなんです。そういうことを含めて、いま一度この件に関して、今後についてどうなのか。町長の方からご答弁を願いたいと思います。

議長（新平悠紀夫）

町長持木一茂君

町長（持木一茂）

まず、指定管理者制度に関してなんですが、それは議員おっしゃるように、あるいは私も前回、前々回答弁で答えましたように、今現在の公社との契約が切れる時点では民間参入も視野に入れながら指定管理者制度を行っていきたい

というふうに考えております。
ですから公社にも、それまでにそういった民間と競争できるだけの力を蓄えていただきたいということで、今回の出資金というのも公社の方に出します。ですから、この約１億円近い出資金というのは19年度限りということなので、それ以降は公社が頑張っていただいて、そういった民間と競合できる体制をとっていただきたいなというふうに思っております。
それと、障害者の福祉金に関しましては、議員おっしゃるように２年連続で減額という形になりました。それと、障害者、児童に関しましては、国、県の助成もありますし、また、この制度に関しましても奥能登を見ますと能登町だけの制度ということで、私としては少しでも残したいという思いで今回、減額という形になりましたが、この制度は残したいというふうに思っております。
ですから来年度以降も、もちろん財政状況を見なければ何とも言えませんが、この制度はできるだけ残す方向でやっていきたいなというふうに思っています。

議長（新平悠紀夫）
11番宮田勝三君

１１番（宮田勝三）
指定管理者については、今ほどもおっしゃったように、私の思いですけれども、そういうような今年度限りですか、いささか寂しいんですけれどもいたし方がない。今までの経緯を考えると。そういう中で、今後はそういう厳しさを持った指定管理をするべく最善の努力をしていただきたいということを申し添えておきますし、34号ですけれども、国や県の方でもいつ何どきどうなるかもわからない。弱者に対する町の配慮というものをやっぱり他町村にはないものを、金額は多少であろうけれども残していくというような姿勢で努力していただきたいし、もろもろとこういうものに関してよく似た事例があると思うんですが、当初予算においてもあると思うんですけれども、やはり能登町は苦しいながらもこういうところには努力しているんだよ。そういう町民に熱き思いを見せていただくような努力をしていただきたいなと思います。
厳しさのゆえ、すべてをカットすればいいというものではなかろうかなと。町民に活力を与えるべく、やはりこういうものは少なからず残していただきたい。そういう思いでおりますので、ぜひご配慮願いたいと思います。
終わります。

議長（新平悠紀夫）
ほかに質疑の方、何人かおいでますか。

休　　　憩

議長（新平悠紀夫）

　それでは休憩に入りたいと思いますので、今12時10分ですので１時10分に再開したいと思いますので、しばらく休憩いたします。　　　（午後０時１０分）

再　　　開

議長（新平悠紀夫）

　休憩前に引き続き会議を開きたいと思います。　　　（午後１時１０分再開）

　質疑ありませんか。15番久田良平君

15番（久田良平）

　私は、今回上程されました議案に対して二、三質問をいたしたいと思います。

　まず第１点目は、議案第37号についてであります。この議案は、私の記憶違いか記憶にたしか覚えておるんですけど、この議案は、たしか子牛を購入するときにその代金を貸し付けし、その牛が成牛になると売却した代金からその貸付金を回収するという制度ではなかったかなと思うんですけど、また今度この制度が国の廃止により議案が上程されたわけですけど、この制度が発足して以来、何件の貸付件数があったのかお聞きしたいと思いますし、また、全体としてこの貸付金額が幾らになるのかお示しをいただきたいと思います。

　また、議案第14号の一般会計の中において、12款使用料手数料の中で今年度は約１億6,394万5,000円、18年度の当初予算では１億5,441万4,000円となっているわけでございますけど、その差額約1,000万が今年度増収が見込まれておるわけです。その大きな要因として、この増収が見込まれる要因は何なのか。各所管にわたって今、各所管から議案が上程されておりますけれども、農業集落排水、またあるいは公共下水道の収入、手数料等の収入が値上げ等がなされておるわけですけど、恐らくや各所管等にまたがるわけでございますけど、そのまたがる各所管の方々から18年度、19年度の手数料及び使用料のいわゆる細かな内訳を示していただきたいと思います。今年度は町民に対してどれだけの負担が強いられるのか、その額を懇切丁寧にひとつお示しをいただきたいと思います。また、その中において私の質問を再度させていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

議長（新平悠紀夫）

農林課長元谷猛君

農林課長（元谷猛）
肉牛の資料、今取り寄せて、調べてすぐお知らせしますので、しばらくお待ちください。

議長（新平悠紀夫）
企画財政課長坂口良生君

企画財政課長（坂口良生）
久田議員の質問にお答えいたします。
予算書では22ページになるかと思いますけれども、12款の１項使用料で、本年度１億6,394万5,000円、前年度予算が１億5,441万4,000円。前年対比といたしまして953万1,000円の増となっております。その内訳は、主に３目の衛生使用料、本年度8,353万2,000円となっております。説明欄で多目的交流センター5,308万8,000円、前年度対比といたしまして1,423万8,000円の増となっております。これは第二多目的ホールの建設に伴う使用料の増が主な要因であります。
以上です。

議長（新平悠紀夫）
下水道課長浜中工君

下水道課長（浜中工）
ご質問にお答えいたします。
久田議員さんの方から公共下水道、それから農業集落排水、それから漁業集落排水の19年度の使用料の見込みというようなご質問だったと思いますけれども、19年度の見込みなんですが、先ほど言いました３つの特別会計で使用料収入2,188件を見込みまして、今議案でお願いしておる158円にいたしますと9,903万7,000円の数字と踏んでおりますので、ひとつよろしくお願いいたします。9,903万7,000円でございます。
以上です。

議長（新平悠紀夫）
水道課長幸地秀信君

水道課長（幸地秀信）

水道課よりの管轄で簡易水道事業からご説明申し上げます。

簡易水道事業の水道使用料につきましては、ほぼ前年と同じような状況でございますけれども、110万円余りの増につきましては、再編による件数等の増が主要因ということでご理解をお願いいたします。

また使用料につきましては、開閉栓手数料ということで、ほぼ前年並みの７万円を見込んでおりますので、よろしくお願いいたします。

また上水道事業につきましては、今年度1,607万6,000円、対前年比で減額を見込んでおります。これにつきましては、以前よりのご説明でも若干申し上げたかと思いますが、内浦サンケンの使用料がこの17年の８月から１年間にわたりましての使用料が減となっております。これにつきましては、最終的に10万トンほど２年にわたって減っております。金額にしますと約2,000万円になります。それから、人口が約２％程度減ってきておりますので、それに換算しますと約500万円ぐらいが年間で減ってきておるというような状況でございまして、今年度はそのうち1,600万円を減の見込みとさせていただいておりますので、よろしくお願いいたします。

議長（新平悠紀夫）

15番久田良平君

15番（久田良平）

今、各担当課長からそれぞれに答弁をいただいたわけでございますけれども、私の聞きたいのは、課長さん方ちょっと勘違いされているのかなと思うんですよ。18年度と19年度で各家庭において、例えば一般家庭において18年度と19年度のいわゆる町民負担がどれだけふえるのか。その事業の中身、例えば今の公共下水道、農業集落排水に対しては手数料条例が改正になりますから１カ月当たり大体平均家庭でこれだけの負担金がふえますと。また、恐らく衛生費の中においては、例えば肺がん検査が幾ら、乳がんの検査が今までは500円だったけど今年度から600円になりますとかいう各町民に対してどれだけの負担増を強いるのかということを私聞きたいと思っておるんです。

それは各全般に所管にわたって、いわゆる特別会計もあるだろうし、いろんな所管にわたると思うんですよ。その中の項目をきちっと挙げて、18年度と19年度はここが違いますよ、町民に対してこういう検査をするとこれだけの負担がかかりますよという中身を懇切丁寧に私は教えてほしいとお願いしておるんです。

それだけをさらに、いま一度答弁を願いたいと思います。わかりますか。

議長（新平悠紀夫）
　下水道課長浜中工君

下水道課長（浜中工）
　どうも失礼しました。
　今ほどのご質問なんですが、現在126円から158円に改定を上程させていただいておるんですが、そういった改定によりまして今現在１カ月25トンで計算いたしまして、月750円、年間にしますと約9,000円の増になりますので、よろしくお願いいたします。

議長（新平悠紀夫）
　健康福祉課長中口憲治君

健康福祉課長（中口憲治）
　私の方から、検診の手数料に関しまして説明いたします。
　従来、基本健診の分は無料で健診しておりました。その分を19年度より700円んにしたいということが主な理由でございます。
　あと、がん検診に関しましては、一律的に大体私らも業者委託しておりますので、その業者委託分に関しての２割程度を負担していただく。そのために、現在負担していただいている金額に関しまして上がるものもありますし下がるものもございます。その中身ですが、現在、胃がん検診が500円ちょうだいいたしますところを800円と考えております。それから子宮がん、同じく500円が700円と考えております。乳甲状腺が、これはマンモグラフィと触診とありますが、それを合わせて1,000円ですので、これは同額の1,000円といたしております。それから大腸がんが500円のところを300円という形に考えております。それから肺がんが同額の500円。それから前立腺がんが500円が1,000円と。主にそういう形で、あと施設検診もございますが多少違いますけど、主な金額はこれになります。

議長（新平悠紀夫）
　15番久田良平君

15番（久田良平）
　今、各担当課長からお聞きしたわけでございますけど、少なくとも下がるものもあるでしょうけど、大きな町民が負担を強いるわけでございますけど、財政的には大変厳しい中で予算編成をされたことでしょうけど、ただ大きなこと

は言えるのは、私は歳出も大事だけど、やっぱり町のために大きなウエートを占めるのは歳入をいかに確保するか。歳入あって歳出があるわけですから、歳出をどれだけカットしても歳入がないことにはそれ以上の大きなものはふえないわけでございます。その中で、18年度は今の町民税、県民税やいろんなもろもろが収入として見込まれるわけでございますけど、大きなことにおいて、18年度はいわゆる未済額、滞納繰越金額がどれだけあって、どれだけの収入を回収されたのか。また、今後どのような滞納繰越額に対して今後どう取り組まれるのか。その辺をお聞きしたいと思います。

議長（新平悠紀夫）

税務課長藤村秀雄君

税務課長（藤村秀雄）

久田議員にお答えいたします。

能登町の18年度の過年度の未収額、町税及び使用料、負担金、分担金等も含めましてでございますが、当初で19年の３月１日現在でございます。４億5,800万円の未収額に対しまして、３月１日までに税務課、各所管の担当課含めまして7,190万円ほど徴収を行っております。それで未収額は３億8,500万円となっております。

これからの徴収については、17年度から収納対策室が税務課内で設置されまして税を含む形で徴収を行っているわけですが、各所管の担当課についてもアドバイス等を行って進めてまいっております。先般も各所管の担当者を含めまして会議を開きまして、徴収に向けた方向づけを話し合っております。今後ともやはり税の公平、公正ということも含めまして徴収に取り組んでいきたいと思いますので、ひとつよろしくお願いいたします。

議長（新平悠紀夫）

15番久田良平君

15番（久田良平）

これで最後にしたいと思いますけど、また農林の方は後でまた私の方へ知らせていただければ結構ですし、またそれなりに対処したいと思います。

最後になりましたけど、先ほど税務課長からも説明はございましたんですけど、滞納繰越額が４億5,800万円の中で、18年度、収納対策室が取り組まれたのは収納済み額が7,190万円ということで、大きな成果が私らあったと思っております、私自身は。大変ご苦労なされたと思うんですけど、その中において、き

ょうもたまたまマスコミ等が新聞紙上の中で、いわゆる滞納者の行政サービスの制限ということで、ある県のある町がいわゆる悪質な滞納者に対しては行政サービスの制限ということも議会に提案されたらしいです。そういうものもまた今後勉強されたり、またいろんな研究をなされた中において、いわゆる町民に対して公平、公正で税の執行に当たってほしいし、また収納対策室においては、いわゆる固定資産税とか町税だけではなくして、開パまたいろんな負担金、またこういう肉牛の貸付金等々がるる多大に滞納が目立ちます。

その中において、町長は今後少なくとも収納対策室に一本化されて、いわゆるいろんな負担金、貸付金等をその収納対策室に一本化されて、さらに強化して収納アップを目指すことに対して、町長は今後どう取り組まれるのか。その町長の所見をお聞きして、私の質問を終わりたいと思います。

議長（新平悠紀夫）

町長持木一茂君

町長（持木一茂）

今の久田議員のご質問なんですが、やはりこれまで収納対策室で頑張ってくれた結果が今出ていると思います。これは町税なり固定資産税なりそういった税のみならず、やはりあらゆるものの使用料というのは滞納分が出てきていますので、そういうのも含めて収納対策室では取り組んでいかなければならないと思っています。そのためにも各課と収納対策室が連携をとりながらやっていかなければならないというふうに思っています。

15番（久田良平）

私の質問の趣旨とちょっと答弁内容が違うと思うんですけど、私の質問したのは、いわゆる町税だけではなくして、例えば開パであろうと、いわゆる肉牛の負担金であろうと、住宅の滞納であろうと、そういうものを一括して収納対策室にそれを全部集めて、そしてそこでさらに人員を配置して強化して収納率のアップを目指すということに対して、町長はどういう見解をお持ちなのかということを私聞いているんです。

今は、各例えば町税と、あとは収納対策室が……。

休　　　憩

議長（新平悠紀夫）

しばらく休憩しておきます。　　　　　　　　（午後１時２９分）

再　　　開

議長（新平悠紀夫）

休憩前に引き続き会議を開きます。　　　　　　　　　（午後１時３２分再開）

町長持木一茂君

町長（持木一茂）

今の久田議員のご質問なんですが、収納対策室に一本化して人員を多く配置して、そして徴収に当たればどうかというすばらしいご提案だというふうに思います。ですから我々としても可能な限りその方向に向けて協議していかなければならないのかなというふうに思っています。それによって徴収率が上がれば、これは町のためになりますので、そういう方向も視野に入れながら検討させていただきたいというふうに思います。

議長（新平悠紀夫）

ほかにございませんか。19番山﨑元英君

１９番（山﨑元英）

労働政策の推進という観点からお尋ねしたいと思います。

先ほど町長の19年度の一般会計予算の説明の中で、バランスのある産業の育成を行うと。第１次産業、第２次産業、第３次産業のバランスある育成を行うんだというお言葉がございました。バランスのある産業の育成ということになりますと、やはり産業基盤の充実ということ、これはハード面もあろうと思いますけれども、ソフト面もあろうかと思うんです。

それでまず第１点、これは町長のご感想をちょっと聞かせてほしいんですけれども、先般、有効求人倍率というものが石川労働局から１月分として発表されました。非常に景気も上向いてきているので求人率がよくなってきている。例えば石川県全体では1.38倍になってきている。ただ、それを職業安定所別に調査した結果によりますと、金沢が1.67倍、これは県の平均よりも上がっていると思うんですけれども、それから能登へ来まして羽咋が0.83倍、１を割っておるわけですね。それから穴水が0.63倍、それから能都職業安定所が0.45倍という数字が報告されております。この数字につきまして、ハード面とかあるいはソフト面でも結構ですので、町長のまずご感想をひとつ述べていただきたいと思います。

議長（新平悠紀夫）

　町長持木一茂君

町長（持木一茂）

　確かに今山﨑議員がおっしゃるように、石川県全体では１を超えているという状況ですが、能都に関しては0.45という求人倍率であります。非常に少ない数字だというふうに私は思っておりますし、これを上げるためには、やはり企業誘致というかそういうのも必要でしょうし、あるいは地元の事業所を支援することによって一人でも雇用をふやしていただくというような手だても考えていかなければならないということで、町としてはそういった事業所に対する支援も今現在やっておりますけれども、そういった既存の地元の事業所に支援、そしてまた企業誘致、あるいは起こす方の起業誘致、起業支援というのをやっていかなければならないのかなというふうに思っております。

議長（新平悠紀夫）

　19番山﨑元英君

１９番（山﨑元英）

　町長の今のご答弁の中で、個別の事業所の支援というものが必要になってくるであろうという答弁がありました。そこで、一般会計予算の中では第５款の中で労働費というものが計上されております。その労働費の内容を見てみますと、ほとんどが補助金及び交付金になっているということで、先ほど町長が言われた事業所の支援にかかわるようなものがほとんど数字の上には出ていないわけです。

　例えばソフト面で考えていきますと、そこに働いている人たちの福利厚生の問題、あるいは職場環境の整備の問題、あるいは労働関連法によります例えば労働時間であるとかそういう指導、それから職員の健康管理であるというようなものをソフト面からもやはり支えて、いい職場をつくっていく。そのための労働政策を推進する必要があるのではないかなと思うんですけれども、この予算書の中にはそれがあらわれていないような感じがするわけなんですけれども、どのようにお考えでしょうか。

議長（新平悠紀夫）

　町長持木一茂君

町長（持木一茂）

旧能都町時代から事業所に対する融資の利子の分を補助するとか、あるいは雇用保険の一部を補助するとかいうのをやっておりました。今回その予算書には載っておりませんが、そういったこともこれからまたさらに必要かなという気もしますので、地元の事業者の支援というのは考えていかなければならないというふうには考えております。

ただ、やはり今非常に財政厳しい折ですので、そういった面も含めて考えていかなければならないのかなというふうには思っております。

議長（新平悠紀夫）

19番山﨑元英君

１９番（山﨑元英）

これからのソフト面のそういう充実をしていきたいというような答弁をいただきました。そういうことが行うことによって求人も多くなってくるのではないかと。そしてまた、産業も確かに足を一歩進めるのではないかなという感じもいたしますので、ぜひそういう政策には推進をしていただくということを述べさせていただきまして、質問を終わります。

議長（新平悠紀夫）

ほかに質疑ありませんか。７番奥野清君

７番（奥野清）

それでは、私の方から建設課長にお尋ねをいたします。

次に、また条例の議案第38号も担当課長にお尋ねいたします。

まず、道路橋梁の維持管理費ですが、4,500万盛ってあるんですが、昨年度は4,000万、500万ふえているんですが、私ふえたのに対してどうのこうのではないんですが、財政厳しい折、私の考えといたしましては、もっと大々的に改修したいが財政が厳しいから急場しのぎに工事をしようというのではないかなと思っているんですが、病気と一緒でございまして、財政が厳しいから急場しのぎをすることによって、それがだんだん病気が大きくなるということは、例えばアスファルトの舗装が少し傷んでいる。安全性に欠けるから急場しのぎに穴を埋めたいが金がないからほうっておくと、２年、３年になりますとだんだん穴が大きくなって余計財政を圧迫するのではないかというような思いで質問をしております。

担当課長も役場におりますと、やはり区長さんなり住民直接から修繕、補修のお願いがあるかと思いますが、担当課長はその要望に十分こたえられた予算

なのか、ひとつ担当課長にお尋ねをいたします。
それと、議案第38号ですか、ダムの条例の関連ですが、これは旧能都町時代からの事業でございましたので、その事業というかダムの機能を少し説明を願いたいなと思っております。管理ではどのように管理をしていくのか。このダムは、私の思いでは本当に機能を発揮するのは何月ごろなのかなという、そういう点をお尋ねをいたします。
以上でございます。

議長（新平悠紀夫）
建設課長井下勉君

建設課長（井下勉）
奥野議員にお答えをいたします。
道路橋梁費の維持管理費ですが、この金額のことでありますが、住民の皆さんあるいは区長さんを通じていろいろな要望が上がってくるわけでありますが、改良にしろ、あるいは維持管理にしろ、半分くらいは要望にこたえているかなという感じがいたします。ただ、こちらを立てればあちらが立たないということもございますし、それには財政も伴っておるわけでございますので、それが適当な金額なのかなと。今現状ではそんなふうに思っております。
恐らく町長言うように、二、三年後には必ず財政を持ち直して、皆さん方のご要望には100％聞けるのではないかなと、そんなふうに思っております。
それから、病気のことを言われましたが、私も小さな穴でも病気と同じであります。まず診察を受けて、そして病状を見つけて、それを診察するということだというふうに思いますので、小さなものについてはできるだけ積極的にやってあげたいと、そんなふうに思っております。
以上です。

議長（新平悠紀夫）
農林課長元谷猛君

農林課長（元谷猛）
今ほどの奥野議員のご質問にお答えいたします。
寺田川ダムは、堤体工事、本体工事は完了いたしております。総事業費約52億でございます。本年度は、パイプラインの1,500メーター、1.5キロほどのパイプライン事業を予定しております。それが大体２億4,400万ほどかかります。それが完了すれば、19年度で完了する予定でございます。19年度で完了すれば

来年度から、20年度からポンプが稼働するということになります。
　その維持管理でありますけれども、県営事業でありまして、維持管理は町となっております。その維持管理の主なものは電気料でございます。あと保守点検とかそういったものが入ってまいりますけれども、本年度100万ほど保守管理として予算化をいたしております。稼働は来年というふうになります。
　以上でございます。

議長（新平悠紀夫）
　７番奥野清君

７番（奥野清）
　ありがとうございました。
　今の建設課長の答弁を受けまして少し町長にお尋ねをしたいんですが、区長さんなり地域住民から要望を受けて50％しか対応できないというように私は判断いたしまして、３年後には財政が少し立ち直れば100％になるというようなお言葉でございましたが、町長、私先ほど病気を申したとおり、本当に今小さい早期の病気で治せば財政も助かるということでございますので、担当課ともう少しまたお話をいたしまして、本当に小さい早期に発見をいたしまして修繕をすれば、私はその穴が、病気がふさがるのではないかなという思いと、やはりまた安全、安心なまちづくりのためにも、ひとつまだまだ能登町も道路の改良がおくれると思いますので、その辺の町長の考えをお尋ねいたします。
　以上でございます。

議長（新平悠紀夫）
　町長持木一茂君

町長（持木一茂）
　道路に関しましても病気に関しましても、やはり早期発見、早期治療というのが一番ベストだというふうに思いますので、そうした奥野議員がおっしゃるような小さな修繕をきちっとやっていかなければならないのかなというふうに思っております。
　それと、やはり住民の皆さんの要望はたくさんありますけれども、緊急性とか危険性とかそういうことも踏まえながら順序をつけてやっていかなければならないのかなというふうに思います。
　それと、先ほど建設課長が３年後には100％というお話もありましたが、なかなか100％は難しいのかなと。99％ぐらいはしてあげたいなというふうに思って

おりますので、よろしくお願いします。

議長（新平悠紀夫）
　ほかにありませんか。５番向峠茂人君

５番（向峠茂人）
　予算書の109ページ、６款農林水産業費の中で、節の説明の中で農村振興整備事業のあれで１億3,150万ほど盛って、その中で16節の原材料費で380万ほど盛ってありますけど、さきの全協の説明の中にはカヤ葺き屋根の修理と私はちょっと聞いて、あとのはちょっと私聞き漏らしたかなと思いますが、これは私の想像するには植物公園の合鹿庵の屋根の修復かなと私は考えております。その中で380万程度の材料費で両面の修復ができるのか。片面なのか。平成19年度で屋根が修復されるのか。その点をひとつお答え願います。

議長（新平悠紀夫）
　農林課長元谷猛君

農林課長（元谷猛）
　向峠議員のご質問でございます。
　農村振興総合整備事業１億3,158万5,000円、この事業を超える大きい事業でありますけれども、集落道の整備とか金山地区の飲雑用水、そこにカヤぶき屋根の伝承保存ということで、合鹿庵のカヤ葺き屋根のふきかえを予定いたしております。事業費で約900万を予定いたしております。
　昨年度、カヤ葺き技術伝承協議会という協議会を設立いたしております。その中で委員さん18名おいでます。その18名の方でこの合鹿庵のふきかえをやっていただこうというふうに計画をしているわけでございます。
　その中で、予算の中身に入りますけれども、賃金で267万1,000円盛っております。これがこの方らへの作業賃金でございます。また、工事請負費の方に１億1,000万ほど予算を盛っておりますけれども、この中に足場代300万円ほど含んでおります。原材料費317万9,000円予算盛ってございます。これがカヤの購入費であります。カヤ及び縄等の購入を予定いたしております。カヤにいたしまして約2,000束余り要るのかなというふうに思っておりますが、原材料として購入し、カヤをふきかえたい、屋根をふきかえたいというふうに思っております。
　工事ですけれども、５月の中旬ぐらいにかかりまして、６月いっぱいで屋根のふきかえを完了いたしたいというふうに考えております。一応、総事業費で

910万ちょっとでございます。
以上でございます。

議長（新平悠紀夫）
５番向峠茂人君

５番（向峠茂人）
今年度着工で６月で仕上がると。大変迅速な仕事内容かなと思います。
あの施設は、皆さんご存じだと思いますけれども、大変風光明媚な公園内にあって、またあの屋敷も大変立派なもので、ましてまたあの建物は今どき珍しいカヤぶきでございます。そういう意味で早急に直されることは大変よろしいかと思います。
またそして、私はあの貴重な建物をできたならば町の迎賓館とは言わなくても、町の重要な会議の他町のそういう会議にも使われてもいいかと思いますが、町長はあの施設をどう認識されているのか。今後どういう考え方であの施設を持っていこうとしているのか。考えの一端をお聞かせください。

議長（新平悠紀夫）
町長持木一茂君

町長（持木一茂）
あの合鹿庵は非常に町にとりましても貴重な財産だというふうに私は思っております。ですから来年度カヤ葺きのふきかえもするわけなので、今現在は公社の方に委託しておりますが、そういった町の宝という意味では、そういったお客様のもてなしの場にも使えるのではないかというふうに思っておりますし、また、あそこを見学していただいて植物公園も利用していただくというような形もとれますし、また、あそこで食事をしていただくということで、能登町の食の文化にも触れていただけるのではないかなというふうに思っておりますので、非常に利用価値は高いというふうに思っております。

議長（新平悠紀夫）
５番向峠茂人君

５番（向峠茂人）
せっかく合鹿庵を修復されるなら、ついでなんですけれども、あそこに前の池があって白鳥が泳いでいます。池の周辺にものり面が若干ところどころ崩壊

しつつあるようなところが何カ所もありますので、できたらそういうところもまた景観を損ないますので、またその修復もひとつ頭の中に置いて今後対応していただきたいと思います。
終わります。

議長（新平悠紀夫）
３番河田信彰君

３番（河田信彰）
議案第７号の公共下水道事業についてと、議案第10号の浄化槽整備促進事業のことについて尋ねたいと思います。
去年の12月議会で、鵜川地区の下水道は地区住民のアンケートの結果47％程度の賛成だったと聞いております。合併浄化槽にすると決定されているが、最近聞くところによると当時の説明会で説明不足が少しあったかと。賛成者が少なかったと聞いております。今は賛成者が約70％近くほどになってきていると聞いておりますが、区長さんからもそうやって言われている、住民の人たちも言っていると。僕も多少聞いているんですが、今後再検討の考えはないのかお聞かせください。
それと、50ページの生活交通対策費の中ですが、のと鉄道の宇出津駅、跡地利用検討委員会が存在しますが、どのように再開発されようとしているのか具体的に説明してほしいのと、のと鉄道の廃止後、石川県はモデル図面設計をもって新聞発表してはいるが全く姿が見えてこないが、町と県との話はどうなっているのかをあわせてお聞かせください。

議長（新平悠紀夫）
下水道課長浜中工君

下水道課長（浜中工）
河田議員さんの、まず１点目の質問に対してお答えいたします。
鵜川地区の下水道事業の整備手法につきましては、さきの12月議会定例会でそういったアンケート調査の結果を踏まえて、この席上においてご説明申し上げました。その結果につきましては、波並から矢波、七見、鵜川と全体の下水道整備した後のそういった接続する方のそういった数字が47％でございました。なおかつ今、河田議員さん鵜川に絞られてお話しされましたけれども、鵜川地区におきましては46％の数字でございました。そのちょっと後に、正月明けに鵜川地区の７名の区長さんの方から、能登町長、持木町長あてに陳情書が上が

ってまいりました。その結果、約66％の数字だったかと思います。その結果を踏まえて、町長、それから助役にもご報告申し上げましたし、今現在のところ先ほど言いました66％というのは、確かに事業を執行していく中ではやはり弱い数字かなという思いにおるんですが、先般、新平議長さんあてにそういった６名の方、再度陳情されまして、議長さんあてにも陳情されておりますので、その点も踏まえまして整備手法の検討をしてまいりたいと。今現在そういう考えでおりますので、ひとつよろしくお願いいたします。

以上です。

議長（新平悠紀夫）

企画財政課長坂口良生君

企画財政課長（坂口良生）

のと鉄道の跡地利用ということで、昨年、のと鉄道の跡地利用の特別委員会が設置されまして、計７回の実施を受けましていろいろと検討いたしました。その中で、以前に新聞報道で県があたかも宇出津駅の施設を県が実施をするというような形の報道がされたかと思いまして、昨年、17年、県の方へその内容につきまして協議に行ってまいりました。その結果、まず実施は町が実施をするんだと。あくまでも県ではなくて町が実施するんだと。その後押しを県が支援をしますという結論、簡単に言えば結論はそういうことでございました。

それで、駅の跡地利用としては松波駅、それから九十九湾小木駅、縄文真脇駅、宇出津駅、鵜川駅等々がありますが、その中で19年度にはその５つをすべて利活用するのはなかなか困難だということで、19年度に予算計上しておりますのは、検討委員会は宇出津駅の跡地利用を検討するということで報酬等の予算を計上いたしております。

具体的に16年末にモデル構想が県と町、いろいろなところでつくり上げたものがありますけれども、それは漠然とした大きな金額でもあり、より具体性に欠ける点も多々ありますので、今後それに向けて実務にできるような格好の駅の跡地利用ということで今年度から思っています。ただ先般、役場の中でそれぞれの跡地利用、それから一番大切な安全、安心の陸橋とか橋梁等の大変危険なところがありますので、今、関係課と３月なんですけれども雪が大変少なくて回れるかなと思ったら、きょうのように雪が降ったんですけれども、来週中から線路を全部歩きまして危険の度合いを調査するという段取りで進めております。

以上です。

議長（新平悠紀夫）

３番河田信彰君

３番（河田信彰）

まず、浜中課長にお聞きいたします。先ほど説明不足だったのではないかと指摘させていただいたんですが、その件についてと、合併浄化槽にする場合、鵜川の町といったら道しかないです。そういうときには、やっぱり住民がすごく困るのではないかなと。多少においは絶対出てくるものだと思っておりますので、どんなものでしょうか。その辺もちょっとお聞きしたいと思います。

課長、ありがとうございました。また宇出津駅を大切に、いい町にしていってください。よろしくお願いします。

その２点、ちょっとお願いいたします。

議長（新平悠紀夫）

下水道課長浜中工君

下水道課長（浜中工）

ちょっと失礼させていただきました。

まず、鵜川地区におきましては、昨年の６月にそういった地域へ出向きまして説明会を開催させていただいております。そういった中で、まずやはり公共下水道にやる場合は、まず７割以上の賛同をいただきたいと。そういうことをまず１点申し上げております。それから負担金25万円、それから使用料の問題、また宅内の接続のそういった費用の問題とかいろいろ説明してございますので、今ほど河田議員さん指摘されました説明不足ではなかったのかなという担当課の現在の思いでございますので、地域の方には丁寧に説明したつもりでございます。

それと、もう２点目の合併処理浄化槽。確かにそういった景観の問題も区長さん方おっしゃっておられますけれども、例えば合併処理浄化槽にした場合、やはりそういった設置場所を町の方で用地を確保するとか、それから今現在、合併処理浄化槽は道路の埋設の占用物件に対応できますので、その辺も踏まえて、もしそういう方向づけになりましたらその辺も踏まえて対処していきたいと。そういうような思いにおりますので、よろしくお願いします。

議長（新平悠紀夫）

３番河田信彰君

３番（河田信彰）

恐らく説明不足だったと思っておられるのは、恐らく合併槽が道にマンホールをぽんぽんとあるんじゃないかとか、そういうことを説明されていないから説明不足だったと多分言っていると思うんです。ですけど、合併浄化槽も一応国でいいと言われてやっているものなので、悪くはないと思うんですけど、あれだけの町になくて50軒とかのところにあるというのもおかしいと思うので、その辺また地域住民の方々と担当課の人たちがちょっと足を運んでいただいて、また検討していただければ幸いだと思いますので、またひとつよろしくお願いいたします。

ありがとうございます。

議長（新平悠紀夫）

ほかに質疑ありませんか。14番鶴野幸一郎君

１４番（鶴野幸一郎）

それでは、二、三質問させていただきます。

議案第27号、給与の削減の問題でございます。人件費もしくは公債費、これはやはり財政再建のキーワード、キーポイントである、こういうふうに思っておりますので、ひとつ真剣に取り組んでいかねばならぬ課題であろうと、こう思っております。

そこで、55歳から２％、56歳からプラス１％ずつ上がって、最終的に59歳で６％減額する、こういう条例でございます。これはこれとして、私はちょっと気になるのは、50歳定年という――勧奨ですね。50歳定年じゃない。50歳でやめてくれませんかという勧奨退職を依頼している。こういうことなんですが、250名ぐらい対象者がいるのではないか、こういうふうに聞いておりますが、この50歳と決めたのは、年齢制限されたのは、単に給料の問題なのか、それとももう50過ぎたら要らんわいやということなのか。ここにいらっしゃる方はみんな皆さん50を超えておられるわけですが、我々もほとんど50を超えておりますが、もう世の中に間に合わんのじゃないかというような意味なのか。非常に気になるんですが、ひがみかもしれませんが非常に気にしております。もしも皆さんそっくり勧奨に応じられてやめた場合、果たして町の機能が成り立つのか。こういう問題ですね。まさかそんなことはなかろう、やめることはなかろうというふうに思っていらっしゃって、そして250名に対してみんなやめませんか、やめませんかと勧奨されたのか。この辺一体どうなのか。こういう点をひとつお聞きしたい。

それから、もしも勧奨に応じられて、そしてことしは約何名、来年は何名、

その次は何名、こういうふうに見込まれて、そして最終的に何億、どのくらい予算が確保できると考えていらっしゃるのか。年次別に予定、予想額、予想人件費削減額、これを聞かせていただきたいということが１点でございます。

それと今度はがらっと変わりまして、２点目ですが、学校給食費の問題につきましてちょっとお尋ねしたい。これは実は所管でございますけれども、私、教育民生の所管でございますけれども、ちょっと課によって対応が違いますので、違う点がございますので、ちょっと町長の見解、統一見解を求めたいということで、ここであえて質問させていただきます。

旧内浦町において給食員の皆さんに対しまして退職金を支払うと。これ多分臨時さんではなかろうかなと思うんですが、そういうお約束があったということで、それを忘れておったのか、あるいは漏らしておったのかミスしたのかわかりませんが、２年前にさかのぼって、そして退職金というものを支給したいと。こういう案件みたいですね。

この点、正確にちょっと教えていただきたいというふうに思います。この点、ひとつお答えをいただきたい。

議長（新平悠紀夫）

総務課長田下一幸君

総務課長（田下一幸）

まず初めに、50歳以上と決めたのはどういう根拠なのかという１点目の質問ですけれども、今、能登町の職員の勧奨退職条例の中では、50歳以上かつ勤務年数が25年以上の者を勧奨退職の対象者とするということが定められております。いわゆる25年ということで、年金受給の関係が大いに関係しているということで、そこで受給権が発生するということをもってその年齢を定めておるものであります。

次に、今回の55歳から給与を２％、さらに１年加えることによって１％加算する給与の減額を行うという給与条例の改正でありますが、その趣旨は、いわゆるこれによって勧奨を促すという基本的な思いがあります。給料が下がって、また給与が下がるということは年金も下がりますし退職金も連動して下がってくることになります。そういった方々に少しいわゆる55歳をピークにして給与を少しずつ減額していって勧奨を促すという制度であります。

その勧奨にいち早く応じていただいた方には、減額についてまた緩和する、また前年から期末、勤勉手当の20％の削減を３年間ということで決めさせていただいておりますが、これについてもその申し出た人に対しては減額措置を行わない。また、若干の特別昇給等をするというふうな優遇措置もあわせて制度

改正を行おうといたしております。そういった促進を図る意味合いの思いであります。

そこで、どのような効果が期待できるのかということでありますが、今回は直接的には即効果ということではございませんが、ただ町長提案理由の中でもきのう現在ですか、35名の方がこれは２カ年を通して申し込まれております。通年の定年退職と勧奨による退職というものでありますが、19年度ベースで例えば今出されている人たちのものを考えていった段階で、18年度総額としては勧奨、いわゆる職員の中でも年齢が高い人に属しますので、それにかかわる人件費というものはかなり平均の人件費より高うございます。したがって、２億5,000万ぐらいできるのではないかなと。また、19年においても２億強の金が出てくるだろうと思っております。

ただ、18年度は……。少し訂正させていただきます。18年度が約9,000万です。19年度で２億です。合わせて約３億近く。ただ、これはいわゆる定年を少し繰り上げて、繰り上がったという感覚でとらえていただきたいなと。財政的な見地から話ししておるんですけれども、若い人ほど例えば効果が５年分出る。例えば55歳ならば５年分出てきますし、59歳ならば１年分です。そういうことで、財政効果というものはお一人お一人、その人が確定しないことによってははっきりした数字は出てきません。

ただ、今冒頭にも町長も話ししました財政再建集中期間について、このことを今一つの手がかりとして始めていく。全員協議会の場でも申しましたし、また全職員というか、その対象職員に対しても申し上げました。これでいわゆる人件費総額を抑制するわけでありますが、一方、いろんな行政改革、また逆に三位一体改革の中で、いわゆる分母になるものがこれ以上の我々が当初予想した以上のスピードでやってくるならば、さらなるものについて互いに痛みを分かち合いながら町を運営していかなければならないということについても職員にお願いしておるところでありますので、何年にどれだけのものがということがはっきりまだ言える段階ではございませんが、本年度はそういうきっかけの年にいたしたいということで提案しておるところでありますので、よろしくお願いいたします。

議長（新平悠紀夫）

学校教育課長國盛孝昭君

学校教育課長（國盛孝昭）

お答え申し上げます。

学校給食の調理員の雇用条件についてのご質問ですけれども、現在、合併し

て２年目に入っているわけですけれども、終わるわけですけれども、この中で特に学校公務員もちろんですけれども、給食関係でさまざまな条件の中で３町村が雇用をしてまいりました。その中で若干調整部分が必要になってきたということで、議員ご質問の旧内浦町での退職金というふうにおっしゃられたわけですけれども、内規としては退職慰労金というものの制度としての内規が教育委員会でございました。その内規に従っていくと、調理員が臨時ですけれども勤める中で、勤めた年数によって退職時点で町の一つの考え方で慰労という名目で一つの退職に対するお金を、何らかのお金を出していた。こういう制度でございます。

実際は新しい町でいろいろな条件整備をして一体化して、子供たちが同じような公平な条件のもとで教育が受けられるような、そういう環境整備を行ってまいりましたが、確かに議員ご指摘のありました合併時点、17年の３月の時点で私が一応引き継ぎを受けたわけですけれども、この中で大変申しわけないんですけれども、引き継ぐ項目がちょっと不明朗だったということで、大変申しわけなく思っております。当時の担当する私がもう少ししっかりしておれば、その時点で処理できたのかなというふうにも思いますけれども、今となってはそういった条件はやはりひとつ整理して、新しく19年度４月に雇用していく中で、皆さん同じような条件でひとつ雇用したいということで支給を決めたわけでございます。

今現在、調理員は７小学校の５中学校で35名おり、そのうちの旧内浦町で雇用して継続してきた調理員が11名おります。この11名の方に対して、17年の２月の時点にさかのぼって、その時点で一つの区切りをつけて、ここで一つの慰労という形のものを年度末の３月にひとつ精算するということで、今回の補正にこの金額を多少盛り込みさせていただきました。

そういうことなので、ひとつご理解をお願いしたいと思います。

議長（新平悠紀夫）

よろしいですか。14番鶴野幸一郎君

１４番（鶴野幸一郎）

まず、55歳の云々の問題でございますけれども、やはり50歳から勧奨するといっても一応50歳と決めた。一番肝心な私の聞いていた要らないんだということじゃなくて、いや、なくてというよりも要らないというふうにみんなとられがちですけれども、非常に精神的にやはり皆さんダメージを受けますので、受けていらっしゃるというふうに私は推測するんですが、やはりこういう勧奨、名目だけならやめるべきではないかなと。名目だけならですよ。

そして実際には55歳からの促すために55歳から２％ですよと、こういうことらしいですが、ある方から聞きますと、50歳ぐらいの方に聞きますと、結局は55歳までおれるんだなと。いや、２％ぐらいでほっとしたと。こういうふうに漏らされていた方もいました。事実、私自分の身にはめても２％ぐらいならいいでしょうと。55までしっかりと頑張らなきゃいかんなと、こういうふうに思われる方が多いんじゃないかなというふうに思います。

まして50歳からやめると、皆さんの年齢でやめるわけですから、経験、それからいろんな実績、知恵、知識、あらゆる面からとっても働き盛りでしょう。自分でおれはだめやと思っている方はいらっしゃらんと思うんですが、これからだと。これから町のために尽くせるんだと。こう思っていらっしゃるはずです。そういう人たちに対して、やめてくれんかと。口だけでもやはりそんなことは言ってはいけませんね。と私は思います。

そういうのは勧奨しましたと、自己満足しているんじゃないかなと、こんなふうにさえ感ずるわけで、そういうことはおやめになった方がいいのではないかなと。むしろ55歳から民間、ＪＲなんかでも55歳で退職だと。ＮＴＴもそうだと。みんなきちっと区切りをつけて、そして県の財団法人とかは55歳で半額だと。そのかわり、これから定年延びるんだと。少しずつ延ばしていくんだと。こういうやり方もやっていらっしゃる。将来を見据えると、やはりそういうことにもなるわけで、どうか場当たり、泥縄式のやり方はよくないなと、こんなふうに私は思います。

それと、またこれは私、一般質問にも取り上げさせていただきたいなというふうに思っておりますのでこの程度にしておきまして、もう１点は、給食調理員の方の退職慰労金。慰労金であろうが何金であろうが退職時に払うということでございます。重大な同じ職員間の格差があるわけで、これが放置されておったということは、やはり先ほど本人さんも認めていましたけれどもやはりミステイクであったということで、当人たちには責任はないということは明らかでありますが、それを今とやかく言うわけではありませんが、そういうふうに本来ならこれも皆さんが合併したときに、職員は給与は高い方に合わせようと、定年も長い方に延ばそうと、こういうふうになさったわけですから、これも内浦方式で慰労金はみんなにつけましょうと、こうやるのが私は本当だったんだろうなと、こう思いますけれども、それも後の祭りですので、こういう形をとられた。過去にさかのぼって、そして支給の形をとられたということで、やむを得ん措置なのかなと思いますけれども、さかのぼるというふうになりますと、私どうしても申し上げたいことが一つあります。

それは、旧能都町において私、議会に取り上げたことがあります。満88歳になったお年寄りに２万円支給するという話がありました。覚えていらっしゃる

と思います。満88歳。

議長（新平悠紀夫）
　ちょっとお尋ねしますけれども、質疑内容がちょっと外れていると思うんですが。

１４番（鶴野幸一郎）
　いやいや、外れていませんよ。

議長（新平悠紀夫）
　議題の中の予算案の中の質疑ですから。

１４番（鶴野幸一郎）
　だから今の関連で言っているわけです。

議長（新平悠紀夫）
　そのあたり簡略的にしていただきたいと思います。

１４番（鶴野幸一郎）
　はい。だからその統一、課によって違うので統一見解を町長に求めているわけで、外れていませんよ。
　やはりそのときにあったことは、要するに１年後に、あのときあたるはずだったものがどうしてあたらないんですかと。もう終わりましたと。旧能都町のことは終わりました。もう新しい町になったんだから、条例も変わったんだから。条例が変わったんじゃないんですよ。支給日が変わっただけだった。１年まとめてあげるよというのが、誕生日その日にあげますよに変わっただけ。支給日が変わっただけですよ。にもかかわらずこれはカットされた。こういう実態があったわけです。
　私、非常に残念でしたけれども終わったなと、こう思っていたんですが、また２年さかのぼってという話が出てきたら、ふっとそういう問題が浮かんできまして、この件について町長、同じようなお話だと思うんです。旧能都町の当時の課のミステイクで、そしてあたるべき資格を持った人にあたらなかった。今もそうですね。資格がある。約束した。それにあたらなかった。こういうことなんですが、同じ趣旨ではないかなと私は思うんですが、この点、町長の見解を求めたいと思います。

議長（新平悠紀夫）

町長持木一茂君

町長（持木一茂）

今回の退職慰労金と、その福祉金とは、趣旨は違うと私は思っております。

議長（新平悠紀夫）

14番鶴野幸一郎君

１４番（鶴野幸一郎）

趣旨は違いますよ。趣旨は当然違います。だけども、その趣旨が違っているのは当たり前ですけれども、さかのぼって旧の町において漏らしたことに対して、またさかのぼって措置してあげるということについては何ら変わりないことであって、お約束ですから。条例というのは約束したということです。町長と、そしてお年寄り一人一人とお約束をした。今の賃金も同じですね。退職金も。当時の内浦町の責任者、知りませんけれども、それがそういう内規をつくって約束をした。こういう点は同じではありませんか。決して違わないと私は思いますが、片手落ちはやはりいけないなと、こういうふうにご指摘を申し上げたい。

以上でございます。

議長（新平悠紀夫）

ほかにありませんか。

休　　憩

議長（新平悠紀夫）

３人ほどおいでるので、しばらく休憩したいと思いますが。40分に始めたいと思いますので、お願いします。（午後２時２９分）

再　　開

議長（新平悠紀夫）

休憩前に引き続き会議を開きます。（午後２時４０分再開）

質疑ありませんか。10番菊田俊夫君

１０番（菊田俊夫）

私も給食の件でちょっとお聞きしたいと思います。ページでいいますと167ページでございます。

能登少年自然の家の件の給食事業でございますが、2,560万ということで事業費が盛ってございますが、これは生徒数の数は何千人なのか。また、この給食費は１食幾らで出しているのか。それと、賄い材料なんですが、これはどういう形で取引されておいでるのか。地元の食材をどれほど使っておいでるのか。そのあたりも簡単ですがひとつお願いをいたします。

議長（新平悠紀夫）

生涯学習課長西戸人志君

生涯学習課長（西戸人志）

菊田議員のご質問にお答えをいたします。

先ほど生徒数というようなご質問がありましたが、少年自然の家の給食費に関しましては、生徒数というよりも利用者の給食数でございます。生徒数とは直接関係ございません。

まず参考までに申し上げますが、おおよそ利用者、18年度では約４万食です。給食の関係の賄い材料費の料金の計算でございますが、約３食を単位としておりまして、朝食、昼食、夕食ですね。これは積算根拠はありますけれども約1,080円です。３食で約1,080円。ところが、この給食費の委託料の中では県が100％委託をしておりまして、全体の経費の積算根拠の中では１万3,000食までは1,080円、それを超す分については、数字はちょっと間違いかもしれませんが１万3,000食を超しますと委託料が370円。その中には、その調理員の賃金も含めて積算根拠が１万3,000食までは1,080円、それを超しますと370円。年間の利用者数で金額的に賄いがおおよそ2,500万というような積算根拠になっております。

それから、賄い材料費の件でございますが、生涯学習課の担当の方でも指導しておりますけれども、ほとんどが町内の食材関係の業者にお願いをしております。これは極力こういうことにしておるんですが、実は入所者の数が定員が約200名ということになっておりますので、その材料を注文した際に一遍に200食そろえられない場合は町外の業者も利用をしているというのが現状でございます。

以上です。

議長（新平悠紀夫）

いいですか。よろしいですか。ほかにございませんか。２番椿原安弘君

２番（椿原安弘）

それでは、予算関係につきまして質問いたします。

歳入の件でございますけれども、昨年の12月議会で合併特例債の質問をしたところ、19年度はどの程度予算化できるかということでございましたが、約４億円以下に抑えたいという答弁でございました。そこで今回の予算を見ますと、合併特例債に係るものは２億50万円ですか、その数字だと思います。それで、どの事業に合併特例債を使ったかということの説明をお願いしたいんです。ということは、この予算書の11ページですか、第２表地方債の限度額の内訳がございます。この中身のどれが合併特例債に該当するのか示していただきたいと思います。

まず、もう１件ありますが、先に答弁いただきます。

議長（新平悠紀夫）

企画財政課長坂口良生君

２番（椿原安弘）

それでは、ちょっと時間がかかるようでしたら、もう１点の質問を先にしていきたいと思います。

予算書の15ページ、町民税でございます。対前年比１億2,203万2,000円の増となっておりますが、これは国の三位一体の改革によります所得税と今度は町県民税ですか、住民税の移譲分だと思いますけれども、一般のサラリーマンといいますか給料とりはもう１月から所得税が減額されておりまして、今度６月ごろ課税されます住民税はその分上がるということになります。そういうことで、例えばサラリーマンの場合でしたら、今まで所得税はボーナスが２回ありますけれどもそこにも加味されて引かれていたものが、住民税になりますとそれを今度は毎月の給料に割り当てられて徴収される。そういうことになります。そうしますと一気に増税されたというふうな感じを受けます。

ということで、例えば金沢市などは特別なチームをつくって、６月の納付書が発行された６月の10日ごろから６月いっぱいぐらいまでは20人体制でそれの対応ですか、電話とか窓口の対応の特別なチームをつくって対処されるそうでございます。特にこの能登町の場合は、合併してお金がないからまた増税されたと、そういうふうに解釈を受けると思います。そういうことで、特別な相談窓口ですか、そういうことの対処をされるか。

例えば、この条例に出ておりますけれども、各庁舎にはサービス課がなくな

ります。そうしてサービス室は残りますけれども、その中に、なれた税務のわかる職員がおればいいですけれども、そういうことで対処できない場合も出るかと思います。とにかく電話とか窓口に来られたら、親切丁寧に納得していただくよう説明をしていただきたい。そういうことを要望しておきたいと思います。

その辺について、税務課長、何か対策を考えておられますか。

議長（新平悠紀夫）

税務課長藤村秀雄君

税務課長（藤村秀雄）

それでは、椿原議員にお答えいたします。

今般、２月、県の担当課長会議がありまして、その席上で財源移譲について、やはり１月、２月においては所得税が減って、６月から課税の町民税がふえるということを町民の方に周知していただきたいとありました。それで、税務課としては、各サービス課にもお願いしているところですが、リーフレット、それも部数をとって行っております。また、１月については広報誌で町民税が６月から上がりますよという形で周知をしております。また、今ちょうど確定申告時期で受付をしております。個人の方が来られましたら、一応リーフレットによりまた６月からは町県民税上がりますよという形で進めております。

また、５月からは特別徴収の納税通知書が発行されますので、その下方の方に一応、町民税が増額されます、また６月には町県民税、皆さんのところの普通徴収の方々に納税通知書が行くわけですが、そのときについても何か資料等も含めて周知を行っていきたいと思っておりますので、ひとつご理解をよろしくお願いいたします。

議長（新平悠紀夫）

２番椿原安弘君

２番（椿原安弘）

そういうことで、窓口関係の対応につきましてよろしくお願いしたいと思います。

なぜ私がこういう質問をしたかといいますと、去る２月の13日でしたか、能登町町内会長、区長会の方々15人ほどでしたか、それから我々議員全部ですか、１人欠席で19名でございますが、懇談会があったわけです。その中で区長の方々から、能登町に合併してから役場職員の対応に心が入っていないと。十分な説

明がなく、ただ単なる予算がないとかそういうふうな答弁で終わると。親切心がないといいますか、心が入っていないと。そういうふうな意見があったわけです。そういうことで、そういうことのないようにということで、こういう質問をしたわけでございます。

　その場には総務課長もおられたからわかっておいでると思いますけれども、職員の接遇といいますか、そういう教育にもひとつ十分に力を入れていただきたいと思いますが、町長、これについて何かコメントありましたらよろしくお願いします。

議長（新平悠紀夫）

　町長持木一茂君

町長（持木一茂）

　ただいま椿原議員からご指摘のあった職員の対応なんですが、常日ごろから職員には、住民の皆さんに対しては懇切丁寧に対応するように指導はしてきておるわけなんですが、まだまだそういったご意見が出るということは、改めてもう一度職員に徹底させたいというふうに思います。

議長（新平悠紀夫）

　企画財政課長坂口良生君

企画財政課長（坂口良生）

　椿原議員のご質問にお答えをいたします。

　合併特例債の事業ですけれども、予算とはちょっと若干数字が違ってくるかと思いますけれども、使っている事業名は、まちづくり交付金事業、それから道路整備事業で側溝改修等の事業、それから町単の土地改良事業、それから新町通りの街路整備事業、防火水槽、町道白丸３号線整備事業、町道１号七見鵜川１号線整備事業等でございます。

　以上です。

議長（新平悠紀夫）

　よろしいですか。ほかにございませんか。１番酒元法子さん

１番（酒元法子）

　済みません。重なったようなお願いでございますけれども、先ほど河田議員がお願いいたしました件でございますが、鵜川地区の合併槽の件でございます

が、当初パーセントが低かったとおっしゃられました。確かにそうであったかとは思いますが、後々皆々様がお目を通していなかった点もあったようにお伺いしました。ですから再三陳情が出ておられるということでありましたならば、私も主婦の立場からして何とかお願いをしたいと思いますので、改めて申し上げました。どうぞよろしくお願いいたします。

議長（新平悠紀夫）
答弁は。

１番（酒元法子）
先ほどの件と同じだと思いますので、よろしいでございます。

議長（新平悠紀夫）
答弁必要ないですか。

１番（酒元法子）
ご依頼できますか。忙しいですので。

議長（新平悠紀夫）
下水道課長浜中工君

下水道課長（浜中工）
先ほど河田議員の質問にもお答えさせていただきましたけれども、今現在66%というような数字となっておりますので、その後に先ほども言いましたように新平議長さんあてにもそういった陳情書が出ておりますので、その辺も踏まえて、また町長さん、また助役さんとも協議しまして対応を協議していきたいと思います。
よろしくお願いします。

議長（新平悠紀夫）
20番大谷内義一君

２０番（大谷内義一）
それでは、二、三、町長にお尋ねいたします。
まず一つは、町長、この予算書には監査委員の報酬が載っております。町長は町の監査制度というものについてどういうふうに認識しておられるか、まず

お聞きいたしたいと思います。

議長（新平悠紀夫）
　町長持木一茂君

町長（持木一茂）
　ただいまの大谷内議員のご質問ですが、地方自治体の監査制度としましては地方自治法の第195条の規定によりまして監査委員制度があるということであります。この監査委員制度につきましては、地方公共団体が公正にして効率的な行財政の運営を図ることを目的として設けられた制度でありまして、監査委員は普通地方公共団体の財務に関する事務の執行及び普通地方公共団体の経営に係る事業の管理を監査するのが監査委員制度というふうに思っております。

議長（新平悠紀夫）
　20番大谷内義一君

２０番（大谷内義一）
　町長、それは監査制度のことなんですけれども、私、町長に知っていただきたいのは、この地方自治の監査制度というのは、もちろんこの議会も監査の役割を持っているわけですけれども、それからもう一つは、公式な監査委員がおってしているということがあるわけですが、もうあと２つほどあるんです。内部監査制度というものと外部監査制度というのがあるんです。
　外部監査制度というのは、町なりあるいは監査委員が自分たちの理解のできないところを外部の専門家を依頼してやるというのが外部監査制度なんですが、内部監査制度というのは町長、町長が自分の直接の部下に指示して、不正がないか、あるいはまた予算執行が正確に行われているかということを特定の二、三の職員に指名をして、町長がそれを絶えず行政の中に反映していく、チェックしていくという、そういうものを本当は町長あなたは持たなければならないんです。なかなかその制度を持っているところはないんですけれども、そのことをまず一つ申し上げておきます。
　それで関連して、町長、申し上げますけれども、もう一つ言うのは、今この予算にも工事に関する委託料というのがたくさん載っております。じゃその委託料、設計会社が設計してきた、その設計が本当に正しいのか正確なのかということをどこでチェックしているんですか。それは業者に委託するのもあれば、あるいは職員がする場合もあると思うんですけれども、そこから上がってきたその数字なり内容が正しいか正しくないかということをチェックする本当は機

関がなければだめなんです。
　例えていうならば、ある護岸工事をするときに、蛇かごでいいのをブロックにしてあった場合には、やっぱりそれはそれだけ町の負担がかかるんです。ですから、これは例えなんですよ。そういう意味において、やっぱりそういう正確に本当に設計されているか、見積もりがされているかということを内部でチェックする機能があった方が、私は非常に大きなメリットがあるということだけ、町長あなたに申し上げておきます。
　もう１点、町長にお尋ねしたいんですが、今回のこの中で、例えば人件費であるとか補助金であるとか事業の縮小とか、そういうものが出ております。その点については皆さんからいろいろ質問があったので、私申し上げませんが、それは出の部分です。出の部分についてはそうなんですが、じゃ入りの部分はどうかということで、この間の説明会でも、きょうの町長の提案理由の説明を聞いていても予算書を見ても、どうも具体的なものがないんです。私は、入りの部分というのは町の収入になると思うんです。その収入になるのは、やはり町民がもうけて、所得を上げて税金を納めるということがもう一つ一方でなければならないと思うんです。その政策がどうも見つからないので、その点について町長のお考えをお聞きしたいんですが。
　もう一つ申し上げますと、きのうの予算委員会でこんなことを言っておりました。総務大臣が、今、各町村でいろいろな苦労をしている。しかし、それに対して国は頑張る交付税というものを準備している。ですから頑張る市町村に対しては国は補助金を出しますよ、頑張る交付税というものを出しますよということをきのう盛んにやっておりました。ですから私は、その入りの部分を充実するために、この３月に町長恐らく人事異動をやられると思うんですが、専門の作業部会をつくって町民に語りかけ、あるいは各種団体に働きかけて、町の活性化、事業を起こす、そういう作業チームをぜひつくっていただきたいということを申し上げるんですが、いかがですか。

議長（新平悠紀夫）
　町長持木一茂君

町長（持木一茂）
　やはり大谷内議員のおっしゃるように、収入といいますか税というのは町にとりましては非常に大事な財源だというふうに考えております。ですから大谷地議員の言われるような税収を上げることが大事だというふうに思います。
　ただ、やはり日本の景気はいざなぎ景気で回復基調にはありますが、まだまだ都市圏と地方の差というのは大きいかというふうに思います。これがある程

度景気が回復することによりまして、地方にもそういった仕事が回ってくるのかなという気もしますので。しかしながら、それをただ手をこまねいて待っているだけでは始まりませんので、何とか地元の事業所あるいは皆さんが税金を多く納めていただけるような収入源というのを模索していかなければならないのかなというふうにも考えております。

それともう１点、４月以降、特命チームといいますかプロジェクトチームのような形だと思いますが、やはり私もそういうことは必要だというふうに考えますので、４月からは何とかそういう方向性で、難しいかもしれませんが立ち上げたいなという思いではおります。

議長（新平悠紀夫）

よろしいですか。ほかにありませんか。４番南正晴君

４番（南正晴）

農林課長にお聞きしたいんですが、まず農業者年金、来年度事業予算で農業者年金業務事業という35万ほど予算がのっていますけれども、農業者年金というのは制度改革がされてから加入者が、受給者が減っているんですが、この項目を見る限りは加入促進というものがされていないのではないかと思うので、現在、町は加入促進に対して、農業者に対してどのように取り組みをされているのかお聞かせ願いたいのと、もう一つ、106ページですか、農地・水・環境保全向上対策事業、これは19年度から始まる新しい事業なんですが、この事業の内容について少し詳しくお聞かせ願えればと思います。

議長（新平悠紀夫）

農林課長元谷猛君

農林課長（元谷猛）

南議員のご質問にお答えいたします。

まず１番目に、農業者年金の業務事業でございます。それなりに努力はしているけれども年齢が非常に高齢化しているということで加入が少ないという現状が出ておるということでございまして、事務手当とか事務の費用が少ないというのは、単なる一般事務ですのでここにはあらわれてきておりませんけれども、年金の加入者のことはなかなかふえてこないというのが現状であるということでございます。

それから、農地・水・環境保全向上対策事業の説明でございます。この制度は、国の国策事業として19年度から新たに始まった事業でございます。目標と

いいますかテーマですけれども、全国の集落で高齢化や混住化の進行で農地や農業用水などを守る地域のまとまりが弱まっている。それから、良好な農村環境の形成や環境を重視した農業生産への取り組みが求められているということでありまして、農地・水・環境の保全と質的向上を図るため地域の共同の取り組みを支援していきたいということで出された政策であります。

実施することは、農業用施設の点検、それから集落ぐるみによる年間の活動計画。この活動計画では、えざらいとか草刈りとか農道への砂利の補修、そして保全管理地の適正な管理などを行っていくとしております。こういったことを計画的にやることについて、１反歩、田んぼですけれども、１反当たり2,200円、それから畑につきまして1,400円を基準に交付金を支払うとしております。ただし、この取り組みに関しましては、取り組みの仕方にもよりますけれども、もっともっと格上げした取り組みをすると4,400円、また畑については2,800円となることも可能ではあります。

この格上げする要件でありますけれども、格上げ要件につきましては地域住民を巻き込んだ啓発普及、例えば水路沿いに花を植えるとか、水路等の劣化の調査を通じて計画的な管理や補修をしていただく。それからまた、あいた農地に景観作物を植えるということが必要となってきます。ここで１点重要なことは、農家でない方も農業をしていない子供さんも参加していただく、そういったことで集落ぐるみの取り組みを求めているということであります。

取り組みの条件といたしまして、交付期間は５年間、国が50％、県が25％、町が25％であります。そして、中山間地域等直接支払いを受けている地域は除外ということになっております。

それから、取り組み内集落の農地が一応10ヘクタール以上を基準として現在、現地説明会、集落説明会に回っております。

以上であります。

議長（新平悠紀夫）

よろしいですか。４番南正晴君

４番（南正晴）

大体のことはわかりました。もう一つ、農業者年金のことについてなんですが、確かになかなか加入促進はされないと。当町においても専業農家の若い方というのは少ないわけですが、この農業者年金というのは農業者の将来、普通のサラリーマンでいうと定年を迎えてからの年金といいますか、農業者の方も年をとられていよいよ農業ができなくなったときには、国民年金の上乗せとしてこの農業者年金をもらうという、そういった制度でありますので、やはり農

業委員会、また農林課、ＪＡが一体となって少しでも町にいる若い農業者の方に、負担は大きいですが、これの掛け金に対する補助等もありますので、そういったことを説明しましてもう少し加入促進をしていただきたいなと思います。その辺の努力を願いたいと思いますので。

以上でよろしいです。

議長（新平悠紀夫）

８番志幸松栄君

８番（志幸松栄）

この質問はだれもされませんでしたので、町長にひとつ見解を。

19年度石川県能登町予算書の中で、198ページの今後のインフラ整備でございますけれども、昨年度までは有線の、有線放送事業でございます。事業予算額が昨年は４億七千五百数十万円ですか。だけど本年度はゼロになっております。合併の後に私たち、私は旧能都町、宇出津出身でございますけれども、この問題で今まで合併してからインフラ、この放送、有線並びに下水の問題、内浦、松波の方に早急にやられました。私たちは、旧能都町はいろいろともう整備がされておりましたので、だけど町長の今後のこの予算書に対して公平、公正というものはこれからこの問題で損なわれるのではないかなということで、今後のゼロを数字をつけているのはいつになるのか、町長に質問したいなと。それについては、やっぱり皆さんに新しい有線と古しい有線はこう違うよという説明責任も町長はあると思います。それは私はちまたでございますけれども、柳田の方々は、管内では電話料金がただである。それから内浦、松波の方は、管内はまたただになります。旧能都町のみは有線の料金を払っていても、まだ１通話幾らというようなお金を支払わなければならない。そういうようなことが町民の皆さんにおわかりになれば、公平、公正というものが問題が起きてくると私は思います。

なぜこれを本年度ゼロにしたか。財政は苦しいのはわかります。いろんな問題、また一般質問にも私は町長に問いかけたいと思いますけれども、この問題について、いつごろ旧能都町の人間にもそういう通信をゼロになるように整備していく予定があるのか、明白に期日をお示ししながら答えていただければ私はすぐお座りしますので、答えてください。

議長（新平悠紀夫）

町長持木一茂君

町長（持木一茂）

まず18年度までに関しましては、旧内浦町地区を整備してまいりました。これはやはり３町村が合併しまして、旧内浦町だけが有線テレビ、あるいは防災に関する告知器などもなかったということで、非常にやはり公平性に欠けるということで、この２年間ですべてをさせていただきました。これによりまして、全能登町の町民が有線テレビを見ることもできますし、あるいはまた防災、あるいは災害時にはそういった屋外の告知器もありますし屋内の告知器もあるということで、サービスが一定したのではないかというふうに思います。

今ご指摘の旧能都町地区に関しましては、有線テレビは見れます。屋外告知器もあります。屋内告知器もあります。そういった意味では、ＩＰ電話がないというのは、やはりサービスの公平性に欠けるかもしれませんが、緊急性を考えた場合には少し先延ばししてもいいのかなという思いで、現状の財政を考えた場合に厳しさがありますので先延ばしということにさせていただきました。

しかしながら、やはりサービスの公平性を保つためには旧能都町地区にも、ＩＰ電話の整備はしていかなければならないということで、現在、財政の集中改革期間であります。この２年間は少し着手するのは難しいのかなという気がしておりますが、一日も早い財政再建をして、そして旧能都町の皆さんにも同じサービスを受けれるような工事に着手していきたいというふうに考えております。

議長（新平悠紀夫）

８番志幸松栄君

８番（志幸松栄）

あなたは今、２年間と言われましたけれども、２年間はもう次の代に移る可能性があるんですよ。町長。あなたはもう残任期間が来年、再来年だと思うんですよ。だからそういうものは私の体制のときに何らかの形に、一番人口の多い密集地ぐらいは、これは町長、皆さん笑われておりますけれども、いろいろと皆さん町長は説明責任がある。いろんな公共料金がここで皆さん、久田議員も質問されましたけれども、すべての問題が上がるんですよ。

だけど、この能登町にはどれだけの国民年金で生活しておられるかということもあります。それから、厚生年金で生活している。いろんな行政も貧しければ私たちも貧しい人たちも多いんですよ。そういうことを考慮しながら、町長や私の任期のうちに必ずやそういうものをできるだけ一歩でも足を進めるように、私の体制のうちには予算をつける気持ちでおりますということを一言述べて、私はお座りさせていただきますので、よろしく。

もう一遍お願いします。

議長（新平悠紀夫）
町長持木一茂君

町長（持木一茂）
志幸議員の質問には違った答えになるかもしれませんが、やはりこの２年間、私にとりましてもちょうど今折り返し地点に来ております。しかしながら、この２年間というのは能登町にとって最も大事な財政改革期間というふうに考えておりますので、私のこの２年間の任期中には宇出津地区のＩＰ電話の予算は持てないというふうに考えております。

議長（新平悠紀夫）
８番志幸松栄君

８番（志幸松栄）
はっきり言われましたけれども、だけど町長、次は私が一般質問の中でやりますので、総体的にまだ今現在その答えについては私は理解いたしません。だけど一般質問の中で通告制ということで、予算についてということで通告してありますので、その場において町長の答弁を聞きたいなと思います。
なぜか。なぜ、どうしてということを私はそのときに、またこの問題についても質問したいし、その予算の通告制に明確なお答えをいただきたい。２日ばかり、３日か４日か寝て考えて、いい答えを期待いたします。
以上、終わります。

議長（新平悠紀夫）
先ほど15番久田良平君から質疑がありました農林関係のことで答弁を求めたいと思いますので、農林課長元谷猛君、よろしくお願いします。

農林課長（元谷猛）
久田議員のご質問でございます。おくれて申しわけありません。
議案第37号能登町肉用牛特別導入事業基金条例の廃止についてであります。この基金は、創設されて以来197頭の利用がございました。それで今回、基金を廃止し、国と県に資金をお返しする金が1,702万2,916円、基金の残高が1,344万7,975円であります。この国と県への資金を返しますと359万4,941円の財源不足となり、一般会計からの補てんとなっております。

この貸付基金の貸して、返済期限が過ぎて返していただけない方が８件で578万2,600円、それから返済期限がまだ未到来ですがこれから返していただくものが３件で107万3,050円ございます。債権の合計として685万5,650円が債権として現在残っております。今後はこの債権の回収をし、一般財源への補てんを重視して徴収にまいりたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

議長（新平悠紀夫）

15番久田良平君

１５番（久田良平）

議長に発言を許していただきましたので、私はこの１点だけを最後の質問にしたいと思いますけれども、ひとつよろしくお願いいたします。

今、担当課長の農林課長の方から言われました。一般会計から359万4,941円、並びに返済期限が来てかってまだ返済が未返済のやつが578万2,600円、約1,000万近い金が一般会計から持ち出されておるわけでございます。これは先ほど税務課長も言われました固定資産税とか町民税とかいう税の滞納と、また私は観点から違っていると思っています。特にこれは一般会計から財源を補てんして、貸し付けして、そして国にお返しした金でございます。一般会計から持ち出すということは、やっぱり町民の税金なんですよね、これは。その税金が貸し付けされて、その金が戻ってこない。それで今後どうされるのか。また、どういう考えでこの資金がこれだけの長い年数滞納になってきたのか。その経過を説明していただきたいし、特にこういうものに関しては、いわゆる民間企業に関しては、民間の人が銀行からお金借りたら、こういう貸し付け、こんな長く措置はほうって返済を求めないことは絶対ございません。これは行政だからこういうことができるんですか。私はこの一般会計そのもの、町民の税金から支払いされておる。特にまた、これだけ財政が厳しいという中で、歳入の確保の観点から、こういうものはさらに厳しく担当課なり、また収納対策室なり、何か先ほど町長の答弁の中で収納対策を強化して、こういうものに万全の体制をとりたいということで大変前向きな答弁をいただきました。だけど担当課として、もう少しさらにこういうものに関して認識を持って、一般会計も町民の税金でこういうものを立てかえして、それを過去何年かこういうものをほうっておくんこと自体は、私らは行政としていかがかと思いますよ。その辺の見解をお聞きして、私の質問を終わりたいと思います。

議長（新平悠紀夫）

答弁はどなたが。

１５番（久田良平）
当然トップでしょうね。町長でしょうね。

議長（新平悠紀夫）
町長持木一茂君

町長（持木一茂）
今回の条例廃止に至った経緯は、担当課長から説明があったと思いますが、そういった滞納分、やはり500万を超える滞納分がありますし、今、久田議員がおっしゃったように、それを一般会計で補てんして支払っているわけですから、非常に町民の皆さんの税金を使っているということでもあります。そのためには、やはり先ほど来ご提案がありました収納対策室の強化、あるいは担当課の仕事としてそういった滞納分を徴収しなければならないというふうに思っております。

議長（新平悠紀夫）
以上で質疑を終わりたいと思いますが、よろしいですか。ごめんなさい。13番鍛治谷眞一君

１３番（鍛治谷眞一）
170ページ、19節の国際女子プロテニス大会のことについて。まず担当課から、日程は決まっていると思います。日程と、それからどれくらいの人数が見えるのかというようなことの概要を少し教えてください。

議長（新平悠紀夫）
スポーツ振興課長町端一男君

スポーツ振興課長（町端一男）
鍛治谷議員の質問にお答えします。
能登国際女子オープンテニス大会の概要について説明をさせていただきます。期日なんですが６月の23日から７月の１日の９日間にわたって、会場は藤波運動公園の能都健民テニスコートで開催される予定になっております。この大会の参加者なんですが、主催者側である日本プロテニス協会では100人ほど参加があるんじゃないかというふうに聞いております。そのうち、国際ということで

すので、外国の方はそのうち20人前後来るのではないかというふうに聞いております。
あと協会の方では、こういう能登の方というか、こういう地方でやる開催は初めてだということで、地域振興に役立てたいというか、地域の活性化を図りたいということで、この大会の期間中、お楽しみイベントということで、いろんなジュニアの小中学生、それからシニアですか、高齢者、65歳以上の方かと思うんですが、そういう大会等も開催したいというふうに聞いております。
これからいろいろ関係者と協議をしていかなければいけないんですけれども、町の対応としては、期間中の宿泊関係のあっせん、それから宿泊先から会場への輸送等を町の方で何とかしてくれというような聞いておるわけですけれども、これからその大会の取り組みについては関係者と協議しながらやっていきたいというふうに考えております。

議長（新平悠紀夫）
13番鍛治谷眞一君

１３番（鍛治谷眞一）
今ほどご担当から説明を受けたのは、なぜ聞いたかというと、ここからは町長なり執行部にお願いしたいことなんですが、プロのテニスがランキングマッチで試合をするというのは、日本海側で初めてなんです。常々交流人口の拡大を能登の起爆剤にしたいというふうに申し上げておって、実はこれ、小さく見えても千載一遇のチャンスだと思っています。もしかしたら合宿地になるかもしれない。今、例えばこの春の時期でしたら宮崎がプロ野球のキャンプ地のメッカになっている。そういうときに能登が実は女子のプロテニスのメッカなんだと、日本海側で初めてなんだというような形をとれるチャンスかもしれない。そういうときに、今、担当課から聞いたんですが、やはり町を挙げて実行委員会を組み、動くということが必要だと思うんです。
かつて旧能都町でも、テニスのことに関してはスポレク、国体と課を横断して町の職員がみんな頑張ってくれました。体育協会も頑張りました。スポーツ少年団も頑張りました。そして婦人会も頑張りました。さして投資をしなくても、ボランティアでいっぱいやれることがあると思うんです。これはやっぱり綿密な計画を組んでいかないといけないと思っています。
例えばその際に、今ほど担当課からもごく普通に、テニスの大会のイベントマッチもあるらしいというのは聞きましたが、じゃうちの町のどの祭りかを売り込もうやとか、それくらいの体制をしなければいけないと思うし、こういうイベントに関していつも感じて悔しいなと思うのは、担当課だけが寝ないで頑

張っているみたいなところがあるんですね。これはやっぱり避けてほしいなと。町を挙げて、課をまたいでみんなでやっていきたいなというふうに思っています。

そして、今現在の状態で経済効果は知るよしもありませんが、きちんとした対応をしたら経済効果は必ずあると思います。これをプロテニス協会に任せ切りにしてしまうと、トンビに油揚げということがよくあると思います。これまでの大会でも、県の連盟に宿泊先を全部取られてしまったとか、そのマージンは全部県の方に行ってしまったとかいうのがこれまでありました。利用だけしてもらったけれども。そういうのも含めて、今から準備をしていって、どうか交流人口拡大の起爆剤にしてほしいなと思うところで、町長に町としてどう取り組むかという意思を尋ねたいと思います。

議長（新平悠紀夫）

町長持木一茂君

町長（持木一茂）

今、鍛治谷議員がご指摘ありましたように、この国際女子プロテニス大会、非常に能登町にとっては千載一遇のチャンスというふうに私もとっております。ですから、まず大会をうまく運営していただいて、そして選手の皆さんに能登町で大会をやってよかったなと思ってもらえるのが一番だと思います。それがひいては来年度が１回目ですが、２回目、３回目につながってツアーに組み込んでいただけるのかなというふうにも思っておりますので、まず大会を成功させると。

そして、その９日間の間には、やはり能登町の町民の方にも今ほどお話あったボランティア的にお手伝いいただいて、大会を盛り上げる役を能登町の町民がしていかなければならないのかなというふうに思っています。そのために、まだこれから詰めなければならない部分はたくさんありますが、必要ならばそういった実行委員会の立ち上げということも考えなければならないのかなという気もしております。

しかしながら、この大会自体は必ずそういった経済効果というのは将来出てくると思いますので、ぜひ成功して、能登町の一つの６月、７月の風物詩になるような大会にしていきたいというふうに思っております。

議長（新平悠紀夫）

13番鍛治谷眞一君

１３番（鍛治谷眞一）

これ以上は蛇足になりますが、第１回ですから、こちちにとっては。１回目をきちんとやらないと、２回目、３回目につながっていきません。ランキングマッチの大事な主会場になるような思いで頑張ってほしいなと。また、私たちも協力したいと思っていますので、よろしくお願いいたします。

議長（新平悠紀夫）

ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

委　員　会　付　託

議長（新平悠紀夫）

お諮りします。ただいま議題となっております、議案第１号から議案第５２号までの５２件については、お手元に配布しました議案付託表のとおり、それぞれの所管の常任委員会に付託いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第１号から議案第５２号までの５２件については、お手元に配布しました議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託することに決定しました。

選挙第１号

議長（新平悠紀夫）

日程第５９　選挙第１号「石川県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙」を議題とします。

当該選挙については、石川県後期高齢者医療広域連合規約第８条第１項及び第２項の規定により、広域連合議会議員を１名選出するものであります。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第１１８条第２項の規定

によって、指名推選にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、選挙の方法は、指名推選で行うことに決定しました。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議長が指名することに決定しました。

石川県後期高齢者医療広域連合議会議員に、持木一茂君を指名します。

お諮りします。ただいま、議長が指名しました、持木一茂君を石川県後期高齢者医療広域連合議会議員の当選人として定めることに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、ただいま指名しました持木一茂君を石川県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選されました。ただいま、石川県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選されました、持木一茂君が議場におられます。会議規則第３３条第２項の規定によって、当選の告知をいたします。

請願第１号

議長（新平悠紀夫）

日程第６０　請願第１号を議題とします。

今期定例会において受理致しました請願１件は、お手元に配布してあります、請願文書表のとおりです。

局長に朗読いたさせます。

（局長朗読、別紙請願文書表のとおり）

請願文書表の朗読が終わりました。

請願について、紹介議員の趣旨説明を求めます。請願第１号　「町道２級柿生１号線の改良工事に関する請願」について

１６番　石井良明君。

（請願の趣旨説明）

１６番（石井良明）

請願書　「町道２級柿生１号線の改良工事に関する請願」について

国道２級柿生１号線とは国道２４９号線から、境谷地区を経て吉谷地区までの道程約 1.4ｋｍを表します。

趣旨　国道２４９号線から吉谷地区までの道路改修の請願申し上げます。

理由　日頃町当局に於かれましては、町の発展の為に多大なる御尽力を賜りまして厚く御礼を申し上げます。過去に、私共はこの件に関しての陳情書を町当局まで提出した経緯がございます。さて、私共吉谷、境谷地区に於いては、生活道路事情が悪く、通勤、通学等非常に危険が供っています。特に冬場になると道路勾配約１６％と急勾配であり、氷点下時には、タイヤが前進駆動するにもかかわらず、車体が後退するありさまでございます。その上、道路の幅員も狭く、非常時には逃場もありません。地域に非常事態が発生した時を想定すると背筋が寒くなる思いがつのる次第でございます。私共、素人考えではありますが、頂上の高い部分を掘削し、その残土を国道沿から除々に積み上げれば、急勾配がかなり解消される筈であります。その上若干の道路拡張を施せば地域の環境もかなり改善されるかと思われます。当局に於かれましては、経費多難な折とは申せ当地区民のかねてよりの願いを充分認識なされ格段の御配慮を賜ります様御願い申し上げます。なお、道路改良建設がされるとなれば、町規定に忠実に履行することを申し添えます。以上でございます。よろしく御願い致します。

議長（新平悠紀夫）

請願の趣旨説明が終わりました。

お諮りします。ただいま議題となっております、請願１件は、請願文書表のとおり、所管の常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、請願第１号は、所管の常任委員会に付託することに決定いたしました。

ただいま付託されました請願１件の審査結果については、今期定例会、会期

中に報告をしていただきますようお願いをいたします。

休会決議について

議長（新平悠紀夫）

日程第６１　「休会決議」についてを議題といたします。お諮りいたします。委員会審査等のため、３月８日から３月１３日まで、及び３月１６日から３月１９日までの併せて１０日間を休会としたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、３月８日から３月１３日まで、及び３月１６日から３月１９日までの併せて１０日間を休会とすることに決定しました。次回は、３月１４日午前１０時から会議を開きます。以上で、本日の日程は全部終了しました。本日はこれにて散会いたします。ご苦労さまでした。

午後３時４０分

開　議（午前10時00分）

開　　議

議長（新平悠紀夫）

ただいまの出席議員数は20人で、定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

あらかじめ本日の会議時間を延長しておきます。

一般質問

議長（新平悠紀夫）

日程第１　一般質問を行います。

あらかじめ申し上げておきましたが、一般質問の形式は一問一答方式とし、能登町議会申し合わせ事項により質問者の持ち時間は答弁の時間を含め40分以内となっております。また、関連質問についても申し合わせ事項により原則として認められておりません。

それでは、通告順に発言を許します。

８番志幸松栄君

８番（志幸松栄）

おはようございます。

きょうは変わった趣旨で一問一答ということで、私もうまくやれるかやれないかわかりませんけれども、通告どおりやりたいと思います。

答弁の方は町長並びに副町長ということで、またよろしく答弁の方をお願いいたします。

ただいまより一般質問、本日は時間内に３点終えるか終えないかわかりませんけれども、１点目の趣旨説明から行いたいと思います。

１点目は、本年度の予算編成の考え方について町長に答弁をいただきたいと思います。

本年度は税制改正や地方交付税の改革があり、少子・高齢化や過疎化が進む当町のような町にとっては財源の減少ということで、昨年来の町長からの説明によりよく理解しております。ただし、本年度の内示会や議員協議会において予算の説明がなされたわけでありますが、特に思い切って廃止の方向で削減された大きな予算もなく、また目新しい大きな事業もありません。

ただ補助金を減額しても、その手続に要する事務量は減らないと私は思います。思い切って全部廃止してこそ大きな効果があらわれるのではないでしょうか。節減した経費で財源状況の改善や新たな事業ができるのではないでしょうか。

町長は、本年度の予算編成をするに当たって、このようなことをお考えになったのか。予算の重点目標は何なのかを説明していただきたいと思います。

１点目について答弁をお願いいたします。

議長（新平悠紀夫）

町長持木一茂君

町長（持木一茂）

それでは、まず志幸議員の１点目に関しまして答弁させていただきたいと思いますが、まず、厳しい財政の現状をご理解いただきましてありがとうございます。昨年から申し上げておりますように、当町の財政構造の問題点は、やはり補助費、繰出金、公債費の支出が多いということにあります。財政事情が許せば、皆さんの多くの要望を受け入れて、もう少し簡単にまちづくりの方向性を明確にできるような予算を打って事業展開を行うことも可能になると思っておりますが、何分ご承知のとおりであります。議員ご指摘のような大きく削減したものもなく、事務の効率化が図られていない、あるいは補助金や事業については大なたを振るうべきということにつきましては、方向性や考え方は私も同じであります。そして徐々に進めておりますが、住民サービスに急激な変化を招くことを避けたいという趣旨でありますので、ご理解いただきたいと思います。

また、本年度の重点事項は何かというふうなご質問ですが、これは合併以後申し上げておりますように、やはり行財政改革をしなければならないということであります。また、新規の大きな建設事業はありませんが、国際女子プロテニスの誘致や、あるいは能登百景事業など新たなソフト事業の実施を予定しており、補助金や譲与税、交付税の削減がありましても何とか周辺自治体に負けない住民サービスを維持し、地域のためにできる建設事業と財政改革とのバランスを見きわめながらの予算であることを改めてご理解もいただきたいというふうに思っております。

議長（新平悠紀夫）

８番志幸松栄君

８番（志幸松栄）

一番目標として、町長は公債費の多さということを一番先に先頭に言われましたけれども、私は町長が立候補して、今現在町長でおられる。そういう中で公債費というものについて、過去のものだと思います。今後やはり公債費、公債費と前回もよく言われますけれども、これからどう進めるべきかということを町長は提案していくべきだと思います。

私は思いますけれども、国際女子プロテニスのこれについては、やはり大きな本年度の予算の編成かなと思っております。ただし私は、時間もないものですから率直に言わさせていただきます。大きな変革、それから一番最後の方に言われましたけれども、いろいろと精査して住民に優しく、それからいろんな先ほど言われた住民サービス、それからいろんなもろもろを平等にしながらということでは、私は改革ということはできないと思います。

第１点目に、町長は改革派なのか。本当に予算の改革派なのか。この予算、先輩のやってきたこの予算に対して、継続維持型なのか。それを一つ問いたいと思います。町長、答弁願います。

議長（新平悠紀夫）

町長持木一茂君

町長（持木一茂）

先ほども申しましたように、今改革しなければ能登町は成り立っていかないということなので、改革はしていかなければならないというふうに思っています。ただ、やはり先ほど言いましたように急激な住民の皆様へのサービスの変化というのは避けなければならないということで、徐々に進めたい部分もあるということでご理解いただきたいと思います。

議長（新平悠紀夫）

８番志幸松栄君

８番（志幸松栄）

今、改革派と言われました。その中で、改革というものは痛みを伴うものでございます。あっちにもよく、こっちにもよく、あれもよく、これもよくでは改革派ということは言えないと思います。この予算書の現状維持型だと私は町長は思います。あっちも顔、こっちにも顔ということではいけないのではないか。改革派とは言えないのではないでしょうか。

それと同時に、私は改革というものについては大きな改革を求めたいと思い

ます。それについては、１点目について、町長の答弁を願いたいと思いますけれども、今、分庁式にやっております。その分庁式というものは住民の足、私たち自身も大きな負担がかかっております。それから経費も莫大な経費がかかっております。それを町長は分庁式から支所方式にするためには、あと町長も２年任期があります。その中でやろうとする意思があるのかないのかお尋ねいたします。

それからもう一つは、議会庁舎、この庁舎でございます。この庁舎自体もやはりいろんな合併協議会の中で行われた庁舎だと思います。これを能登庁舎の方にどれだけでも次回はできると思います。これによっても経費の削減が行われると思いますので、それによって町長はいつごろまでにやろうとするのか。ことしは機構改革の問題も進めておるということで、今議会に出ておりますけれども、そういう問題をいつごろまで具体的に完了するのか問いたいと思います。

議長（新平悠紀夫）

町長持木一茂君

町長（持木一茂）

まず分庁方式に関しましては、今現状では職員の数が多いということで、物理的に一つの庁舎には入ることができませんので、これが今年度も行っておりますが勧奨退職等によりまして職員の数を減らすことによって、庁舎を一つにできるのかなというふうに思っております。ですから、この２年間でできるというふうには私は思っておりません。やはり職員の数が減らないことには一つの庁舎には入り切れないというのが現状であります。

また議会庁舎に関しましては、これは議員の皆さんで判断していただければというふうに思っております。

議長（新平悠紀夫）

８番志幸松栄君

８番（志幸松栄）

いろいろと答弁もらいまして、それから次の予算の方に移らせていただきます。

町長は福祉予算について、私は答えをいただきたい。福祉は年々年々削減されております。それから施設の方もいろいろと廃止になったお年寄り、それから身障者の問題も低迷化しております。これは国の政策だと思いますけれども、

今後もこの削減について、やはり何らかの形で国がそうしてきたって、当町ではやはり弱者救済ということは政治の目的ではないでしょうか。町長、この問題について答弁願います。

議長（新平悠紀夫）
　町長持木一茂君

町長（持木一茂）
　やはり行政としましては、特にやらなければならないのは教育と福祉と防災という３つだというふうに私は思っておりますので、福祉に関してはできるだけ住民の皆様の納得いくような方向でやっていきたいというふうに考えています。

議長（新平悠紀夫）
　８番志幸松栄君

８番（志幸松栄）
　私は同じ考えでございますけれども、今はなっていないと私は思います。福祉が削減され、いろいろな低額な金額でも廃止され、いろいろと今後、町長、言ったことを忘れないで頑張っていただきたいと思います。
　教育の問題についても一つ質問いたします。
　教育予算については、私は学校統合その他について、生徒も少なく、少子化時代が来ております。その問題も何年後、何年後ではなくして早急にやはり現状を見詰めながら、統合を進めながら、経費の削減をしながら、また、その削減した経費について子供たちを育てるような、できるだけの子供たちに経費をかけられるような予算をつけたらいいのではないかと思っております。
　ことしの予算についても教育、それから民生の方は余り減額はされておりません。それは認識、私はしておりますけれども、この教育問題も統合問題、早急にやはり進めるべきではないかなと思っております。１年でも早く。町長の答弁を求めます。

議長（新平悠紀夫）
　町長持木一茂君

町長（持木一茂）
　やはり能登町の将来を担う子供たちですので、しっかりと教育問題には取り

組んでいかなければならないというふうに思っております。また統廃合に関しましても、やはり地域の住民の皆様のご理解も必要かと思いますので、ご理解をいただきながら統廃合を進めていきたいというふうに考えております。

議長（新平悠紀夫）
８番志幸松栄君

８番（志幸松栄）
余り文句ばかり言うておったさかいに、一つ褒めてやるかな。
国際テニス大会については、プロテニス大会については、私はいいことだなと思っています。ただし、これによって経済効果その等について、きょうも新聞に出ておりました。珠洲の方のイベントがありました。ジャンボリー大会があった。あれについていろいろと県議の方が質問されておりましたけれども、その予備軍として、その後釜として何らかの形で県は事業だと。その後釜だと。
このテニス大会について、その後に何かかんかの予備軍はあるのでしょうか、ないのでしょうか。

議長（新平悠紀夫）
町長持木一茂君

町長（持木一茂）
19年度のプロテニス大会に関しましては、第１回目ということでありますが、これはあくまでもツアーの中の一戦ということであります。今回の大会もし成功裏といいますか、選手の皆さんにも喜んでいただく、あるいは関係者の皆さんにも喜んでいただける大会になれば、来年度以降も第２回、第３回というふうに続いていくというふうに考えております。

議長（新平悠紀夫）
８番志幸松栄君

８番（志幸松栄）
予算問題、最後に答えをもらいたいなと。
私は思うんですけれども、いろいろとバランスのとれた予算をしなければならんという方向でございますけれども、もう少し改革ということであるならば、いろんな方向を検討して、いろんなまた町民の意見を聞いて、やめるものはやめる、それから進めるべきものは進めるということをなされればいいのではな

いかということは私は感じております。

それでは、いろいろと難しいと思いますけれども、町長やはり改革派と言ったからには、やはり痛みというものも私たちもあると思う。十分に感じております。

そういうことで、また能登町の再建に向けて頑張っていただきたいと思います。

２点目に、それでは移らせていただきます。

２点目、文化財の指定されている祭礼についてでございます。

当町には多くの祭りがあります。文化財に指定されております宇出津のあばれ祭り、それから小木のとも旗祭り初め、またこれは指定はされておりませんけれども三大祭りとして鵜川のにわか祭りなど盛大に行われておる町であります。それと同時に、多くの観光客が来町されております。最近は、私は思うには、安全対策のためには経費もかかります。この祭礼が町の活性化に寄与しているということは十分に皆さんおわかりだと思います。

それで私は提案でございますけれども、町の職員が当日の日にボランティアとして協力してもよろしいのではないか。祭りをとり行う方々は恐らくや大変だと思っております。そういうことで、町当局としても職員の方々、ボランティアとして参画してもいいのではないか。観光という名目で入っております。

それから私は、祭礼の実行委員の方々のスタッフの補助として、ボランティアということを町長に望むものであります。

この問題、三大祭りについての当町の協力というものを町長はどのように考えておられるか、ひとつお答えを聞きたいと思います。

議長（新平悠紀夫）

町長持木一茂君

町長（持木一茂）

ただいまの志幸議員のご質問は、国や県または町の文化財に指定されております祭礼などへ町職員のボランティア活動での参加協力ができないかというようなご質問だと思いますが、まず当町の文化財指定されております祭礼には、ほかにアマメハギとか、あるいはあえのことなどがあります。先人がこの地に住みついて以来、多大な苦労や工夫を重ね、築き、育て、そして守ってきた貴重な祭礼であるというふうに思っております。その集落の文化、民俗資源の祭礼を後世に継承していくためには、やはり毎年地域住民が伝統を重んじ、創意工夫を凝らして実施してきたことというふうに思っております。

また、祭礼は、地域住民と観光客等との交流人口の拡大にもつながる重要な

地域イベントとして位置づけているところでありますので、今後も地域の祭礼が地区住民の相互協力のもと継承していただけるよう期待しております。
町としましては、祭礼に対するお手伝いとしてできることは、ポスター等の作成によりまして町内外へのＰＲ活動であろうかと思っております。平成19年度予算にもポスター印刷費を計上させていただいております。
また、ボランティア活動での参加についてでありますが、ボランティアとはあくまでもみずからが進んで活動することが基本と考えております。そういうことで、町の指示として職員の配置等は考えておりませんので、ご理解いただきたいと思います。

議長（新平悠紀夫）
８番志幸松栄君

８番（志幸松栄）
町長、町長は職員のボランティアということに対して私は認識しておられると思うんですけれども、この前も、文化を守る奥能登のかつぎ手の問題に県議の方が質問しておられました。これだけやはり観光客が盛大に来られる。それから、かつぎ手の問題とかいろんな町内の文化を維持していくということは、県議会までもがこうやって質問あるわけでございます。
それにもつけ加え、町長は指示できないと。やはりそういうようなことではなくして、何らかの形で予算をつけております。そういう冷たいような言い方は私はあれだと思いますよ。
だから、これから当町、行政としてもやはりこれだけ観光ということでおるんですから、この文化財指定のこれだけ多くの方が来町される。こういう問題について、もう少しやはり何かかんかの何らかの形の中で、職員に極力ボランティアも協力してやろうやということを一言言えないかなと思うんですけれども。だれも補助金を出せとかそういうことを言っているわけではないんです。町一体となってこの文化を継承していく必要性があるのではないかと思うんですけれども、せめて職員の方がボランティアで協力してやろうじゃないかということが言えるのではないかと私は思うんです。
以上、町長の答弁を求めます。

議長（新平悠紀夫）
町長持木一茂君

町長（持木一茂）

先ほども言いましたように、ボランティア活動というのはあくまでも本人の自発的な行動だというふうに思いますので、上からの指示で行うのは決してボランティアではないというふうに私は思っておりますので、職員がみずから判断して祭りにお手伝いするというのはやぶさかではないというふうに思っております。

議長（新平悠紀夫）

８番志幸松栄君

８番（志幸松栄）

上からの指示というよりも、宇出津祭りの町民の一人として、職員に言えることもあるのではないかと私は思います。それ以上この問題については答弁を求めませんけれども、やはりそういうことでひとつ検討してくださるようお願いいたします。

それでは時間もあれですので、３点目に移ります。

３点目、町の施設管理の利用料についてございます。

いろいろと経済目的その等ありますけれども、非営利目的の施設があります。説明をさせていただきます。

町には多くの福祉施設や教育施設があります。この維持費が町の財政事情を圧迫していることは私も理解しております。しかし、この施設について完全に利用料金だけで運営できるほどの高額な使用料を設定し、利用者を増加させることは不可能ではないかと私は感じるわけでございます。

そこで提案したいのでありますが、合併によって同じような目的の施設が複数存在しております。このような施設の早急な統合や廃止を進めるとともに、利用料金を思い切って低料金にする必要性があるのではないかと私は思います。

それから、掃除や点検など施設管理の一部を利用者に任せるなどの方策を考えながら低料金にできると思います。これは営利目的の施設でございます。

それから福祉目的というものについても、やはりそういうような利用者が自分で管理していく。そういうようなことをまたひとつ検討されて、この問題を私は提案いたします。

町長、答弁求めます。

議長（新平悠紀夫）

町長持木一茂君

町長（持木一茂）

まず、志幸議員の施設管理と利用料金についてでありますが、本来、施設の利用料金というのは一般的にその収入をもって維持管理できる実費を反映させるべきというふうに思っております。確かに当町の料金設定というのは、このような観点から見れば非常に低料金であり、料金収入だけで運営するにはかけ離れた料金だというふうに思っております。そしてまた、それなら同一目的の施設を整理する一方、使用料を無料にしたらどうかというようなご意見もありましたが、現在、行政改革の一環としまして白丸保育所の廃止や、あるいは同一目的の施設の整理統合、利用率の低い施設の閉鎖や休止に向けて検討を行っております。

施設整理の方向性はそのように進むものと考えておりますが、使用料につきましては適切な料金を徴収すべきとの国の考え方もあります。公共目的の場合は減免も可能でありますので、いろいろなケースが考えられますので、今後検討させていただきたいというふうに思っております。

議長（新平悠紀夫）

８番志幸松栄君

８番（志幸松栄）

再質問は２点だけお願いいたします。

事業目的施設と非営利目的施設について、今後、公募型指定管理者制度に行くのかどうなのか。これについて町長、お答え願いたいなと思っています。

去年いろいろと改革をしたところでございますけれども、多くの公の公募型でなかったと私は思うんですけれども、今後この公の公募型指定管理者制度を図っていくのかどうなのか、お答え願いたいと思います。

議長（新平悠紀夫）

町長持木一茂君

町長（持木一茂）

そういった町の施設ですが、ほとんどの施設を20年度へ向けて民間も含めた指定管理者制度の公募という形で持っていきたいと思いますので、19年度はその準備をさせていただきたいというふうに思います。

議長（新平悠紀夫）

８番志幸松栄君

８番（志幸松栄）

もう１点、最後でございます。

能登庁舎５階の喫茶店でございますけれども、これについても議会の方に町長は提示した。廃止という方向で提示されております。その５階の喫茶部門をテナントとして公募するのかしないのか、ひとつお答え願いたいと思います。

議長（新平悠紀夫）

町長持木一茂君

町長（持木一茂）

今議員のおっしゃる町民サロンに関しましても、18年度で一応町としては廃止という形に持っていっております。19年度に向けて、もしそういう方がいらっしゃるような話があれば、公募という形でサロンの方をやっていただければというふうに思います。

議長（新平悠紀夫）

８番志幸松栄君

８番（志幸松栄）

一問一答方式ですので、最後に示させていただきます。

町長はいいことを言ったと言えると思う。今後テナントということで、５階の問題をこれから公募と。恐らくや、ああいうすばらしいところをなくすることはいかがなものかなと。だけど私の言葉も矛盾するかもしれませんけれども、こういうところを公募型にしたりしてテナントを。ただし、この料金については低料金ということでひとつお願いして公募していただきたいなと。そうすれば、憩いの場も能登町の中にも一つでも減らないで終えるということをひとつやっていただきたい。

それから、一番予算の問題から何からということで新聞に、最近の議会とかでも行われております。私たちはやはり町は、石川県のワーストワンということで、いろいろと唱えられております。だからやはり一般質問その等を見ても、きょうも輪島と県とそれから七尾とありましたけれども、質問の内容がやはりその土地その土地。一番関心のあるのは、皆さん予算の問題ではないかなと。だからやはり冒頭にも言ったとおり、町長はやはり思い切った改革ということをひとつしていただきたいなと思っております。

以上、私の本日の一般質問は終わらせていただきます。

議長、これでよろしかったでしょうか。

議長（新平悠紀夫）

はい、結構です。

それでは次に、12番山本一朗君

12番（山本一朗）

私は今回、大まかに２点、細かく細部にわたって３点と通告してありますので、順次質問をさせていただきます。

まず、国家健全化のそういった美名のもとに今、地方交付税が全国的に削減されている。そういう政策を国が打ち出してきておりますが、これは私は一種のわなであり、落とし穴的政策ではないかと思うんです。国債発行額は７ポイント低い25.4兆円にして、政府は盛んに今、財政健全化をアピールされております。

しかしながら、国は私はおかしいと思います。税収が7.6兆円増加しているにもかかわらず、今年度は交付税を7,000億ほど減額してきました。これはまさに国、政府のツケが我々地方に回っているにすぎない。まさに地方切り捨て主義ではないかと思うんですが、財政企画課長はこの件に関してどうお考えなのか率直に考えを述べていただきたいと思います。

過去において、地方交付税の配分方法はおおよそ95項目の調査があり、各自治体のまちづくり事情も加味して考慮しながら来ましたが、今年度からは単純人口と面積割りに基づいて決定するという新たなる方法でございます。そうなりますと、広い面積の北海道や人口集中地区の大都会のみが国の恵みを受けるにすぎなくなり、小泉内閣が行った勝ち組企業と負け組企業をつくった図式を地方自治体にまで及ぼしてくるのではないかと危惧するものですが、これも課長はどう思われますか、お答え願いたいと思います。

いわゆる勝ち組、負け組になりますと、自治体にも勝ち組、負け組が生じてくるのではないかと。現実に負け組というのは、国のおだてに乗ってどんどん事業をやって、現実夕張があのような目に遭っています。そういうことがだんだんふえてくると私は思うんですが、その辺も説明していただきたいなと思うんです。

そして、当町の現時点での借金残高は幾らなのか。これも明確にお答え願いたいと思います。

以上が坂口課長に対する質問です。

次に、先ほど述べた結果、行財政サービスの低下が始まり、地方の人口流出がスタートするのではないかと思うが、町長はどうお考えか。そして、そのような人口流出の結果、地方には働けない人や働き場のない人、そして高齢者の

みが最終的に残ってしまうのではないか。これについても町長はどうお考えになっておられるか、お答え願いたい。

そして、地域には地方税収が減り、社会保障や生活負担金が増加し、さらに行財政サービスが低下していき、人口流出が加速すると私は考え、空しさだけが今質問していても生じてくるわけですが、町長はどうかこの空しさにどのように対応されようとされるのか、心の内をお聞かせ願いたいと思います。

まず、この点についてご答弁をお願いいたします。

議長（新平悠紀夫）

企画財政課長坂口良生君

企画財政課長（坂口良生）

それでは、山本議員さんの質問にお答えいたします。

質問は３点かと思います。

第１点目の地方切り捨て主義ではないかと。私にどう思うかというご質問でございますが、議員さんの言われたとおり私も全くそのとおりだと思っております。

第２点目の地方交付税が人口と面積に基づいて決定する方法になると勝ち組、負け組をつくった図式になり危惧するが、どう思うかという質問でございますが、地方交付税の算定方法につきましては、算定方法の簡素化を図ることを目的として人口と面積を基準とすることとなっておりましたが、結果は従来の算定方法に加えて、人口と面積による算定を交付税全体の30%加味するというのが実態であり、現在、人口９割、面積１割程度が予定されていますが、人口の少ない団体には厳しいものと言わざるを得ません。

次に、３点目の現時点での地方債残高とのご質問ですが、18年度末の予定では一般会計が280億9,600万円、特別会計を含めますと452億9,806万9,000円になると予想しております。

以上です。

議長（新平悠紀夫）

町長持木一茂君

町長（持木一茂）

まず、議員のご質問に答えさせていただきますが、バブルの時代、国の政策をまともに受けまして忠実に補助事業や単独事業を行い、その後のバブルが崩壊後も国の経済対策を積極的に受け入れて事業をこれまで実施してきたわけで

あります。国家財産が立ち行かなくなり、地方交付税を初めとする地方財源の削減は、私自身も地方の切り捨てというふうには思っております。そして、その結果として行政サービスが低下し、さらなる人口流出を見、過疎化、高齢化が進展し、収入の減少や負担の増加という心配も同様に思います。

町民のこのような心配の解消のためには、まず持続可能な財政の安定が必要でありますし、私は平成18年から平成20年までの３年間を集中改革期間と定めて、そのような悪循環から抜け出すための行財政改革を行っていかなければならないというふうに思っております。

地方税収が減り、社会保障負担の増加をできるだけさせないように、そして行政サービスも低下できるだけさせないように、これからも行財政改革を真剣に取り組んでいきたいというふうに考えております。

議長（新平悠紀夫）

12番山本一朗君

12番（山本一朗）

坂口課長の答弁は随分淡々として、きっちりと述べられてわかりやすかった。それで聞くんですが、間違いなく先ほどの言われた数字、現時点での何々債という借金残高はおおよそ452億、トータル的に。それで間違いないですね。

そうすると、国の三位一体の改革という美名のもと、交付税配分方法が変化してきたんですが、何を今さらという感じがしないですかね。過去、例えば合併する前に、内浦町、能都町、柳田村と各自治体が行ってきた。そしてその歴史の中で国が事業をやれやれと言い、借金をさせ、それをやがて地方交付税に交付金として算入し、そこからどんどん払えばいいじゃないかというような国のやり方。まさに屋根の上に上げて、はしごを外されたような感じがするんですよ。こうして地方をくたくたにして、国が、最終的には国の、くたくたにさせてしまったときにギブアップの音を上げようとするときに、消費税アップをもくろんでいるのではないかと思うんです。

消費税さえアップすれば、また皆さん国民、交付税はまたどんどんふやしてあげますよと。そうすると仕方なく弱い国民は、消費税アップに国全体の雰囲気として賛成せざるを得ないような方向性に持っていこうとしているのではないかと思うんですが、この考えが正しいか間違っているのか、まだ結果的には出ませんが、坂口課長は私の今の意見に対してどう思われますか。それ一言ちょっと、財政画担当課長として述べていただきたいなと思うんです。

議長（新平悠紀夫）

企画財政課長坂口良生君

企画財政課長（坂口良生）

山本議員の質問は大変難しい問題でありまして、国の問題であり、私も同感するところは多々あります。ただ、国の施策という中で、私は明言を避けたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

議長（新平悠紀夫）

12番山本一朗君

12番（山本一朗）

坂口課長にはうまく逃げられたなと思うんです。本当は消費税が見え隠れするんですが、それが言えないところが官僚、役人さんのつらさかなと思うんです。それ以上は問いません。多分私と一緒の考えだろうと思っております。

それで、持木町長が先ほど、人口の減少とか言われたんですが、やはり町長、社会学の定義で、財政は数字に凝縮された住民の運命であるという定義がございます。財政とは、国や県、町の資金繰りの問題だけとしてとらえられがちですが、もうそんなレベルでなくなってきてしまっているんじゃないかと思うんです。役所は、職員や住民サービスを減らし、コストを削減さえすれば生き残っていけるかもしれませんが、そうすればだれもが疲れ切って住まなくなる。そういうおそれがあるんです。だからその辺あたりを町長は施策として、それを避けるべきにどのように思われるのか。

今、石川県でも大体能登から金沢とか加賀の方に出ている若い子に帰ってこいと言っても、いや私は川北に住みたいんだという声が非常に多いです。その川北がどのような施策をしているか、おおよそ皆さん担当課長なり執行部の方、我々議員もわかっておりますが、なぜそのような声が聞かれるのかなと思うんです。

それと、北海道の方で夕張がああいう問題になったり、歌志内もくたくたになっている。そういったときに、同じ北海道でありながら伊達市というところが毎年200人近く、もっと以上、300人来たときもあるけれども移住人口がある。特に福祉の面で安心ハウスというものを建てているというか、空き家を町が買い取ったりして、そこをすべてバイヤーにして全国に売却、賃貸し、そういったものをしてどんどん呼んでいる。タクシーもすべて一人で乗るのではなくて、乗り合いタクシーで１人40円とか30円の負担でやっている。そういったところが非常に住みやすい。そして、海の幸がおいしい。そして山の幸もおいしい。まさに海の幸、山の幸といったら、さほど我々とも変わらない。施策が違うだ

け。そういった問題で、やはり人口がふえているところもあるんです。これは今は日本全国ナンバーワンでしょう、移住している伊達市に対して人口が。
　我々もよく町長さんも移住してほしいと言われるけれども、やはり我々は、私のところの町ではそのような施策、そういったものを今現在どういうものがあるのか。そして今後、町長はどのような対応をされようとされているのか、ひとつお聞かせ願いたいと思います。

議長（新平悠紀夫）
　町長持木一茂君

町長（持木一茂）
　今現在、能登町におきましては交流人口の増を図りたいという思いで、いろんな施策を、メニューをやっております。それがひいては一部でも定住人口につながればということもあります。古民家の情報なんかもインターネットで流しておりますし、そういった情報を広く皆さんに知っていただくことによって能登町のよさを知っていただけるのかと。
　そしてまた来年度に向けては、春、秋に首都圏から能登町の方へツアーを組んで来ていただいて、そしてまず能登町へ来ていただくのが大切という思いから、そういったツアーを計画しております。それによって団塊の世代の方にしろどなたにしろ、能登町で住んでいただける可能性というのは出てくると思いますので、そういったメニューをこれからも考えていきたいというふうに思っておりますし、また、行財政改革というのは何も削減するばかりではないというふうに思っていますので、そういった意味では、行財政改革の中の一つにそういったメニューも入れていってもいいのかなというふうには考えております。

議長（新平悠紀夫）
　12番山本一朗君

12番（山本一朗）
　町長は交流人口をまず第一に考え、その結果として移住を考えると言われておりますが、交流人口と移住というものは少し、今からは切り離さなければいけないのではないかと。交流はあくまでも交流で、移住は移住。そういうようなことになりますと、たくさん今の旧内浦、旧柳田村含めた新能登町の中でも空き家なり何とか都会へ行ってしまった人が売却したいという話もございます。そういったところを町が買うのではなくて、やはりそういう建築、建設業者が事業転換をするきっかけとして、それをすべて伊達市のような安心ハウスにつ

くりかえて、そして移住をしてほしいという宣伝なりプロセスを町が引き受けるというやり方にしていくと、もっと変わってくると思うんです。
　こういうものは一つの産業の私は活性化だと思うんですが、その辺、町長、もう一度そのような考えもあるのかなというふうに思われましたらご答弁願いたいと思いますし、なかったらご答弁されなくても結構です。

議長（新平悠紀夫）
　町長持木一茂君

町長（持木一茂）
　町が不動産業者をやるわけにはいきませんが、古民家情報を発信して、そしてそういった仲介役というのは町としてもできるというふうに考えますので、そういった情報の公開と説明といいますか、こちらへ来ていただいて見ていただくというようなことはやっていかなければならないのかなというふうに思います。

議長（新平悠紀夫）
　12番山本一朗君

12番（山本一朗）
　最後の質問に移ります。
　12月議会にもお話しさせていただきました財政悪化時におけるまちづくりというんですが、再度チャレンジさせていただきたいと思います。
　企業誘致もままならない時期、自前の税収を増加させるのが私はこの町の財政危機を救う最良の方法かと考えていつもおるんです。12月の議会で大谷内先輩議員が農林水産の部門でいろいろな経済活性化策を延々と強く訴えられました。その中で、現在の町の体力でできるもの、できないものもあったかとは思うんですが、新しい産業を興すという信念は町長は真っ正面に向き合って取り組むべきだと私は思っているところです。
　当町は合併の恵みを受け、四季折々の食の材料が豊富です。ここに私はやはり皆さんと協働して活路を見出すべきだと思います。これだけのものがあるから企業を興せないか、これは町の内の方に問いかける。そして町はこれだけの応援をするという強い意思を町長は内外にみずからの声で言葉を発する役目があるし、やってほしいと思いますが、どのような気構えでおられるかひとつお答え願いたい。
　また、12月議会におきまして週刊文春の記事を参考に全国ワースト100の中で

97位の件を質問しましたが、あれは実質公債費比率だったと思います。今回それに経常収支比率が加わり、宝島社では28位、ダイヤモンド社では30位となって、将来負担比率が103位となって、トータルで倒産危険度第16位という嫌らしい発表がされております。全国1,821市町村の中での16ということで非常に真摯に受けとめなければいけない。実質公債費比率が97位、経常収支比率28位の結果、16位になったということは、経常収支比率の悪さが最大の原因と考えられるが、この悪さの原因は何なのか教えてほしい。

また、これだけの財政が悪化しているにもかかわらず、３月補正予算に庁舎建設500万の積立金として打ってありますが、箱物行政からの方向転換はなされないのか。熱海市長のように財政危機宣言をされ、新庁舎建設を白紙に戻すことは私は英断だと思います。一日も早くそうされんことを望みます。箱物でも雇用や産業を生み出すものはやぶさかではございません。新庁舎建設は町民を間違いなく地獄行きの特急列車に乗せることになると思うが、どうお考えか、忌憚のない心の内をお示し願いたいと思います。

以上でございます。

議長（新平悠紀夫）

町長持木一茂君

町長（持木一茂）

まず、議員のご質問の地元企業あるいは企業誘致ということでありますが、石川県の方でも19年度から奥能登地域に特に優遇措置をしていただけるという状況でもありますし、町としてもやはり独自にそういった企業誘致の優遇、あるいは地元企業への支援というのは行っていかなければならないというふうに考えております。

国や県の施策、事業を積極的に検討もしなければならないと思っておりますし、議員がおっしゃるような豊かな資源を活用した産業振興が図られるように、県の担当部局とも連携を密にしながら、地元企業も安心して操業できる体制づくりに取り組んでいきたいというふうに考えております。

続きまして、合併後の財政指標をもとに週刊誌等で全国ワースト16ということで紹介されていることも私も知っておりますが、経常収支比率が悪い原因は何かというご質問でありますが、経常収支比率を簡単にいいますと、経常的な支出と経常的な収入の割り算であります。経常的な支出がふえて経常的な収入が少なくなった、すなわち公債費や補助費、維持補修費や繰出金等が増加して、国からの地方交付税が減らされ続けているということが経常収支比率を上げている原因であります。

当町の財政上の一番大きな問題点というのが、やはり公債費の支出が大きいことにありますし、これが大きくなる原因というのは、建設事業実施のための財源とし発行する地方債にあります。このことは、類似団体との比較によっても明らかでありますし、しかし町が行う公共投資が町の経済の一翼を担っていることも事実であります。建設後に維持管理費が発生する箱物の建設については、どうしても必要なもの以外は控えていかなければならないというふうに考えておりますが、地域経済を冷やさないためにもある程度の公共投資は必要であり、財政事情とのバランスをとりながら今後のまちづくりを行っていかなければならないというふうに考えております。

また、庁舎建設基金につきましては、合併協議の主要項目でありましたので基金の創設を行ったものであり、実際の庁舎建設ということになれば、建設委員会の立ち上げも必要でありましょうし、また何よりも住民の総意が必要となるものと考えておりますので、ご理解いただきたいというふうに思います。

議長（新平悠紀夫）

12番山本一朗君

12番（山本一朗）

新産業興しということで先ほど町長も県も頑張っていると言われていたんですが、県も奥能登対策として投資額１億円以上、雇用者が５人から15人の進出企業に対して投資額の５％から20％を補助すると。そういう発表をされたと思うんです、マスコミ等に。その中身を町長は知っておられますかね。工場とか事務所という建物、固定されたもの、固定された機械、そういったものの補助であって、あと自動車とかパンフレットとか企業のソフトの部門で動いて歩くような部分に関しては一切補助はないんです。あくまでも建物と固定された機械のみなんです。何台自動車を買おうと、それは投資額には入らないということです。

そうなりますと、実質投資額というものはランニングコスト等を考えてみますと２億、３億の投資額をやむを得なくされる。県は格好いいことを言っているんですが、全く中身の伴っていない、冷たい薄情なものですよ。大企業にだけ有利なもので、こういったところにそれほど大きい300人、400人雇用できるような企業は私は無理かと思うんです。

そういった面を探ってみますと、石川県が今打ち出しました奥能登対策に関しては、血も涙もないような、ただでたらめな格好いいことだけです。その辺もう少し町長は県に規制緩和を申し入れてほしい。１億円に関しての中身に関して、もう少し冷たさを排除して、やはりきちんとしたものにしてほしいとい

うことを担当課長とともども県庁にこの議会が終わったら出向いて、もう少しその中身に対して町長は考慮していただきたいということを申し入れしてほしいと思うんですが、その辺、町長ひとつ。町長の方はどのような説明が来ているのか教えてほしいと思います。

議長（新平悠紀夫）

町長持木一茂君

町長（持木一茂）

今議員のおっしゃるとおりだと私は思っております。奥能登には優遇措置ということで県の方は取り組んできていただいているわけなんですが、しかしながら奥能登の有効求人倍率を見ましても0.54というありさまであります。ですからそういった企業が３人でも５人でも雇っていただけるような企業がもし来る可能性があるならば、県の方にもお願いしていかなければならないというふうに考えております。

議長（新平悠紀夫）

12番山本一朗君

12番（山本一朗）

その辺は町長に頑張ってほしいなと思うんです。

あと、よく企業誘致という言葉で大企業等を目指されますが、町長も先般も東京の梅まつりで、町長もよく知っておられる理研の永持会長とお会いしたんですが、やはり我々も大企業のうちに入るか入らないかわからないけれども、全部インドと中国なんだと。特にこれからは中国ではなくてインドに行く。なぜかというと、インドが小学生、中学生、世界で数学が一番できるんです。ここ５年間で断トツの成績なんだと。その数字のできる国、地方に工場をつくることが一番利益が出るんだと。そして人件費も安い。そういったところにあるから、持木町長に今度会ったら、ひとつ議会にでもそのことを伝えながら、もう少し地場産業を地域の現在建設業等が方向転換をしたいというところがあったら、そこにたくさん助成して補助して、こういうものやってほしいとか、農業と漁業者を組み合わすとか、そういうようなものをしてほしいと言われておられました。

どうか、あと町長はもう一つ、12月議会で大谷内議員が言われた農林水産、そういうようなものをまとめ、現在能登町で事業をやっている方、そういうような力を結集して、もう少し建設の人が農業に参入していもいいという規制緩

和もございますし、金沢地区の方でもどんどん今皆さんやってきておられるのが現状かと思うんです。そういうような方向性もひとつ強く訴えかけていってほしいなと思うんです。それを一つ質問として、町長の意気込みを聞いて終わろうかと思うんです。
それと、積立金の問題ですが、やはり職員の給料をカットした上でいろいろ町民に負担増を求めた結果の500万というのは、やはり空しさだけが残ると思うんです。やはり財政危機宣言等を出して、町長は建設を白紙に戻すんだというようなことを、私はもうその時期が来ているのではないかと思うんです。それがどうしてもできないんだったら、当時の合併協議会で決めたという大儀を守るんだったら、その方々に再度集まってもらって、あのときはこれだけの財政悪化が予測されていなかった。しかし今はこうなっているんだから少し見直させてもらえないかというお話はできないものかなと思うんですが、その辺はどうなのかお聞かせ願いたいと思います。
以上です。

議長（新平悠紀夫）
町長持木一茂君

町長（持木一茂）
大企業といいますか、例えば100人も200人も雇用するような企業が来ていただけるとしても、その100人、200人を用意するのも奥能登はちょっと大変なのかなという気がしますので、やはり小さな企業でも、例えば先ほど言いましたように３人から５人のそういった企業でも、奥能登へ来ていただけるという場合には町としてはしっかりと支援していかなければならないというふうに考えております。
また、そういった異業種に移りたいというような方があれば、どんどんやっていただきたいと思いますし、それはある意味では起こす方の起業になろうかと思いますので、それは町としても支援していかなければならないというふうに考えております。
また、庁舎建設に関しましては、先ほども言いましたが今回基金を持たさせていただきますが、あくまでも建設ということになりますと建設委員会あるいは住民の総意があってこそ実際の建設があるというふうに思っておりますので、その辺もご理解いただければなというふうに思います。

議長（新平悠紀夫）
12番山本一朗君

12番（山本一朗）

いろいろと長々と聞いて、本当に迷惑な質問もあったかと思うんですが、これもまちづくりのためだと思ってご勘弁願いたい。町長には、いろいろとこれからつらいこともあるでしょう。言いたいこともあるでしょう。泣きたいこともあるでしょう。腹の立つこともあるでしょう。しかし、それをすべてのみ込んで男の修行として心の内にとめて、どうか能登町民を天国行きの鈍行列車に乗せるがごとく政治に行政に邁進していってくださらんことをお願いいたしまして、私の質問は終わります。

答弁は要りません。

休　　　憩

議長（新平悠紀夫）

しばらく休憩いたします。（午前11時02分）

再　　　開

議長（新平悠紀夫）

それでは再開いたします。（午前11時15分再開）

次に、２番椿原安弘君

２番（椿原安弘）

かつてなく雪が降らない暖冬も終わり、各学校では卒業式が行われ、上の学校への進学や就職へと若者にとっては巣立ちの季節となりました。

能登町では、財政状況が悪く、何かと暗いニュースばかりと思っていましたが、能登町十郎原出身の若手写真家梅佳代さんが来る３月27日から地元で写真展を開催され、錦を飾ることになりました。

また、この春、我が能登町から一気に３人の若者が大相撲に入門することになり、明るいニュースがありました。３人の若者は、ふるさとに錦を飾りたい、大好きな能登町に恩返しをしたいと抱負を語ってくれました。一日も早く関取になれるため精進して頑張ってくれることを願っております。みんなで応援しようではありませんか。

それでは、通告してあります３件について町長と教育長に質問いたします。

まず１点目は、行政改革の進捗状況と今後の取り組みについて町長に質問いたします。

昨年３月、能登町行政改革大綱に基づき、平成17年度から21年度までの５カ年計画により実施計画が策定され、総額で32億5,000万円余りの節減効果と見込んであります。主な取り組み内容では、組織合理化で21億8,600万円、公共施設の適正管理と運営等の効率化で6,000万円、財政の健全化による安定基盤の確立で９億円、事務事業の改善、効率化で１億円余りとなっています。今年度までの２カ年で総額約８億円余りの節減効果額となっておりますが、基本方針項目ごとに節減額を示していただきたいと思います。

また、この計画策定後において平成17年度の決算状況によると、16年度との比較で財政指標では経常収支比率が102.1から104.7で2.6ポイント上昇し、起債制限比率が17.3から17.5と0.2ポイント上昇するなど、さらに悪化している状況ではないかと思います。

去る３月２日の新聞報道によると、総務省が今国会に提出する自治体の財政健全化法案の全容が明らかになったと掲載されております。それによると、北海道夕張市が対象になった現法案の地方財政再建促進特別措置法は廃止され、新法案が施行されます。主な内容によると、現法案は財政指標が赤字比率のみで再建団体へ移行したものでございますけれども、新法案では赤字比率に加えて３つの項目が追加されております。まず１つ目といたしまして、水道や病院等、公営企業を含む全会計の連結赤字額。２つ目として、毎年度の借金返済額。３つ目として、公社、第三セクターなどを合わせた連結債務残高。この３つということで、４つの項目になったわけでございます。

この４つの財政指標の１つでも基準超過した場合は、現在の再建団体、今度は再生団体と言いますが、その一歩手前の財政健全化団体へ移行することになるということでございます。ということは、４つのうちの１つですからこれは大変厳しいものになるのではないかと思うわけでございます。

今回の議会においても町長初め特別職の期末手当のさらなる減額や、55歳以上職員の給与減額などの議案が提案され、また職員の早期退職勧奨も行われているようであり、執行部におかれては大変努力されていることに敬意を表したいと思います。

以上のことなどから、現在の５カ年計画、実施計画を見直す必要があるのではないかと思いますけれども、町長のご所見を伺いたいと思います。

議長（新平悠紀夫）

町長持木一茂君

町長（持木一茂）

まずもって、今、椿原議員がおっしゃいました大相撲への３人、この３月に

前相撲ということで、きょうの新聞に載っておりましたが３人とも白星発進ということで非常にうれしく思っておりますし、議員の皆様にもぜひ応援していただければというふうに思っております。

それでは、ご質問に答えさせていただきます。

議員のおっしゃるように、平成18年３月に、今後の地方分権時代に即した合理的で効率的な行財政運営の実現を目的としました能登町の行政改革大綱を策定させていただきました。

それとあわせて、平成17年度から21年度までの５年間を計画期間とする能登町の行政改革大綱実施計画を策定いたしております。実施計画では、椿原議員ご指摘のとおり５項目の基本方針に基づきまして、５年間で約32億5,000万円余りの節減効果を見込んでおります。

行政改革の進捗状況についてのお尋ねでございますので、平成17年度と18年度の２カ年における行政改革による節減効果額の実績を項目ごとに申し上げさせていただきます。

まず１項目めの組織機構の合理化では、保育所、小中学校の統廃合、職員数の削減、職員の給料や手当の削減などで約５億7,200万円の削減を行っております。

２項目めの窓口サービスの向上では、現在のところ具体的な節減効果はありません。

３項目めの公共施設の適正管理と運営等の効率化では、指定管理者制度の導入などで約300万円の削減を行っております。

４項目めの財政の健全化による安定基盤の確立では、各種団体補助金の削減や税金の前納報奨金廃止などで約１億3,900万円を削減しております。また、税等の徴収体制の強化と遊休財産の売却等で約１億8,600万円の増収を図っております。これを合わせますと約３億2,500万円の節減効果があったというふうに思っております。

５項目めの事務事業の改善、効率化では、民間への業務委託の推進や投票所設置数の見直しなどで約3,200万円の削減を行っております。

以上の５項目でこの２年間で合計約９億3,200万円の節減効果を上げております。

実施計画における平成17年と18年の２カ年の節減効果見込み額が約８億2,400万円でありますので、進捗率にしますと約113％となり、着実に行政改革が進んでいるというふうに思っております。

また、今後の実施計画の見直しがあるのかとのご質問ですが、町を取り巻く財政状況は、地方交付税の削減などによりさらに厳しくなることが予想されます。平成19年度以降につきましても、これまでの取り組みに加えて、さらなる

経費の削減を進める必要がありますので、昨年７月に設置いたしました行政改革評価委員会の意見も聞きながら実施計画の見直しを行うとともに、引き続き行政改革に取り組んでまいりたいと思っておりますので、ご理解と、そしてご協力賜りますようお願い申し上げます。

議長（新平悠紀夫）
　２番椿原安弘君

２番（椿原安弘）
　行政改革は、総論賛成、各論反対が前面に出てくるものでございます。とにかく町民の理解を得るのは大変でございます。
　去る２月に、能登町の未来を語る会と称しまして、５つの会場で町長みずから出席ありまして、総合計画の説明や行政改革についての説明がなされて開催されました。私も内浦福祉センターの会場に参加いたしましたけれども、参加した町民の方々から大変よい意見も出て、執行部ももっと元気を出して頑張れと、そういうふうな励ましの言葉もあったかと思います。
　町長は、今度の５つの会場に出席されて、全体として町民の反応はどのように感じられたか。町長の感想といいますか、それをひとつお聞きしたいと思います。

議長（新平悠紀夫）
　町長持木一茂君

町長（持木一茂）
　各会場、５会場で行わせていただきましたが、非常にたくさんの方にもお集まりいただきまして、いろんなご意見も賜りましたし、議員おっしゃるような励ましもいただきました。そして、私どもとしては今、町の現状、財政も厳しいというようなお話もさせていただきまして、住民の皆さんにはより理解も得られたのかなというふうに思っておりますし、今後につきましても住民の皆様のご理解の上での協力がしていただけるのではないかというふうに判断しております。

議長（新平悠紀夫）
　２番椿原安弘君

２番（椿原安弘）

こうして町長みずから出席して町民の理解を得るということは大変効果があるのではないかと思います。今後も機会があったら続けていただきまして、やられることを要望いたします。

また、行政改革といいますか、新谷収入役におかれましては、地方自治法の改正で収入役制度の廃止ということで退任されると聞いております。法律は改正されても、まだあと２年任期が残っているわけでございまして、本当は在任できることになっているわけでございますけれども、職員の早期退職勧奨を進める立場上、勇退されるそうでございます。このことについて、新谷収入役に対して敬意を表したいと思います。本当にご苦労さまでございました。

それでは次に、体験型観光の推進について質問いたします。

昨年８月、夏の体験学習ツアーとして、旧内浦町の友好都市でありました千葉県流山市の小学生を対象として能登町ふれあい公社に委託して実施され、いろんな体験メニューを提供し、大変好評だったと聞いております。最近の観光は見聞型から体験型へと変化しているようであります。当町は毎年のように人口が減少している状況で、今後も地域の活力を維持するためには交流人口をふやすことが大切ではないかと思います。能登町が合併した効果といたしまして、旧柳田村の山間農村地帯と旧内浦町や旧能都町の海岸地帯でいろんな風景や体験メニューが提供できるのではないかと思います。

体験ツアーの満足度を高めるためには、インストラクターの役割が一番重要でございます。そういうことで、町といたしましてもその人材育成が必要かと思われます。首都圏住民が能登空港を利用して、行って見て体験したい本物メニューですね。ただのつくりごとではだめです。本当の奥能登にあった本物を提供すれば持続可能だと思いますけれども、町長のご所見を伺いたいと思います。

議長（新平悠紀夫）

町長持木一茂君

町長（持木一茂）

今ほど議員がおっしゃいましたように、昨年の夏休みに流山市から小学生を対象に能登町の自然体験学習ツアーということで実施させていただきました。親元を離れた子供たちが自然環境の中で体験する自然との触れ合いというのは、非常に貴重な原体験につながるということで、参加した子供たちはもちろんですが、保護者からもとても好評を得ていただいております。それを受けて、19年度におきましても流山市の教育委員会の協力を得ながら実施したいというふうに考えております。

今回19年には、新たに能登町の子供たちとの交流も計画したいなというふうに思っておりますし、これが将来にわたって両市町がよい形で交流を図れるものというふうに考えております。
またインストラクターに関しましても、グリーンツーリズムのインストラクターは非常に大切な位置にあると思いますので、公社の方でも何人かそういう資格を持っている方がいらっしゃいますので、どんどんそういったインストラクターの資格を取っていただく方向で進めていきたいというふうに考えております。

議長（新平悠紀夫）
２番椿原安弘君

２番（椿原安弘）
体験メニューにつきましては、能登町、合併して広いんですけれども、これは能登町だけではなくて奥能登全体の問題でございますから、またそういうところと協議されましてメニューをふやしていただきたい。そういうことでお願いしたいと思います。
それでは次に、学校給食費未納問題について教育長に質問いたします。
学校給食を実施する全国の国公私立の小中学校で、2005年度、全児童生徒の１％に当たる９万9,000人の給食費が未納だったことが文部科学省の調査でわかったようであります。未納の給食費は22億3,000万円に上っています。文部科学省が給食費の納付状況を調査したのは初めてだそうですが、未納者のうち60％について、学校側は保護者の責任感や規範意識の問題と認識し、経済的な問題と見ている33％を大きく上回っています。
このような状況は、学校の先生方が未納分の督促に当たるなど大変だと思う次第でございます。
当町での未納状況はどのようになっているのか。また、未納があれば対策の取り組みはどのような対処をされておられるか、お聞きしたいと思います。

議長（新平悠紀夫）
教育長石井勲雄君

教育長（石井勲雄）
椿原議員のご質問にお答えいたします。
学校給食費の未納問題についてのご質問でございますが、議員のご指摘にありましたように文部科学省は昨年11月に平成17年度における学校給食費の徴収

状況に関する調査を実施し、結果につきましては今ほど議員のご指摘にありました数字が示されております。
　当町においても数名の未納者がございました。当町７小学校、５中学校における未納者は、現在すなわち19年２月末で数名ですが、私の掌握しているところでは、経済的に恵まれていない場合や家庭面での問題を抱えているなど憂慮しているところであります。
　こういった家庭には現在、学校側からさまざまな方法で督促しており、おくれがちではありますが納入されている家庭もありますので、さらに学校と連携しながら納入を促してまいりたいと考えております。
　小学校も中学校も義務教育であり、教育を受ける権利と受けさせる保護者の義務を踏まえ、子供たちの権利を最大限に尊重した指導を行ってまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。
　以上です。

議長（新平悠紀夫）
　２番椿原安弘君

２番（椿原安弘）
　先ほどの答弁で数名と言われましたけれども、学校まで言いませんけれども、未納者の数と金額、それから全体の児童に対するパーセントといいますか、それをちょっと示していただきたいと思います。

議長（新平悠紀夫）
　教育長石井勲雄君

教育長（石井勲雄）
　当町の給食費未納者の人数は、申し上げているところの数人でありますけれども、いわゆる数人の２倍の人数でございます。全児童生徒の約0.5%に当たる人数であります。また、未納額は約40万円でございます。
　よろしいでしょうか。以上です。

議長（新平悠紀夫）
　２番椿原安弘君

２番（椿原安弘）
　数名ということでございますが、数十名ではないということで解釈しまして、

そのように解釈いたしたいと思います。
　経済的な問題の場合は、就学援助というものがございますので、その辺、学校とよく保護者と連絡をとり合いまして、そういうものを進めていただきたいと思います。
　以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。

議長（新平悠紀夫）
　それでは次に、石岡安雄君

９番（石岡安雄）
　私が通告いたしました３点を町長に尋ねたいと思います。
　旧町村議会で採択された陳情についてですが、合併以前の内浦町、能都町、柳田村での議会において採択された陳情や請願など多数あったと思われます。能登町になり３町村の議会で採択された陳情等はどのように新町に引き継がれているのでしょうか。旧町村当時の町民の声は能登町の行政にどのように届いているのか。また、反映されているのでしょうか。町長は過去の陳情等をどのように認識されているのか、お尋ねいたします。

議長（新平悠紀夫）
　町長持木一茂君

町長（持木一茂）
　それでは、石岡議員のご質問に答えさせていただきますが、旧町村議会で採択された請願あるいは陳情等を新町でどういうふうに取り扱っているのかというご質問だと思いますが、請願及び陳情等につきましては、基本的には住民の生活環境や地域の産業基盤整備等の必要性に伴って提出されております。そして、旧町村の議会において慎重なご審議を経て採択というふうに決定されたものでありますので、町の名称は変わりましても新町の住民から要望等があったことに変わりはありませんので、それぞれ旧町村から申し送りのあった新町の課題として誠実に対応させていただいておるところであります。
　ただ、合併後の急速な行財政事情の変化もありまして、大変厳しい環境にありますので、一気呵成の対応はできませんが、そしてまた少し時間はかかるかもしれませんが、予算と事案の緊急性等を考慮しながら可能なものから順次取り組んで、１件１件真摯にそういった課題を解決していきたいというふうに考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

議長（新平悠紀夫）
　９番石岡安雄君

９番（石岡安雄）
　町長は、10年くらい前にさかのぼってこういう陳情、請願等は目を通されておりますか。そしてまた町長は、精力的に町長と語る会、そういうところで能登町の総合計画説明にも回られておりますが、そのような機会に旧町村時代に執行されていない陳情、そういうものを町としての対応、考えを話し合い、理解を求める。そういうのも一つだと思いますが、いかがですか。

議長（新平悠紀夫）
　町長持木一茂君

町長（持木一茂）
　10年前の陳情書には目を通しておりませんが、それは担当課でしっかり預かってくれていると思いますし、また検討もしてくれているのではないかなと思います。また、そういった住民との語る会でそういうお話が出れば、しっかりとお答えさせていただきたいというふうに思います。

議長（新平悠紀夫）
　９番石岡安雄君

９番（石岡安雄）
　これはちょっと私の個人的な考えですけれども、合併以前の陳情を10年ぐらいさかのぼって能登町議会として審議していくのも、３町村を合併してできた能登町の使命であるとも私は思います。そういった中で、これらの陳情が議会で再び採択された場合、当然、行政としても対応すべきと思いますが、町長の見解はどんなものですか。

議長（新平悠紀夫）
　町長持木一茂君

町長（持木一茂）
　先ほども言いましたように、旧町村議会で既に採択されている案件に関しましても、能登町になったからといってしないということではありませんし、先ほど財政面もありますので少しずつ、あるいは時間がかかるかもしれませんが

１件１件確実に行っていきたいというふうに考えております。

議長（新平悠紀夫）
９番石岡安雄君

９番（石岡安雄）
それでは、２点目の質問に移らせていただきます。
夏期の水不足に対する取り組みについてお聞きしたいと思います。
ことしの冬は異常気象とも言える暖冬で、積雪もほとんどなく春を迎えました。今、町民の皆さんの間には、飲料水である水不足問題がささやかれ始めております。心配も当然のことと思います。旧内浦においては大きな需要先の使用量の減少、条例改正による多目的ダムへの変更、旧能都町においては寺田川ダムの完成など、心配がないかのように感じておりますが、ことしの異常な暖冬で積雪がなかったことの影響は予測しがたいと思います。
また、水道水のみならず病害虫の発生も心配されていますし、田植え時期の渇水など農業への影響も懸念され、農産物の生産減少に伴う経営難など、町としてそれらに対しての対応、助成も考えていかなければならないと思いますが、町長の考えをお尋ねいたします。

議長（新平悠紀夫）
町長持木一茂君

町長（持木一茂）
今議員がおっしゃるように、この冬の異常気象というのは全国的にも統計史上例を見ない状況であるというふうに思っておりますし、当町におきましても今後渇水が懸念されるところでもあります。
ちょっと例を挙げてみますと、平成６年の大渇水の際には旧柳田村では断水、減水の呼びかけ等を行っております。また旧能都町では、山田川などより原水を運搬するなど実施いたしましたが、時間的、地域的に断減水が発生しております。また旧内浦町では、山口ダムが枯渇する中、福光ダムの利用を内浦町土地改良区にお願いして対応し、断減水の状況には至っておりません。
能登半島や能登町には奥行きの深い渓谷とか、あるいは高い山がない地形でありますので、昨年の大雪のような状況下でも４月から５月の少雨によりまして６月には渇水の危険性もはらんでいた経緯があります。能登町では平均的に年間2,000ミリ程度の雨量が統計上記録されておりますが、降雨、積雪の量にかかわらず年間を通し平均して雪や雨が降ってくれることが望ましいところでも

あります。
　また、能登町の水源の確保につきましては、柳田簡水は集水面積の大きいメリットを生かした対応、また将来的には北河内ダムの利用を考えておりますし、上水道の矢波浄水場区域では昨年より湛水しております議員がおっしゃるような寺田川ダムの活用、そしてまた内浦浄水場区域では従来の山口ダムや緊急時には福光ダムの利活用をお願いするとともに、平成19年度より時長、羽生地区の事業実施の中で、両浄水場区域を接続して相互活用、利用することも可能であり、多面的なメリットもあるというふうに考えております。
　また、この異常気象によりまして農業等への影響につきましては、今般完成しました寺田川ダムや福光ダムを活用した対応を考えておりますし、万一農作物の被害が発生した場合には、農業災害補償法で定めております農業共済制度での対応などが考えられるというふうに考えております。
　農業災害補償法の制度がつくられた目的としましては、農業者が不慮の事故によって受けることのある損失を補てんして農業経営の安定を図り、農業生産力の発展に資することを目的としてこの制度がつくられておりますので、国の災害対策として実施される公的な保険制度でもあります。農家が掛け金を出し合いまして共同準備財産をつくり、万一災害が発生したときに共済金の支払いを受けて農業経営を守るという農家の相互扶助を基本とした共済保険でありますので、そういったものも農家の方にはご利用いただければというふうに思っております。

議長（新平悠紀夫）
　９番石岡安雄君

９番（石岡安雄）
　ただいまの水不足、水道水に関しては、町民に早く安心していただくのも行政の取り組みかな、私はそう思いますので、進めていただきたいと思います。
　次に、３番目に特急バスの運行について質問したいと思います。
　現在、のと海洋ふれあいセンターを発着している奥能登観光開発の便であります。金沢発で海洋ふれあいセンター11時39分終着と、海洋ふれあいセンター15時30分始発、金沢駅。この２便ですが、今では能登町の北の端となった松波を発着地にするよう強く要望すべきはないかと思います。旧内浦町時代に、縄文真脇から海洋ふれあいセンターまで発着を延ばしてもらった経緯もあります。
　のと鉄道なき今の現状を踏まえ、町民の利便性を常に考慮すれば、行政として当然であると考えますが、町長いかがですか。

議長（新平悠紀夫）
町長持木一茂君

町長（持木一茂）
ただいまの石岡議員の質問に答えさせていただきますが、能登町では能登線廃止後の金沢市からの誘客手段として、また、のと鉄道の代替手段として大変重要な公共交通というふうに承知しております。機会あるたびに増便や、あるいは乗車方法、延伸等について会社の方にお願いしてまいりました。結果、路線バス利用者が定期券あるいは回数券で特急バスを利用できるなどの格段の便宜も図っていただいているのが現状であります。
今回、議員の質問にある松波からの発着をということに関して、増便の要望や、あるいはのと海洋ふれあいセンター発着の延伸について、住民の皆さんにとっては非常に利便性向上の上でもバス会社の方に要望していきたいというふうに考えております。
しかしながら、あくまでも運行は民間事業者であることから、特に採算性が問われるところだと思いますので、利用率の向上を図る上でも多くの方の利用をお願いしながら会社の方へは要望していきたいというふうに考えております。

議長（新平悠紀夫）
９番石岡安雄君

９番（石岡安雄）
町長、11時39分海洋ふれあいセンター終着の特急バス、その後どこへ行くかご存じですか。また、15時30分始発の特急バスはどこから来るかご存じですか。

議長（新平悠紀夫）
町長持木一茂君

町長（持木一茂）
申しわけありません。勉強不足で全くわかりません。

議長（新平悠紀夫）
９番石岡安雄君

９番（石岡安雄）
町長だけでなく、私もわからなかったのですが、きのうバスの運転手に聞い

てきました。バスは曽々木営業所から柳田を通り、内浦放牧場を山越えし、不動寺、秋吉と入ってきております。もちろん帰りもその逆であります。ということは、バスは海洋ふれあいセンターから旧内浦町の中を通っていくわけです。
　採算性というような言葉を町長おっしゃいました。確かに民間企業です。採算性を重視しなければなりません。しかし、秋吉まで入っているのをそのまま松波から上地区を上がり珠洲道路に出ても何分とはかかりません。この辺をやっぱり強く要望すべきではないですか。
　町長の答弁も私の予測どおりでありました。この前、そこにおいでる坂口課長にこの問題を持っていったときに、珠洲まで延ばしてもらうように要望してあります。簡単な返事でした。私の欲しかったのは、もう一回行ってきますという言葉です。それが行政ではないかな。町民の利便性を考えたものではないかなと私は思います。
　海洋ふれあいセンターまで来る間、回送という形でバスは来ております。それを何とか能登町の北の端になってしまった松波まで延ばしていただく。それが能登町の行政だと私は思います。ぜひとも要望を強くお願いいたします。
　町長、一言よろしくお願いします。

議長（新平悠紀夫）
　町長持木一茂君

町長（持木一茂）
　今の石岡議員の説明で、そういう事情があるとは全く知らなかったものですから、そういう意味では逆に要望もしやすいのかなという気もしますので、会社の方へはしっかりと要望していきたいというふうに考えております。

議長（新平悠紀夫）
　よろしいですか。

９番（石岡安雄）
　ありがとうございました。

休　　憩

議長（新平悠紀夫）
　以上で一般質問の午前の部を終わりたいと思いますので、１時再開したいと思いますので、よろしくお願いします。（午前11時54分）

再　　開

議長（新平悠紀夫）

休憩前に引き続き会議を開きます。（午後１時00分再開）

次に、６番奥成壮三郎君

６番（奥成壮三郎）

通告してあります３点についてご質問いたします。

１点目ですが、介護保険料から。

本年度４月より40歳から64歳の第２号被保険者の介護保険料がまたもや引き上げられ、今回は４％と見込まれているようです。

ところで現在、第１号被保険者である65歳以上の方の介護保険料は全国平均で4,090円となるそうですが、私たち能登町では昨年より4,980円となっております。この金額はどのような計算方法で算定されたのかをパネルなどを使用し、わかりやすくご説明いただきたいと思います。

過去において一般質問や議案質疑にも多く取り上げられましたが、いま一度担当課長から詳しい説明をお願いいたします。よろしくお願いします。

議長（新平悠紀夫）

長寿介護課長志幸幸三君

長寿介護課長（志幸幸三）

それでは、６番奥成議員さんからの質問にお答えいたします。

介護保険料の平成18年度からの基準額4,980円に至った経緯についてご説明いたしたいと思います。

まず、介護サービスを利用しますと、かかる費用の１割はサービスを受けた方が払います。そして残る９割分を40歳以上の方が被保険者となって払う保険料と、あわせまして国、県、町からの負担金で賄っております。

ご承知のように、介護保険料は３年ごとに見直すこととされています。今期における保険料改定決定におきましては、まずパネルを見ていただきましてご説明したいと思います。(パネル提示)

介護保険料は、過去３年間、平成15年度から、図１になるわけですけれども、第２期、15年から17年の介護サービス量の実績を精査いたしまして、第３期に当たる平成18年度から20年度までの３カ年、第３期の18から赤いところですが、３カ年に介護サービス量がどのくらい必要で、どのくらい利用されるかという

介護サービスの見込み量によって試算した結果をもとに、この基準額4,980円が算出されております。すなわち、介護サービスが多く利用されると見込んだ場合は保険料も高くなるということになります。

次に、介護保険制度の仕組みとしまして、パネル図２の下段の方ですが、保険料の中でも65歳以上の方が19％、40歳から64歳までの方が31％を負担し、残る半分は国が25％、県と町が12.5％ずつを負担します。このことが基本の仕組みでございます。この65歳以上の方が負担する19％が、すなわち能登町の基準額4,980円の算出根拠となるものでございます。

次としまして、パネルの裏のグラフですが、当町には特別養護老人ホームなどの施設サービスが４施設、能登町ですが、この４施設あるわけですけれども、次のグループホームなどの地域密着型介護施設が７施設ございます。デイサービスのような通所介護施設が６施設、合わせまして17施設がございます。また、その他各種訪問サービスなども充実しておりまして、サービス環境は県内でもトップクラスという恵まれた状況下にあります。

近隣市町の施設数につきましては、パネルのとおりでございますが、当町は珠洲市、輪島市、穴水町より当町は多くございます。このことは、裏を返せば当町の介護サービスを利用する方が多いということになり、すなわち町全体で利用する介護サービスの給付費が多くなり、この能登町の基準額4,980円を算出いたし定めたものとなっておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

以上です。

議長（新平悠紀夫）

６番奥成壮三郎君

６番（奥成壮三郎）

財政難といえども、もう少しきれいなパネルを使ってもよさそうだったなと思っておりますけれども。近隣の市町村、市や町から見れば恵まれていると。入居施設が多い、利用者が多い分だけこの金額になったという説明だったと思いますけれども。

それでは町長に伺います。本年２月１日現在、能登町には年金から介護保険料を差し引かれる65歳以上の１号被保険者が7,741人となっています。そのうち要支援１から要介護５までの認定者が約15％の1,140人と聞いております。グループホームや特別養護老人ホームなどの施設利用者は約390人となっており、居宅でサービスを利用されている方が約610人と聞いております。

その中で重度の要介護３、４、５の方を取り上げてみますと、認定者470人の

うち施設入居者は約60％の280人、その差である190人を家庭で介護されている。
家族の中には、そのため退職や一時休業をされる方もおられると聞いております。この方々すべてが施設入居を希望されているかどうかを含め、入所施設の待機者の状況について、そして２年後に見直される次期介護保険料にも関係することとなりますし、今後、後期高齢者健康保険も年金から差し引かれるとも聞いております。どういう状況が想定されるのか、お聞かせいただきたいと思います。
また、一つの提案といたしまして、学校の統廃合によります空き校舎の１階をデイサービスやグループホームとして、また２階を子育て支援の場としてのキッズセンターなどの世代間交流施設として再利用してはどうかと考えますが、町長のお考えをお聞きいたします。

議長（新平悠紀夫）
町長持木一茂君

町長（持木一茂）
それでは、議員の質問に答えさせていただきますが、まず施設入所者が280人ほどということなんですが、残りの190人の方がどれくらい入所を待っていらっしゃるかというのは把握しておりませんが、介護保険の本来の目的というのは自宅で介護するというのが本来の介護保険制度の目的であります。ですから、先ほど課長の方からも説明ありました能登町には非常に施設が多いということで、保険料に跳ね返ってきているわけなんですが。
そんな中で、例えばデイサービスにしますと６施設がありまして、そこの定員は１日153名となっております。そして、施設によって稼働率は異なりますが高い施設で約90％、低い施設では50％弱となっております。まだまだデイサービスに関しては余裕がある状態かなというふうに思っております。
グループホームにつきましては、７施設、108床が整備されており、現在満床の状態というふうに聞いております。
養護老人ホームを含めまして施設の数が不足しているものというふうには思っておりますが、施設がふえますと県内最高額であります当町の介護保険料にも直接かかわってくるということで、少なくとも第３計画期間であります平成18年度から20年度までに関しては施設を整備するという計画はありませんし、また昨年度末に作成いたしました能登町の介護保険事業計画にもそのようにうたっております。
また、議員がご提案される空き校舎を利用して高齢者と児童との交流ということなのでありますが、高齢者の生きがいづくり、あるいは児童の健全育成に

は大変有効かと思っております。教育委員会や関係各課とも協議いたしまして、その利活用につきましては、今後の動向も含め総合的に検討させていただきたいというふうに思っております。

議長（新平悠紀夫）

６番奥成壮三郎君

６番（奥成壮三郎）

続きまして、２点目に移らせていただきます。

現在、奥能登広域圏事務組合消防職員定数規程には、まだ訂正はしていなくても能都、内浦、柳田ということで合計55名の定数の規定になっております。

そこで、消防署の人員体制についてご質問申し上げます。

先ほど申し上げました定数が55名となっている中、本年度19年３月末で１名が定年退職し、20年３月末で４名の定年退職と勧奨退職だったはずですが、ことし前倒しになるそうだと聞いております。６名の退職者が発生しますが、町当局として６名の補充を考えているのか、あるいは職員の減員を考えているのか、お聞きいたします。

現場を預かる職場といたしましては、最低勤務人員が定められていると思いますが、能登消防署７名、内浦分署４名、柳田分署４名の最低勤務人員はこれでいいのか。何名を考えておいでるのか。仮に退職者６名の補充を得たとしても、６名全員を消防学校教育課程へ派遣すると、その間は減員体制となるのが最低勤務人員の確保は可能なのかお聞きいたします。

また、最低勤務人員確保のため消防学校教育課程への派遣を、対象者と、また対象外の職員を勤務スタートからハンディをつけるのは私自身も好ましく思いません。新規採用者において消防学校教育課程への派遣なしでの火災現場出動は危険が伴い、緊急出動においては救急隊員資格外で救急出動はできないとなると、現職員にも大きな負担がかかります。

財政困難なこととは重々承知していますが、消防職員において先取り採用を実施しますと６カ月間の消防学校教育課程が終了し、その後、現場実習等を踏まえ、さらには救急隊員資格取得の救急標準課程への派遣をすることとなります。３月31日付で退職する職員とバトンタッチができ、即戦力となるが、先取り採用は可能かお伺いいたします。

また、退職者と同人数の職員採用、あるいは先取り採用が不可能な場合、役場職員から二、三年ほど出向という形をとり消防学校へ派遣すると、出向終了後は役場内部及び地域住民に対して防火、救急処置などにおいて技術を発揮できると思いますが、どのようにお考えですか。

現在の55名体制で実施している能登消防署及び２分署で18年度の９月から６カ月間、１名の救急救命士養成研修所への派遣、さらには19年４月から１名の派遣をすると聞いております。その間、当然各種出張や病院研修及び実習、講習会などがあると思います。当然、最低勤務人数確保のため職員に週休の取り消しなどや先送りの処置で対応せざるを余儀なくされると思いますし、職員の負担増となります。

過去の議会においても私を初めとして数名の議員の方々が質問をしていますが、内浦分署、柳田分署の各15名の勤務人員で１、２系７名ずつであり、勤務人数が四、五名でほとんどが４名体制であります。先月の内浦満泉寺地区においての火災時のように、緊急を要する救急隊３名が出動し１人になり、救助資機材を搬送する職員がいなく、火災出動と重なった場合もポンプ車も出動できず、能登消防署からの出動を余儀なくされています。消防を問わず、災害現場を預かる職場において、増員こそすれ職員の減員を考えるべきではないと思われるが、町長のお考えをお聞きします。

以上です。

議長（新平悠紀夫）

町長持木一茂君

町長（持木一茂）

まず議員のおっしゃるように、ここ数年で消防職員自体の退職というのが出てきております。団塊の世代というのは、常備消防創設時に大量採用者が多くて、今後10年間を見てみますと消防職員の60％、30数名の退職者が予想されております。これは、創設時に必要に迫られて多数を同時採用した結果であるということであります。また、平成20年３月末までに７名の退職が予定されております。

これからの補充計画につきましては、一時的には減員になるにせよ、団塊の世代をつくらないようバランスのとれた新規採用計画を作成し、できる限り住民の皆様にご迷惑をおかけしないような万全の体制をとっていきたいというふうに考えております。

また、消防署の最低勤務人員につきましては特段の規定はありません。能登消防署７名は、救急出動が同時にあった場合、あるいは救急と火災が重なった場合を考慮して７名体制をとっております。分署につきましては、救急及び火災の出動を考慮して４名を配置しているところでもあります。なお、分署の出動が重なった場合には、すべて能登消防署から出動する体制をとっております。

また、退職者補充のための新規採用者全員を消防学校に派遣することはせず

に、順次派遣することによって最低人員の確保は可能と考えておりますし、それによって決してハンディはないというふうに思っております。

また、先取り採用に関しましても、近隣消防のあり方も研究しながら、当町におきましても検討させていただきたいというふうに思っております。

次に、役場職員からの消防署への出向ですが、資格や訓練が必要なことはご指摘のとおりでありますが、消防署への配属を希望する職員がいれば派遣をし、それから消防学校等の研修や訓練を受けさせることは可能だと思いますので、検討させていただきたいなというふうに思っております。

消防署の人員体制に関しましては、人口動態や道路整備状況等の社会動向を見ながら、近隣市町の消防署の現況も参考にしながら、当町におきましても消防署の人員体制を見直したいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いします。

議長（新平悠紀夫）

６番奥成壮三郎君

６番（奥成壮三郎）

一つ質問させていただきます。

一時期定員割れになるとおっしゃいましたけれども、こういった表をつくってみましたところ、このままでいきますと2019年まで、赤いところは３人ないし４人の定員割れ、黄色いところが２名の定員割れとなります。こういうことをずっと、一時期とおっしゃいましたけれども、2019年まで続くということではっきりしております。職員の年齢を逆算しますと。この間ずっとそのまま待てというのも、町長おっしゃる安心、安全なまちづくりにはほど遠い、期間が長過ぎるなと思います。その点どうお考えですか。

議長（新平悠紀夫）

町長持木一茂君

町長（持木一茂）

消防職員に関しましては、例えば100人おれば住民が安心するかというようなお話もあります。ですから今回の合併によりまして今現在、職員は55人という数字がありますが、それが能登町にとって適正なのかどうかも近隣と現況を見ながら検討していきたいということでありますので、決して消防署の職員の定数が55というふうには私は思っておりません。能登町としての適正な人員配置を行っていきたいというふうに考えております。

議長（新平悠紀夫）

６番奥成壮三郎君

６番（奥成壮三郎）

できるだけ職員を減らさないように、また町民の安心、安全を確保していただけるようお願いして、続きまして３問目の質問をさせていただきます。

昨年12月７日、能登町町会区長会連合会、内浦支部と能登町総務課を初めとした各課で構成された参加者とともに、町政に対する会議が開催されました。60にも及ぶ意見や要望が出され、そのほとんどが地域に密着したものでした。その中で、今回一つ取り上げてみたいと思います。

地域コミュニティバスの運行路線の変更についてです。

そのときの企画財政課長の答弁は、厳しい財政状況の中、限られた財源を有効に生かしながら最低限の地方生活バス路線の確保に努めるとともに、どのような運行体制がよいのか検討するというものでした。

現在、町が運営している１路線１系統は、松波駅から駒渡パーキング間の運行となっています。これは合併前の旧内浦ルートであり、合併した現在では利用価値を高めるために、例えば松波から駒渡、そして広域農道を走行し、国重、不動寺、清真、秋吉と回る路線の確保ができると考えています。かかる経費はさほど変わらず、利用者の増加につながると思います。これらの地域は、国土交通省がいう65歳以上の高齢者が半数以上の限界集落とまではいきませんが、バスの運行は交通弱者を守るものであり、行政の重要な役割だと思います。

以上です。よろしくお願いします。

議長（新平悠紀夫）

町長持木一茂君

町長（持木一茂）

まず現在町営バスが駒渡線につきましては４往復運行しております。延べの乗車員数を申し上げますと、平成16年次が2,246人、平成17年次が2,124人、平成18年次が1,539人と大幅に減少しているのが現状であります。

当然のことながら赤字の運行を行っておるわけなんですが、バスの運賃収入のほか、ＪＲ代替バス路線として県の補助金２分の１と残りを町で負担しながら運行しております。ただ、その県補助に関しましても平成19年度から対象外とされる経費もありまして、さらに町の持ち出しが大きくなるというふうに思われます。

議員ご指摘のルートですと、地元利用者にとりましては利便性の高いルートであり、よい提案をいただいたというふうに思っております。しかしながら、路線バスの運行と重複するところもありますし、全路線バス運行に係ります経常損益にも多額の補助金を町として交付している現状でありまして、19年度予算には県の全額補助を受けまして時刻表の印刷や待合所の整備、補助、またバス利用者の促進を図るとともに、町内の路線バスなどの運行状況を把握するため、全路線を対象に乗降調査などを実施することとしております。本調査によりまして、路線バス、スクールバスなどを含め、町財政負担の軽減やあるいは利用者の利便性などを考慮した運行ルートを検討させていただきたいというふうに考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

議長（新平悠紀夫）

よろしいですか。

それでは次に、１番酒元法子さん

１番（酒元法子）

この間から高校、中学校の卒業式に出席をさせていただきまして、非常に感動いたしました。あのすばらしい生徒さん一人一人がそれぞれの目標に向かって出発されるものと思います。そうした生徒さんに対して、能登町からいろいろ工夫されて心を、その生徒さんに当町へ戻ってきて、いずれ近い将来戻ってきてくださるように時あるごとにその心を伝えていただきたいなという思いを強くいたしましたので、一言申し添えておきます。

それでは質問に入らせていただきます。

のと鉄道の旧宇出津駅周辺の跡地利用について伺います。

平成17年３月末をもって廃線となったのと鉄道の旧宇出津駅周辺の跡地利用について、現在は駅前広場のターミナル利用や駅舎の一部を利用しての能登町の名産品の展示販売で利用されているところであります。また、平成17年の２月県議会で、のと鉄道周辺活性化構想原案について審議をなされたと聞いております。その構想原案では、旧宇出津駅周辺を道の駅や車両を展示した鉄道の歴史を学ぶ資料館及び公民館、図書館を併設した複合施設の設置について提案されているとも聞いております。このような施設の整備は、低迷する観光業界について大きな追い風になるものと思われ、また能登町民の生活の資質向上につながるものと期待されるところでもあります。

そこで、旧宇出津駅周辺の整備状況について、これまでの経過と今後の対応についてご意見を伺いたいと思います。よろしくお願いいたします。

議長（新平悠紀夫）

町長持木一茂君

町長（持木一茂）

それでは酒元議員のご質問にお答えさせていただきますが、現在の旧宇出津駅につきましては、議員がお話しされたとおりバス利用者の利便性を目的に待合所として、また観光情報発進の拠点の一つとして町の観光協会で活用しているところであります。また、跡地利用計画案につきましては、県主導で平成17年３月にのと鉄道駅周辺活性化モデル策定委員会の方から、多目的交流施設や郷土観光情報施設としての複合施設、バスターミナル施設などの整備構想モデル策が発表されております。また、議会の方におきましても平成17年７月の臨時議会におきまして、のと鉄道能登線廃止に伴う跡地利用検討特別委員会を設置していただきまして、旧宇出津駅を初め主要駅など全般にわたって協議されております。石川県企画振興部長との協議の中では、跡地利用に係ります県の支援策などについて確認して、そして昨年９月議会には委員長の方から、今後、町を中心に具体的な対応を行うよう報告されたところであります。

このような状況で、町としましてもことしの２月に関係課職員を中心に宇出津駅跡地利用検討及び４駅の跡地利用検討、そして旧能登線橋梁撤去検討の連絡会を設置しまして、整備構想の事業化に向けた財源の確保、事業メニューの選定、橋梁撤去などの優先順位策定などの調整を現在図っているところであります。

特に旧宇出津駅跡地利用に関しましては、来年度から民間の関係する団体の代表者なども含めた検討委員会を立ち上げることにしておりまして、先ほどの整備構想モデル策をたたき台として、町財政が厳しい中ではありますが、県の支援策や既存の補助制度などを活用して中心市街地の活性化に向けた利活用方法について具体的な事業内容などを検討することにしておりますので、ご理解いただきたいというふうに思います。

議長（新平悠紀夫）

１番酒元法子さん

１番（酒元法子）

町民の皆さんに対して、行政として重要事項でありますので、関係機関と協議及び連携を図り、実現に向けて一層のご努力を願いたいと思います。

それでは、次の質問に入らせていただきます。

能登町においては、各地区の方々がその地区の特徴を生かした地域活動を行

い、地域の活性化に寄与されているところであります。シーズンにもなりますと、祭りの国能登と言われるように、町外はもとより県外からも多くの来町者が訪れております。このように地域活動や祭事等で多くの来町者が訪れる能登町ですが、地区によっては案内標識等の不足から来町者が不便を感じていると聞いています。

特に鵜川地区においては、国道249号線から主要地方道能都穴水線を経て鵜川町内に進入する際に、案内標識の不足から自動車が急停車や急ハンドルで曲がるなど、地域住民が危険を感じております。また、当該道路には街灯の設置がないため、地域の方が夜間の通行時に不安を感じているとも聞いております。

そのほか、珠洲道路の桜峠ポケットパークから鶴町を経由して能登三郷斎場へ向かう際にも案内標識がないため、通行者から不便であるとの声をたくさん聞いております。

このようなことから、来町者の利便性の向上及び地域の交通安全のため、案内標識等の設置について能登町の対応を伺いたいと思います。

議長（新平悠紀夫）

町長持木一茂君

町長（持木一茂）

それでは、道路案内標識につきまして答弁させていただきたいと思いますが、標識の設置は国道や主要幹線道路に設置して、それは道路管理者が行うものであります。ご質問の鵜川地区の案内標識につきまして、主要地方道能都穴水線から鵜川市街地への誘導看板というふうに思いますが、以前に道路管理者である県土木事務所に設置の要望をいたしております。しかしながら、広域的な場所指定しか行わないとのことでしたので、今後は町で設置箇所も含めて検討させていただきたいというふうに思っておりますし、大規模農道から鶴町へ抜ける斎場の方へ向かう看板に関しましても、それも設置場所も含めて検討もさせていただきたいなと思っております。

また街灯の設置につきましては、他の地区からも区長さんを通じましてたくさんの要望が出ております。街灯には道路を管理する上で必要な道路照明、地域の防犯上の観点から設置する防犯灯、または商店街等で設置する街灯などがありますが、その場所によってどのように設置し、あるいはだれが維持管理していくかも含めて設置の検討をさせていただきたいなというふうに思います。

議長（新平悠紀夫）

１番酒元法子さん

１番（酒元法子）

大変かと思いますが、地域住民の安全確保のために早期実現に向けてご努力を願いたいと思います。どうも失礼いたしました。

議長（新平悠紀夫）

それでは次に、４番南正晴君

４番（南正晴）

それでは、ただいま議長より発言を許されましたので、通告してありました中学生の学校選択制ということについて町長の考えを聞きたいと思います。

私、12月議会において、能登町の小中学生の学力向上の手段の一つとして学校２学期制を導入してはどうかということを提案させていただきました。その後、この議論はどうなっているのか、またこの次の機会にでもお聞きしたいと思いますが。今回は、学校をめぐる教育環境の面から一つの見解を述べさせていただきたいと思います。

きのうの新聞の社説欄でございましたが、ことし東大の前期入試合格者、石川県内では36名、富山県内は25名と長らく続いてきた富山と石川の関係が逆転いたしました。これは東大の合格者数がすべてではないが、高校教育の現況を知る上では一つの指標と言え、ことしのこの明暗は両県の公立高刺激策の差にあるように思えると書いてあります。石川県では、第１次高校再編を終え、学区制を廃止し、切磋琢磨の環境整備が行われてきている。少し飛ばしますが、これは石川県では要するに2005年度から全県１学区制という高校のこういった環境の改革を行ってきた。これによって高校間や生徒間で刺激をし合い、競い合う機運が生じてきたのではないかと。そういうふうに載っておりました。そのことを考え、絶えず教育現場というものを刺激する必要があるのではないかと、そう思います。

この記事を受けまして、石川県内においては金沢市が中学生の学校選択制というものを導入しております。この学校選択制というのは、保護者の学校選択意思を尊重し、特色ある学校づくりと開かれた学校づくりにより公立学校の活性化を目的に実施するものであると。理由を問わずに入学したい学校を選べる制度であるとなっております。ただし、この学校選択制を実施していても通学区域がなくなるわけではなくて、通学区域の学校を希望する場合は学校選択の手続なしで子供たちは入学できる。

当町においてでは、いよいよ平成19年度から中学校が５つ、小学校が６つの体制になる。この体制が続いていくと、手元の資料によりますと５年後の平成

24年度のことですが、まず、すべての小学校で１学年１学級。宇出津小学校は３学年で２クラスありますが、あとの学校ではすべて１クラス。中学校では、能都中学校を除くとすべてがやはり１学年１クラスというふうになります。これは私、前にも言ったことがありますが、１学年１学級というのは、そこの小学校へ入学すると、そのまま中学校を卒業するまでの９年間、全く同じ顔ぶれでの学習環境ということになっていく、そのように思います。

小中学校を通じて９年間の一貫教育であると考えれば、非常によいことかなとも思えるのですが、中にはそういった環境になじめないという、そういった子供も出てくるのではないか。今、はやりではありませんが、いじめの問題でも、もしかするといじめが発生した場合は９年間ずっといじめられたまま卒業してしまわなければならない。そういった環境に陥ることも考えられます。

また、小学生から中学生になるときにはクラブ活動というものが出てきますが、そういったクラブ活動に力を入れたいという子供、また先ほど言った学習環境の変化を求める子供たちなどのことを考えると、中学校へ入学する学校を選択する学校選択制度を当町においても導入してもよろしいのではないか。特色ある学校づくりという観点から、ひとつ考えられるのではないかなと思いますが、本来なら教育長に問うべき事柄かと思いますが、教育委員の任命権者である町長にその辺の見解をひとつお聞かせ願いたいと思います。

続きまして、町長と、もう一つ、学校とのかかわりについてでありますが、さきに言った特色ある学校づくりにもかかわってくるかと思いますが、町長、非常に公務多忙であり、なかなか学校現場へは出向けないのではないかと思いますが、子供たちにいろいろ意見を聞きますと、やはり町長と直接話をしてみたい、そういった希望を持っている子供がたくさんおります。町長みずからが例えば町内の中学校に１年間に１時限でもよろしいですから、町長みずからが学校へ出向き授業を行うことができないのか。町長が描く能登町のまちづくり計画とか未来図、現在の様子などを町長がみずから子供たちに語りかけ、授業をすることによって、子供たちも能登町の町政、そういったところに関心が出てくるのではないか。今はやりの愛国心ではありませんが、町長が語ることによってこの能登町を愛する、そういった気持ちを生むこともできるのではないか。そういうふうに考える次第であります。

子供たちの柔軟な発想を聞き、それをまた町政に取り入れることは、また、そういったことも町長にとってはマイナスな要因にはならないのではないかと思います。町長、この点もいかがなものか。

以上、お聞きいたします。

議長（新平悠紀夫）

町長持木一茂君

町長（持木一茂）

まず、１点目の学校選択制の導入についてのご質問でありますが、今現在でも教育委員会におきましては、一部ではありますが保護者の申し出によって指定通学区域外への通学を承認しております。県内では、議員おっしゃるように金沢市が限定された学校への希望選択制を取り入れているようでありますし、そのほかには英語教育等、特認校としての試みがなされているというふうに聞いております。

この学校選択制につきましては、一部選択と自由選択があるのかと思いますが、完全導入にはさまざまな問題もあろうかと考えております。公共交通機関の調整や施設あるいは専門スタッフの配置等あろうかと思います。また、これにつきましては、現在、教育委員会で新たに作成します能登町教育振興計画の中で議論されていくというふうに考えております。

次に、学校とのかかわり方につきましてでありますが、私も時間が許されれば学校に出かけて、児童あるいは生徒との触れ合いの必要性というのは確かに重要だというふうに感じております。これまでにも何校かではありますが学校の方へ呼ばれて行った経緯もありますし、今後もそういう機会があればどんどん出かけたいというふうに思っております。

ただ、議員のおっしゃるような授業というのはちょっと難しいかなと思いますので、総合学習の中でのそういった児童生徒とのかかわり合いが持てればというふうに考えております。

議長（新平悠紀夫）

４番南正晴君

４番（南正晴）

町長、ありがとうございました。ぜひとも後の方に言いました学校へ出かけるということは、やはり私も保護者の一員として町長にお願いしたいところであります。

さて、さきに問いただしたことでありますが、公共機関等の調整や施設ということで、実はかつて旧柳田村に冬季寄宿舎というのがありました。それは当時は学校から遠いところに住んでいる子供らが冬期間、学校へ通うためにみんなで合宿するというか寄宿舎で生活をするという、そういった制度でありましたが、現在はこれは行われておりません。

１月の新聞によりますと、小松市に今でもやはり小松の松東中というんです

か、そこに冬季寄宿舎というのが今でもやっていると。これを見ると、やはり広域通学をしてくる子らのモデル校として、自宅から遠距離の生徒らが親元を離れ共同生活を送る場所ということで。これを読みますと、寝泊まりをともにする教員や教員免許を持つ舎監２人がつきっ切りで勉強を教えることができる。冬季の寄宿舎に入ることによって。さらに、寮生同士互いに刺激を受け、やる気を引き出す教育がそこにあるとなっておりますので。

この前、我々の委員会で学校教育課の方で、とりあえず能登町になってから学校再編は一段落したのかなというふうに意見を言われておりましたが、先ほど言ったように学童数がどんどん減少していく中で、やはり私が思うには１学年１学級というのは余り望ましくないのかなという思いがありますので、こういった宿舎等をつくることによって学校の統合をもう一歩進めるべきではないかなというのが私の思いであります。

それともう一つ、この件については町長に聞かなくてもいいんですが、後の件でもう一つ、先ほど教育委員会で能登町教育振興計画というのを作成すると言いましたが、これはいつごろまでに作成されるのか。また、これは教育委員会の中だけで進めるものなのか、また一般の委員を募集するものなのか。その辺を少しお聞かせ願います。

議長（新平悠紀夫）

学校教育課長國盛孝昭君

学校教育課長（國盛孝昭）

お答え申し上げます。

先ほど町長のご答弁の中で、能登町の教育振興計画、これは現在、国の方で、文部科学省ですけれども教育基本法の改正に伴う教育改革の中で、いろいろな関連法案を今国会で検討されております。ただ、詳しい内容については、まだ地方の委員会までは具体的にはおりていないわけですけれども、ただ聞くところによると、こういった全国的に教育の転換期であるために、今までの計画はもちろん踏まえながら、今後の新しい時代に向けた教育のあり方を考えるために長期の振興計画を国そのものも今進めますし、それに伴って市町村でも必要になってくるというふうに聞いております。

具体的には、この春、今国会が終われば関連した法案が多分おりてくるんだろうというふうに考えておりますので、そういった関連法案を受けながら、私ら教育委員会としても早急にそういった計画の立案を進めていきたいというふうに考えております。

ただ、進めるに当たっては当然、今議員ご指摘のように単なる教育委員会部

局だけではなくて、町全体の各機関、それから町民の声はもちろんですし、議会の代表の方、こういった町全体の中で作成していくというふうに思っておりますので。ただ具体的には、何名でどういった規模かというのは、今後、法案がおりてき次第また検討いたします。
　よろしくお願いします。

議長（新平悠紀夫）
　よろしいですか。

休　　　憩

議長（新平悠紀夫）
　しばらく休憩いたします。２時予定で行います。（午後１時51分）

再　　　開

議長（新平悠紀夫）
　休憩前に引き続き会議を開きます。（午後２時00分再開）
　次に、10番菊田俊夫君

10番（菊田俊夫）
　私が通告しました２点について質問をいたします。
　まず１点目ですが、海洋深層水の利活用についてでございます。
　2005年７月に総工費２億578万円で完成し、８月１日に竣工式を迎えた海洋深層水施設は、石川県随一の施設であり、海洋深層水の特性を十分に生かした新たな地域の産業の創出や健康福祉の推進、自然豊かな能登町のシンボルとして全町民から親しまれ、有効に活用され、新規産業としての期待も大きい。2006年から2015年、能登町第１次総合計画では、一歩前へ進むまちづくりが基本目標とのこと。昨年３月８日に深層水のブランドマークも決定した。きのう13日、能登海洋深層水協議会で、のれんの製作の発表会が行われた。16業者が認定され、のれんの発表会とともにのれんの引き渡しも行われた。16者ののれんは、いずれも甲乙つけがたいすばらしい力作で、きのうあたりから店頭につるされているものと思っております。体によい、ミネラル豊富な、またカルシウムも豊富な飲食品を町民もぜひ味わってほしい。
　それにしても、いまだ深層水が町民に関心が薄いのはなぜか。私は、県内に能登町にしかない海洋深層水事業をまず利活用の関心を持ってほしい。ＰＲが

不足なのか、行政の力が足りないのか、いまだ利活用が少ない現状ではないのか。なぜもう少し町民が一丸となって能登町の事業に対して積極的にならないのか。せめて町の行う理事会、そして評議員会等で深層水をなぜ利用しないのか。何月だったか忘れましたが、深層水事業の役員会にまでわざわざペットボトルのお茶を出している。町長、これは少しおかしいとは思いませんか。町の執行部である町長初め助役、収入役、教育長、ほか課長さん方は、ほとんどの方が深層水や塩の利活用をされているものと思っておりますが、今後も一層能登町発展のために町の職員として模範を示してほしいと思います。

そうすることによって、町民も町外の人も利活用がふえ、今一番財政の厳しいとき、わずかなことでも一歩一歩前向きに取り組んでいかなければならないと思うが、町長はこの点についていかがお考えか、お聞かせください。

１問目の必要は以上です。

議長（新平悠紀夫）

町長持木一茂君

町長（持木一茂）

それでは、菊田議員のご質問にお答えさせていただきますが、総合計画にも重要な位置づけとしましたこの海洋深層水事業は、新規産業の創出や地域産業の連携を目指し、有効な資源として提供するものであります。当町におきましても現在、農業分野では議員もご承知のとおりイチゴやトマトに利用されております。海洋深層水の特性を生かした味覚に消費者の方からも非常に好評を得ており、今後はスイカなど他の作物にも利用できないか可能性を探る必要があるというふうに考えております。

水産分野では、能登海洋深層水施設において魚介類の一部畜養を県や関係団体の協力を得て研究しております。また商業分野におきましても、各企業の方を中心に商品開発が進められており、各分野で一つでも多く実のあるものになるよう働きかけていきたいと考えております。

さらに、能登町におきましては産業振興だけでなく、町民の皆さんにももっともっと関心を持ってもらい、食卓におふろにとさまざまなところに直接利用していただきたいと考えております。

能登海洋深層水施設におきましては、施設がオープンして１年半が経過しましたが、今年度は前年より売り上げで月平均30数万円程度伸びてきております。また利用者も１日平均35件となってきておりまして、菊田議員のご指摘のようにまだまだ町民の皆様に対するＰＲ不足もあろうかと思いますが、実績を見たときに利用が伸びてきていることは、議員を初め利用者の口コミが大いに功を

奏しているのではないかというふうに感じております。町の職員にも海洋深層水の特性を十分理解してもらい、利用促進に向けた取り組みを考えていただきたいというふうに考えております。

　また、能登海洋深層水協議会事業では、議員がおっしゃるようにのれんを製作しました。認定商品を有する会員の方が店頭に置いて、商品販売の相乗効果を期待するものでありますし、あわせて町民が目にするＰＲ効果の高い事業として大いに期待もできるのではないかと思っております。今後さらに協議会のブランドマーク認定商品の充実あるいは新商品の開発などを促進されるものというふうに思っております。

　また、能登海洋深層水施設が製塩、販売しております「能登の塩」につきましては、県内25カ所のスーパーマーケットなど販売所に納入しており、町民の方が海洋深層水を身近に感じられるように、さらに販売網を拡大するように指示をしているところでもあります。

　今後、各種団体を含めまして町で行う会議等で、まず利用されるように働きかけたいというふうに思いますし、利用方法や特性など町民の皆さんが興味の沸く話題を隆起した上で、広報あるいはケーブルテレビ等を通じたＰＲにも努めていきたいというふうに考えておりますので、今後さらなる町民の利用促進方策を考えてまいりたいと思っておりますので、議員の皆様にもぜひご理解、ご協力賜りますことを改めてお願い申し上げて、答弁とさせていただきます。

議長（新平悠紀夫）

　10番菊田俊夫君

10番（菊田俊夫）

　簡単な質問でございます。持木町長は深層水の利活用をされておいでるのか。それと、町民がどれほど何千人ぐらい利用しているのか。おわかりでしたらお答えください。

議長（新平悠紀夫）

　町長持木一茂君

町長（持木一茂）

　利用人数等におきましては担当課長より説明させていただきたいと思いますが、私自身も毎日利用させていただいております。朝飲むコーヒーも深層水で沸かしておりますし、また夜、毎晩飲んでおります焼酎の水割りにも使っておりますので、非常においしくいただいておりますので、ご理解いただきたいと

思います。

議長（新平悠紀夫）
　商工観光課長竹下正雄君

商工観光課長（竹下正雄）
　お答えいたしたいと思います。
　深層水施設、ことしの４月から１月現在までの10カ月間でございますが、全体で9,002人でございます。
　以上でございます。

議長（新平悠紀夫）
　10番菊田俊夫君

10番（菊田俊夫）
　町長の先ほどのご答弁、大変結構でございました。道理で健康そうな顔をしておいでますことが改めてわかりました。私も毎日、きょうも持ってきておりますし飲んでおります。ぜひ町民も一人でも多く利活用のほどお願いいたしたいと思います。
　今ほど担当課長が9,000人。私もちょっと簡単に調べましたところ、昨年の４月からことしの１月、約10カ月、やはり9,000人ちょっとなんですね。そのうちに大体能登町民が利活用しているのは8,000人、町外と県外で約1,000人と私の調べではなっております。ただ、8,000人ということは、8,000人じゃないんですよ。ただ１カ月に大体私もそうですが６回か７回くみに行くんです。大体60リッターから80リッターほど。ここにおいでる山本議員さんも恐らくそうかと思います。このように何回も行っておいでると思います。その積み重ねで8,000人なんです。だから本当の実績でいったらば、能登の町民は恐らく６割ぐらいじゃないかと思います。
　今も町長が申されました。本当にコーヒー入れてもおいしい、それから水割りにした方が特においしいと言っておいでますが、本当に体にいいと思います。
　それと、町長にもう一つ聞きたいんですが、恐らく毎週月曜日か火曜日、課長会議があろうかと思います。新聞等で見ると課長会議とか載っておりますが、その席で課長さん方もぜひ深層水の利活用の話をされておるのか。ここにずらっと二十五、六名の課長さんが並んでおいでますが、恐らく全員ではないと思います。私の想像では。約半分ぐらいの課長さんぐらいしか利活用されていないのではないかと思います。せめて課長さん、そして自分の担当の職員たちに

も勧めていただきたい。そうすることによって能登町もだんだんと栄えてくるのではないかと思いますが、先ほども町長、課長会議の件、どのように言っておられるかお聞かせください。

議長（新平悠紀夫）
　町長持木一茂君

町長（持木一茂）
　課長会議の席では特別そういった指示はしておりませんが、十分課長の皆さんは自覚していると思いますので、海洋深層水の方も使ってもらっているというふうに思っております。

議長（新平悠紀夫）
　10番菊田俊夫君

10番（菊田俊夫）
　できたらこれからはそのようにお伝えいただければ、ひょっとして忘れた課長さんも中にはおいでるかと思いますので、お話しされれば結構かと思います。
　もう一つ、この海洋深層水の利活用について、各小中学校の給食に利用する考えはございませんか。今の子供たちに深層水を味わっていただきたい。それから御飯なんかでも炊けばかなりおいしくなりますし、いいのではないかと思うんですが、そのあたりどのように考えておいでますか。

議長（新平悠紀夫）
　学校教育課長國盛孝昭君

学校教育課長（國盛孝昭）
　お答え申し上げます。
　今ほどのご質問の学校給食関係に海洋深層水の利用ができないかというので、前々回ですか先般、議会の質問にもあったかというふうに思います。十分利用は考えられます。ただ、その水を例えばストックしておく器とかいろいろな問題で、現在、深層水室長とも以前質問があった時点で議論をいたしておりまして、その辺をまだ予算化、具体的には諮っておりませんが、その辺うちの学校で３人の栄養士もおります。そういう栄養士の研究の中には当然、海洋深層水の利用というものも話題として、研究テーマとして挙げております。深層水のみでなく、例えば塩、そういったものの利活用ができないかというので検討し

ているんですけれども、先ほどの質問にもありました給食費等の関係もありますので、その辺、経費をできるだけ抑えた格好で利用できないか、さらに検討していきたいと思っております。

議長（新平悠紀夫）

10番菊田俊夫君

10番（菊田俊夫）

よくわかりました。

それでは次に、２点目に入らせていただきます。

高潮被害についてでございます。

これは一昨年あたりから異常気象により、思わぬ高潮、高波といいますか発生し、沿岸漁民の小船が次々と転覆し大変な被害をこうむっている。特にひどいのは、能登町布浦漁港と比那漁港、地元の高齢漁業経験者の方も、このたびの高潮被害は生まれて初めて見たと言っておられる。これではもう少し堤防のかさ上げか、沖の方に波壊しのテトラポットなどを入れないと、このままでは高潮被害はおさまらないと助言されている。少しでも生活の足しにしようと借金をしてまで何十年も漁業を続けておられる沿岸漁民の住民に対し、いま少し思いをかなえてあげられないだろうか。今まさに沿岸漁民は本当に生死にかかわる問題を抱えておられる。

そこで、きょうは高潮被害で船が転覆した写真を持参しました。（写真提示）昨年の10月７、８、９、３日間で布浦と比那漁港で４隻の船が沈没しております。沈没というか転覆しております。町長、この写真を見られて何とか対策を考えていただけないだろうか。沿岸漁民は本当に困っておいでます。そして町長、百聞は一見にしかずと言います。ぜひ、恐らくことしも起きてこようかと思いますが、高潮のときに地元へ来て視察をしてほしい。視察をされれば、恐らく漁民の気持ちもわかるはずです。地元の猟師として長年経験をされた漁法で、おれは死ぬまで猟師を続けたいんだと言っておられる方が何人もおいでます。この声を決して無にはできないのではないだろうかと思うが、町長いかが考えておいでるか、お答えを願いたいと思います。

議長（新平悠紀夫）

町長持木一茂君

町長（持木一茂）

まず、一般的なお話をさせていただきますけれども、48キロの海岸線を有し

ている能登町には11の漁港と２つの港湾があります。その施設の整備、構築というのは非常に多額の経費もかかるわけなんですが、それもさることながら、やはり長い年月と先人のにじむ気苦労を重ねてできているというふうに思っております。

能登町の基幹産業であります水産業、漁業の経営には、船舶というのは必要不可欠で、保全には最善の注意と安全確保に誠意を尽くさなければならないというふうに考えております。議員ご指摘の自然災害による船舶の被害は、所管課から被害報告として連絡を受けまして、その対応について協議、検討している段階でもありますし、また自然災害による被害があるのかどうかというのも現地調査も行わせておりますし、もし被害をこうむっている場合には国、県に国庫負担法による施設災害復旧事業に該当する旨の報告を行うものであります。また、施設の整備が不十分だと考えられる場合には、施設の充実を図るため県、国に事業の採択要請を行いまして、関係者の期待にこたえるべく努力を重ねていきたいというふうに考えております。

当該地域におきましても、私自身も陳情を受けておりますので生の写真を見ております。そういった意味におきましては、県当局にこの現状を報告しまして、補助事業採択に向けお願いをしている段階でありますので、議員の皆様にもさらなるご協力もいただきたいというふうに思っております。

議長（新平悠紀夫）

10番菊田俊夫君

10番（菊田俊夫）

最後になります。先ほど一般質問の中で申しましたが、町長は高潮のときに連絡をいたしましたら現地までおいでますか。それだけを聞いて、私、終わりたいと思います。

議長（新平悠紀夫）

町長持木一茂君

町長（持木一茂）

もちろん菊田議員から要請があれば出かけてまいります。

議長（新平悠紀夫）

よろしいですか。

それでは次に、14番鶴野幸一郎君

14番（鶴野幸一郎）

鶴野でございます。それでは、質問をさせていただきます。

私は、通告にありますように財政の健全化と地域経済への活性化策について質問をしたいと思います。

今日、格差の是正が大きな政治的な課題となっておりますが、自治体間においても次第に格差が拡大しつつあるのが実情となっております。とりわけ我が町では、厳しい財政事情がそのまま地域経済にも暗い影を落としつつあるように思います。町民は一日も早い町の財政回復と的確な施策を心から待ち望んでおると思うのであります。

そこで、まず本年度予算には地域経済力の活性化を促すためにどのような施策の配慮があるのか、お聞かせをいただきたい。

今年度まで、18年度までに労働保険、いわゆる失業保険の一部助成制度が実施されておりまして、大変に喜ばれていた面もございましたが、どうも来年から廃止すると、19年度から廃止すると、こうお聞きしておりますが、その理由は一体何か。こういうこともあわせてお聞かせをいただきたいと思います。

議長（新平悠紀夫）

町長持木一茂君

町長（持木一茂）

確かに鶴野議員がおっしゃるように、雇用保険の方は廃止という方向に入っておりますが、これもあくまでも行財政改革の中の一つで、財政を立て直すためにこれも廃止せざるを得ないということであります。また、19年度の予算においてもそれほど町の建設的な新規の事業もありませんが、やはりそこはソフト事業で何とか町民の皆さんには元気になっていただこうということで、ソフト事業に力を入れているのが現状であります。

議長（新平悠紀夫）

14番鶴野幸一郎君

14番（鶴野幸一郎）

ソフト事業で何とかと、こういうお答えですけれども、その何とかの内容を本当はお聞かせいただきたい。

議長（新平悠紀夫）

町長持木一茂君

町長（持木一茂）

さきの議員にも答弁しましたが、国際女子プロテニス大会とか、あるいは能登百景事業ということで新規の事業を19年度予算に盛り込んでおります。

議長（新平悠紀夫）

14番鶴野幸一郎君

14番（鶴野幸一郎）

私、本当はお聞きしたいのは、公務員の皆さんが、特に職員、五百数十名いらっしゃる職員の皆さんがボーナスをカット、あるいは給料をカットする、こういういろんな手当をカットされる中で、それが地域のいろんな購買や消費に重大な影響を及ぼしているのでないか。こういうことを懸念するので、そういうもちろんテニスの誘致とか、そういう観光の来客誘致とか、これは重要なことは言うまでもございませんが、地域経済、そういう冷え込んでいる消費に対して施策が要るのではないか。そして、企業に対するいろんな助成等も本来は引き揚げるのではなくて、それはやはり継続をすべきではなかったのかなと、こういう思いがあったのでお聞きしたわけでございます。

それはそれとして、余りないということになれば、ひとつそういう住民の切実な思い、気持ち、これはやはり感じていただいて、そして今後の施策に取り組んでいただきたいなと、こういうふうに思います。

それと一つお聞きしたいのは、これは助役さんにまずお聞きしたいんですが、昨年来、特に官製談合防止法というものが法制化されて以来、非常に談合問題について厳しく国が取り締まってきている。そういう傾向にあるわけですが、総務省でもその問題について、今後自治体、地域、地方自治体においても一般競争の入札導入に向けて指導していきたいと、していくと、こういう見解を述べておるわけですが、そういうことに対しまして、当町においてもそういう県や国からそれの指導、要請があったのかなかったのか。それをお聞きしたいと思います。

議長（新平悠紀夫）

今ほどの鶴野議員からの質問の内容につきましては、質問内容に含まれていない事項でありますので、そのあたり助役さん、答弁できる範囲内でできますか。

14番（鶴野幸一郎）
あったかなかったかでいいです。
そういう要請があるのかないのかだけで結構です。

議長（新平悠紀夫）
わかりました。助役山元淳二君

助役（山元淳二）
県の方から、談合の件等について特別な指示はございません。
担当課長が答えます。

議長（新平悠紀夫）
監理課長赤田明君

監理課長（赤田明）
実は１カ月ほど前に、県の監理課の方の主催で担当課長会議ということで、公正取引委員会からいろいろ広い範囲のそういうような中身、これから厳しくなるぞということで、町村もしっかり勉強して対応していくようにというような旨の話を聞いてまいりました。

議長（新平悠紀夫）
通告外の質問は控えていただきたいと思います。14番鶴野幸一郎君

14番（鶴野幸一郎）
私は、これはやはり地域の経済、企業の問題でございますので、経済活動、広い意味では非常に大事になってくると。と申しますのは、規制が緩和されてきて、お米とかお酒とか、まさかそれが緩和の対象になると思っていなかったけれども、あるとき突然やってきて、そして本当にびっくりして慌てふためいた。こういう商店街等であったわけでございますので、あるとき突然ということのないように、ひとつしっかりと企業を守るという意味でも、その対応について町ではしっかりとしたものを持っていないといけないのではないかなと。こういう思いからこの問題、地域経済、広い意味での地域経済活性化というものを踏まえて、対策をやっていただきたいなということでお願いを、お願いというんですか、心して構えておっていただきたいと。こういうことでございます。必ず嵐はある日やってまいりますので、そのときにお互いにどたばた、こういうことのないようにしなければいかんなと、こういうふうには感じており

ます。
　これはここで置きまして。
　さて、いよいよ本題に入ってまいりますけれども、町長、私、例えを一つ申し上げますからお答えいただきたい。
　船が先ほど転覆した話がございましたけれども、ある日、能登町号が転覆した。こういうことを仮定して、例えが悪いかもしれませんけれども、そういう危機にも備える必要があるわけで。その場合、10人乗りのボートに乗組員が15人おる。さて、これをどうするか。町長船長は苦渋の選択をしなければいけないわけですがが、町長どう対応されるでしょうか。お答えをいただきたいと思います。
　これも通告外です。必ずしもお答え……。

議長（新平悠紀夫）
　町長持木一茂君

町長（持木一茂）
　私は、船が転覆しないように頑張ります。

議長（新平悠紀夫）
　14番鶴野幸一郎君

14番（鶴野幸一郎）
　そういう決意で取り組んでいただきたいと思います。
　本来、町村合併は財政基盤を強くするというところに最大の目的があったはずでありますが、現実に我が町はその反対の方向に行っている。非常にますます厳しくなってきた。これは一体どういうこっちゃと。このように財政が逼迫した原因、なぜそうなったのかということをしっかりと究明してこそ正しい治療もまた可能であり、的確な対策もできるのではないかと私は思います。
　そこで、町長はこの能登号を、ここにこうおっしゃっておりますが、これは町民の皆さんの質問です。素朴な質問。同じ質問です。
　こんなに町が悪くなったのはなぜですか。予想できなかったのですか。こういう質問なんです。それに対して町長は、合併して急に財政が悪くなったわけではありません。ただ、三位一体改革により現在の財政悪化の主な原因となっている地方交付税や補助金の削減については、ここまで急激に進むことは予想することができませんでしたと。こうおっしゃっておりますが、このとおりでしょうか。お答えください。

議長（新平悠紀夫）
町長持木一茂君

町長（持木一茂）
そのとおりです。

議長（新平悠紀夫）
14番鶴野幸一郎君

14番（鶴野幸一郎）
そのとおりということですが、三位一体の改革は能登町だけになされたものではなくて、全国市町村津々浦々一斉に降りかかってきたものでございますが、我が町だけ非常に厳しくなっておるという実態がきょうの山本議員の質問等にもございました。ワースト98位とかワースト16とか、とてつもない数字になってきております。

こういう状況になったのは決して三位一体だけではなかろうというのが私の見解でございますが、町長初め町執行側に危機意識がなかったのではないかなと。合併さえすれば何とかなるという見通しが甘かったのではないか。こういうふうに指摘をせざるを得ないのですが、本来、合併のメリット、これは人件費の削減あるいは経費の削減、これが非常に大切な要因だったわけですが、簡単にいいますと３カ所でやっていたのを１カ所でやるとか、あるいは３人でやっていた仕事を１人でやるとか、こういうことが合併の本当は最大のメリットである。しかし分庁方式をとったために、それはできないのと、それと公務員の首を切れないということで、それは３人のものが１人、こういうことは初めからできない相談だったわけですね。

とすれば、どうするかということなんですが、答えははっきりしておる。本来全員の給料を減らして、そして町民の負担をまた上げるのではなくて、町民の負担も下げていくということを当初において厳しく精査する必要があったのではないかと。私はそう思うんですが、総務課長どう思いますか。

議長（新平悠紀夫）
総務課長田下一幸君

総務課長（田下一幸）
議員さんの質問について、若干自分なりに矛盾を感じます。議員さんは先ほ

ど、期末、勤勉手当、汗水垂らして我々なりにカットして、それが地域経済を冷えさせると、そういうことはしてはいかんと言いながら、今、職員の給料を全面的に減額せよと。この議論は矛盾しておると思います。まず、そこを少し腹立たしく感じます。

ただ、合併の折については、先ほど町長が申しました。我々自身もここまで国の三位一体改革による地方交付税や財源の削減が予想できませんでした。このことについて、予想が甘かったのではないかということについては、そういう要素はあります。しかしながら、合併の折において公務員の身分を保障する、職員は皆さん引き継ぐということが協定書の中で書いてありますし、当然、合併特例法の中に協定書にかかわらず、これは当然そうなるべきでありますし、そのときに現行の給与を調整しながら今に至っている。ただ、その調整においても少しは時間がかかるということでありますので、そのとき極端にこのことを予測して給料を半額にして、皆さんを新たに雇用するということは想定もしておりませんでしたし、そのようなことはできなかったと思います。

議長（新平悠紀夫）

14番鶴野幸一郎君

14番（鶴野幸一郎）

総務課長に怒られましたけれども。私は、20％カットしたことが地域経済に暗い影を落としてきている、これは事実だと、こう言っておるのであって、それの一日も早い回復を望んでいると町民は思っていると。だらだらするなと、こう言いたいんです、本当は。一日も早くということが大事だ。だからさかのぼって考えると、最初のときにばしっとどれだけ足りないんだということを明確にして、そして切り詰めていくべきではなかったのかなと。こういうことをご指摘したわけでございます。誤解のないように。矛盾をしているつもりはありません。

そこで、その段階でもう一回いきますけれども、そのときに逆の方法をとられたということは、給料は高い方に調整しようとした。あるいは定年は58歳の定年のところもあった。しかし60の方に延ばした。そして住民負担も無理して軽い方へしていったとか、サービスは高い方へ寄せようとした。こういうことだろうと思うんです。そうしないと住民からおしかりを受けそうだと。こういうことで、どちらにもおしかりをこうむらないような、そういう方策をとられたということだろうと思うんです。

そのときの心理を考えればわからんでもない。しかし、結果として今振り返ると、そのときに深刻に考えて、やはりこれは甘い合併ではないなと感じて、

きちっと足りない分幾らなんだと。それをそのときに職員、そして住民、町民、すべての人にそのときにきちっと一回やってもらう、我慢してもらう。こういうことが私は正しかったのではないかなと、こう思わざるを得ないんです。

同じ合併をした中能登町が、何と経常収支比率は石川県で３番目になっている。川北、金沢に次いで３番目。宝達志水町も真ん中ぐらいにおる。こういうことで、合併は成功していると見えるわけです。それでもなお厳しいと、こう言いながら、まだまだやらないかんと、こう言っておりますけれども、私たちはそれから見ると本当に何と厳しいことになったもんじゃなと。本当に嘆かざるを得ないので、そういうことをひとつちびちびと。定年せっかく60になったけれども、また逆戻りさせたと。ボーナスもカットして、まだ足らん。もうちょっと。給料も下げなならん。55歳でまた下げていこう、60まで下げていこうと。こういうちびちびと小出しにしておりますが、手術というのは一回きりでなければ、一発勝負でなければいかんと思うんです。だから何となく真綿で首が締まっていくようなイメージ、印象、これが町民に今持たれている。これは本当にまずいなと、こう思っているわけで、この点、本当に先行きをきちっと明確に示していただくことが大事だと。町民に夢と希望を与える。いつまで我慢すればいいんだということを明快にしていただきたい。

こういうことを思って私きょうは立っているわけで、財政課長、20年度で町長は脱却すると、脱却のめどを立てたいと、こう言っておりますが、その収支予想、ひとつ述べていただきたい。

議長（新平悠紀夫）

企画財政課長坂口良生君

企画財政課長（坂口良生）

鶴野議員の質問にお答えをいたします。

平成20年度までの集中改革期間で基本的な改革を行い、財政指標を目標値まで下げ、平成24年度以降は財政状況を好転させる形で考えております。

平成20年度の予測収支を示せということでございますが、平成20年度の予測収支につきましては、石川県と協議した公債費負担適正化計画をもとに申しますと、行政改革を実施し、普通建設事業の規模を本年度程度とした場合の一般会計の規模は約130億を見込み、基金からの繰入金を７億円、経常収支比率は100％、実質公債費比率を18％前後と予測をしております。この集中期間中の行革の実施により、平成24年度からはいわゆるプライマリーバランスがとれるものと考えております。

なお、社会経済等の諸条件は平成18年度ベースで試算しておりますので、よ

ろしくお願いをいたします。

議長（新平悠紀夫）

14番鶴野幸一郎君

14番（鶴野幸一郎）

明確かどうかわかりませんけれども、一応今年度から見ると若干好転する、こういう予測のようでございますけれども、まだ７億ほどの預金取り崩し、基金取り崩しがあると。こういうことであれば、やはり足りないという現実はまだあるわけですね。

これを心配するのは、合併の合併特例ということで、合併後10年間は交付税を下げないと。その後、また５年かけて下げていく。段階的に交付金を下げてくる。これが国が言ったことですね。したがいまして、せっかくバランスをとったとしても、収支バランスがようやくとれたということになっても、すぐまた追っかけ危機がやってくる。このままずるずると苦しいものが続いてきてもたまらんわけで、やはりそういう長期的なものを含めて、何が今大事なのかなということを考えなければいかんなというふうに私思っておるんですが。

やはり一番大きいのは公債費ということですから、これは事業をできるだけしない、金のかかる借金はできるだけしないということをまず大前提に考えなければいけない。次は、人件費の問題ですね。これはやはり高どまりはいけませんと。やはり地域の企業とほぼ同等ぐらいのところでいかなければいかんのはないかなと。そうしないと困るのではないかなと。こういうふうにも思います。

そういうことも含めて、長期的にひとつ困らないように、能登町民が困らないように、ひとつしっかりとかじ取りをお願いしたいなと。そして、活気のある活力のある一日も早い町をもう一度取り戻していただきたい、こう思うんです。

町長、最後にひとつお願いいたします。

議長（新平悠紀夫）

町長持木一茂君

町長（持木一茂）

今、議員のおっしゃるように、一日でも早い財政再建を行って、そして能登町として住民の皆さんにも明るく喜んでいただける町政を営めるように頑張っていきたいと思います。

議長（新平悠紀夫）

14番鶴野幸一郎君

14番（鶴野幸一郎）

町長、そっけない答弁で。もう一回しゃべりたくなりましたけれども。本当にお願いしますね。しっかりと。

今、一つだけお願いしたいのは、職員の数が多いということなんですが、これは裏返せば、こんないい時代もないわけです。人の手が豊富なんですから。その豊富な人をうまく使って、そして収入の上がる仕事をひとつ考えていただきたいなと。こういうことは必ずあるはずでございます。早くやめんかな、50から早くみんなやめんかなと、こんなんじゃなくて、今いるこの人たちを最大限に生かしていく。こういう施策、方策ですか、これをしっかりと町長、リーダーシップを発揮して職員を督励してやっていただきたいなと、こう思います。

もう一回。

議長（新平悠紀夫）

町長持木一茂君

町長（持木一茂）

職員には知恵と汗をかいてもらって、能登町の再生に向けて頑張っていきたいというふうに思います。

議長（新平悠紀夫）

以上で本日の一般質問を終わります。

散　　会

議長（新平悠紀夫）

次会は、あす３月15日午前10時から本議場で開会いたします。

本日はこれにて散会いたします。ご苦労さまでした。

散　会（午後２時55分）

開　議（午前10時00分）

開　　議

議長（新平悠紀夫）

ただいまの出席議員数は20人で、定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

一般質問

議長（新平悠紀夫）

日程第１　一般質問を行います。

５番向峠茂人君

５番（向峠茂人）

それでは、議長よりお許しがあったので通告の２件の質問をいたします。

能登に住む住民の悲願であった能登空港も開港してことしで４年、７月からは５年目に入ろうとしています。それでも依然として高い搭乗率を維持しています。この３月11日現在で67.5％という高い数字が出ています。これも能登空港利用促進同盟会、すなわち宝達志水町以北の９市町の並々ならぬ努力、そしてまた地域の住民の深い理解あっての数字でないかと思います。

また、能登空港と台湾を結ぶチャーター便が前年度32便だったのが2007年度からは大幅な増の56便就航すると聞いています。そうなると、能登空港がもたらす経済効果はますます大変大きなものになるのではないかと思います。

その能登空港の利用促進を図るため、能登町は17年度決算で2,040万、18年度は1,320万の予算に対して現在のところ1,062万円の消化をしていると聞いています。19年度は18年度より600万円以上の減額した691万円の予算となっているが、まずその減額の理由を説明お願いします。

議長（新平悠紀夫）

町長持木一茂君

町長（持木一茂）

それでは、向峠議員のご質問にお答えさせていただきますが、今現在、18年度の町民あるいは観光客に対する助成というのは一応６月までの予定にしてお

ります。そして、平成19年度の７月からは地元利用者で往復を利用した場合のみ個人では大人3,000円、子供1,500円とし、５人以上の団体では大人で1,000円、子供で500円を追加して助成するものでありまして、この助成方法というのは奥能登２市２町で統一して行う予定にしております。また、観光客向けの助成につきましても見直すこととしていることから、今後、空港利用とは別に観光客の増加につながる施策を関係課とも協議したいと思いますが、そういった助成の減額で19年度の予算は約700万円ということで上程させていただいております。

議長（新平悠紀夫）
　５番向峠茂人君

５番（向峠茂人）
　ことしの予算は減額による予算で数字が入ったという今町長の答弁でございましたけれども、この減額の数字に対しては、また後で述べたいと思います。
　この空港利用促進の補助金ですが、現在、補助金制度が単なる利用者に対して、ただ現金を補助するだけでは余りにも策がなさ過ぎるのではないか。そのお金を地域振興のために使えないのか。例えば商工会と協議され、能登町内に限定した地域振興券、すなわち金券を町長名で発行し、商店街等に使用されれば、この消費の低迷している経済状況をかんがみれば少しでも役に立つのではないかと思いますが、町長の考えはどうですか。

議長（新平悠紀夫）
　町長持木一茂君

町長（持木一茂）
　今の向峠議員のご質問ですが、合併前の柳田村では地元利用者の場合に地元商店で使える商品券に引きかえる制度をとっており、利用者あるいは商店から非常に好評であったというふうに聞いております。財政厳しい中での助成制度ではありますが、能登空港の利用拡大を図る上でも本制度は大切であると考えておりますし、これからは地元住民のみが対象となることから、町内商店を中心とする振興策とあわせて運用できないか、商工会を初め関係機関、関係法令を検討したいというふうに思っております。

議長（新平悠紀夫）
　５番向峠茂人君

５番（向峠茂人）
　きのうからの町長の答弁を聞いていると、すべからく検討したい、検討したいでは、答弁にちょっといささか問題があるのではないかと私は思います。その検討するというのは、前向きに、実施の方向に向けた検討であるのか。もう一回答弁を願います。

議長（新平悠紀夫）
　町長持木一茂君

町長（持木一茂）
　今現在、３つの商業振興組合の方でそういった商品券の発行を考えていただいております。ですから、それを何とか町の補助制度に乗せれないかということを本当に前向きに協議したいというふうに考えております。

議長（新平悠紀夫）
　５番向峠茂人君

５番（向峠茂人）
　今度は前向きに変わりました。
　ちょっと参考までに、福島県の矢祭町という町があります。弓矢の矢に祭り。そこでは、空港の補助金とちょっと違います。同町の商工スタンプを統一し、スタンプがたまったら商工会で金券と交換し、また商店街の買い物、また税金や水道代の行政の支払いにも使用、実施されて、大変今注目を浴びています。その効果として、我が町に買い物するという意識力が高まってきたと言われています。
　今の振興券とこのスタンプ、ちょっとニュアンスは違いますけれども、もしそうなると、やはり住民の意識も能登町だけの金券となりますので、先ほど述べたとおり、この低迷している能登町に少しでも経済の起爆剤となれば、また、なると私は確信しますので、また前向きに、また、さらに進んだ考えで対応していただきたいと思います。
　それと、補助金というか手続のシステムに私はちょっと提案したいと思います。能登空港をおりて、言うなればワンストップサービスというか、空港におりたとき能登空港利用促進同盟会の事務所がありますね。そこで空港の半券を出せば、そこの事務手続ですぐ能登町へ郵送され、能登町で確認して、もし地域振興券、金券が発行されるならば、町からその利用した本人のところへ郵送

される。そうすれば手続が簡単になるし、これこそ町長の言う一歩先を行く行政ではないかと私は思います。

今、奥能登２市２町での助成金の減額を言われていますけれども、私はさきに述べたとおり、この減額はたかが500円か1,000円安くしたより、これはある意味ではその市や町に使用されれば、また少なくとも税金として町へバックされるはずです。そういう意味で、小手先の減額でなくて、大きな太っ腹で従来どおりのせめて金額で対処してほしいと。わずかな金でございますので。金をもらうためにみんな飛行機に乗っているとは私思いません。だけど、一つの町の行政の姿勢として、そういう方向も私は大事ではないかと思います。600万円ほどの予算でございますので、またそこもひとつ考えてほしいと思います。

私が述べましたこのワンストップサービス、使用した空港の半券を同盟会事務所に提出すれば、その事務所から能登町へ、能登町から利用者へ、そういう行政のシステムをこの２市２町で、持木町長がリーダーシップをとってやる覚悟があるか、ひとつ答弁願います。

議長（新平悠紀夫）

町長持木一茂君

町長（持木一茂）

そういった空港での換金といいますか、そういうのは観光客向けには確かに利便性があろうかと思います。ただ、今度７月からは地元利用者のみの往復となりますので、行って帰ってこられた方が必ず能登町へ帰ってこられるわけですから、それだったら別に空港でそれをわざわざする必要はないのかなという思いもあります。

だから、観光客向けには、そういうサービスというのは確かに大切かなというふうには思います。

議長（新平悠紀夫）

５番向峠茂人君

５番（向峠茂人）

町長はちょっと私の質問を聞き違いしましたかね。私は、その半券を同盟会の事務所へやって、もし能登町の持木一茂が利用したと、その半券を事務所へ出すと、その半券を事務所手続によって能登町へ、これこれこれがしが利用したと能登町のある課へ郵送される。そこで能登町の職員が確認して、利用したその本人へ、そこで初めて金券なり振興券を本人へ郵送する。私は何も同盟会

事務所で金券を渡せと、そういうことは言っていませんので、よく聞いてください。

それと、ややもすると行政はわざわざ申請のたらい回し主義というか、これがどこの市町でも官僚のそういう意識が働くのか知らんけれども、こういうのを撤廃するには、この私の提案するワンストップサービスがこれから、この空港利用の補助金に対してでも、ひとつもう一回私は、奥能登の２市２町として取り組んでいくか、もう一度、町長の強い意思の答弁をお願いします。

議長（新平悠紀夫）

町長持木一茂君

町長（持木一茂）

先ほど言いましたように、やはりこれからは地元利用者のみですので、わざわざそこでそういうことをしなくても、地元へ帰ってきて手続されればそれでスムーズに行えると思いますので、ご理解いただきたいと思います。

議長（新平悠紀夫）

５番向峠茂人君

５番（向峠茂人）

この問題ばかりに余り時間を割きたくないので。地元のみということで逃げ切ってしまいましたけれども、地元のみなら、もしあとの輪島、珠洲、穴水ですか、その人たちもこういう質問をされればそういう答弁が返ってくるかわかりませんけれども、これは一つの例として、今後この補助金のみならず、能登町の行政にも少しでも住民の何度も足を運ぶようなそういう行政ではなくて、行政側から手短な簡素化した手続の行政であってほしいと思います。

それと、地域振興というかこれに関連してですけれども、各年度、年度の予算にいろいろ費用弁償とか補助金、あるいはまたいろいろな報酬があります。これはちょっとクレージーな私の提案かもわかりませんけれども、まず補助金の一つで、私はほんの少数ですけれども、すこやか赤ちゃんのお祝い金の配分というか補助金をもらっている、そういう親御さんにちょっと聞いてみました。私の言うのはわかりますか。そういう補助金を今言うならば、私のさっき述べた金券にかえて支給してはどうかと。そういう質問をする前に、きのうの教育長ではないけれども、ほんの少数の親御さんにちょっと聞いてみました。

そうしたら聞いた中では、それは５万円で115人で575万の予算が盛ってありますけれども、その聞いた中では、別にやぶさかではないと。どうせお金には

変わりはないし、それはいろいろな生活費にも向けられるので、かえって能登町内に限定されたそういう金券であるならば、かえってその方が能登町のためになるならやぶさかでないと。そういう私は聞いた中ではほとんどそういう意見だったので、これはまた意見は意見として、またひとつ考えてほしいと思います。

それから、これもまた費用弁償とか報酬ですけれども、区長、また町内会長にも報酬がありますね。この人たちも見識も高く、常識のあるお方だと考えています。そういう中でも、この手当の報酬の中に、もしご理解がいただけるならば年報酬の何％か、金券ということでまた話しされても私はいいんじゃないかなと思いますので、またそういういろいろな費用弁償も、もちろんできることならば議会も常識のある方ばかりですから、そうされるならば賛同いただけるものと私は確信しております。

そういうわけで、ひとつ今後この地域の商店街などの低迷した消費の中での経済を考えた場合は、やはりひとつ先ほど述べたとおり一歩先を行く政治が大事ではないかなと思います。

町長は、いろいろな卒業式や入学式の祝辞に、他人と自分を比べるな、きのうの自分と比べよと。これが当てはまるか当てはまらないかわかりませんけれども、人がやらないからおれがやらないんだと、そうではなくて、町長のモットーとする座右の銘のごとく、ひとつまた執行に当たってほしいと思います。

それでは、次の質問に移りたいと思います。

能登空港の存在によって台湾からのチャーター便を見るように、これからいろいろな人種、すなわち外国人の交流人口がふえてくると思います。当町でも６月に国際女子プロテニス大会、また日米草の根交流サミットが開催されると聞いていますが、この女子プロテニスは大体中身は私は理解しています。日米草の根交流サミットというのは、ちょっと私は中身を理解していないので、どういうサミットなのか、ひとつ説明願います。

議長（新平悠紀夫）

企画財政課長坂口良生君

企画財政課長（坂口良生）

向峠議員さんの質問にお答えをいたします。

日米草の根交流サミット能登大会、これは１年１年、日本とアメリカの人が１年１年交互に開催するということで、平成17年は東海地方で、平成18年度はコロラドで行われて、今回、日本海側で初めて開催することになっております。開催期間は19年の６月６日から６月12日、受け入れ先はアメリカですね、もち

ろん。アメリカから来る人です。能登町の受け入れ人数は10人程度と聞いております。全体では約200名、アメリカの方から人数は200名という数字でございます。
　そういう関係で、これはテーマは「能登はやさしや土までも」というテーマで、19年度は第17回目として行われるというものでありまして、日米間で開催されていることにつきましては、どういう目的かということは、いろいろアメリカの方が日本のいろんな文化、伝統を深く理解していただくということで、民間の組織でやっておりまして、七尾の商工会議所が一応中心としてやるものであります。
　ちょっと詰まりましたが、そういうことで、よろしくお願いいたします。

議長（新平悠紀夫）
　５番向峠茂人君

５番（向峠茂人）
　今、企画課長から説明ありまして大体わかりました。そうなってくると、今後いろいろなこういった外国人が当町にも訪れる機会が多くなってきます。そうすると、私は日本人だから英語等の外国語は関係ないと、そう言っていられない状況にもなってくると思われます。
　きのう町長の答弁にも、国際女子プロテニスはできたら事業化していきたいと答えていましたが、そうなると町の職員にも英語等の通訳のできる、特に英語の語学に富んだ職員が求められてくると思うが、現在当町の職員において英語などを話せる職員は何人いるのか、お答え願います。

議長（新平悠紀夫）
　町長持木一茂君

町長（持木一茂）
　英語の話せる職員が何人いるかというご質問ですが、具体的には把握しておりません。

議長（新平悠紀夫）
　５番向峠茂人君

５番（向峠茂人）
　こういった状況が今まで余り遭遇しなかったから、わからんわけでもありま

せんけれども。すると、県内の自治体においてもそういう職員を配置している自治体があるのか。

議長（新平悠紀夫）
　総務課長田下一幸君

総務課長（田下一幸）
　県内の英語を会話できるという職員について把握しているかということですけれども、残念ながら把握しておりません。

議長（新平悠紀夫）
　５番向峠茂人君

５番（向峠茂人）
　もし調べる機会があったら、また調べてお知らせいただきたいと思います。現状では当町では特に英語を話せるような職員はおらんということですね。
　そうなると、私の一つの提案ですが、今後、町職員の採用時において、採用試験を行うときに、これはそういう今後の先々のこういう事業等を考え、また交流人口のことを考えると、外国語の学力をもっと重要視した職員の採用を図るべきではないかと思うが、町長はどう思われますか。

議長（新平悠紀夫）
　町長持木一茂君

町長（持木一茂）
　すぐに英語を話せるから採用ということではないと思いますけれども、ただ、そういったことも職員採用の一つにはなろうかというふうに思っております。また今後、職員に関しましては、全国市町村国際文化研修所が主催しております地方公務員の英語関係研修で遠隔英語コースというのがあります。そういうのを希望する職員には参加させまして、英会話ができる職員もつくっていかなければならないのかなという気もしておりますし、また能登町にもいろんな外国人研修生も来ておりますので、英語のみならずそういった自主的に職員にもいろんな外国語を勉強する必要もあろうかというふうには思っております。

議長（新平悠紀夫）
　５番向峠茂人君

５番（向峠茂人）

今後そういう取り組みをしたいということはわかりますけれども、私の考えでは、そういう外国語の講師等、またそういう英会話みたいなそういうセミナーへ通わすのもわかりますけれども、私は、もし希望者がおるならば、町長、思い切って英語圏の国へ留学させてはどうか。そうすれば、隣に日本語を話せる人がいると、どうしてもそういうものの覚えにはすぐ頼ってしまうので、もし若い職員で英語を習ってみたいというそういう職員がおったら、町長は留学させる気持ちはあるかないか。

議長（新平悠紀夫）

町長持木一茂君

町長（持木一茂）

今のところはありません。

議長（新平悠紀夫）

５番向峠茂人君

５番（向峠茂人）

何かあっけなくて、次へ行かれない。今後そういう職員が出てきたら、やっぱり町長、これは先ほど何回も私は申しますけれども、一歩先を行く町長の政治理念ならば、やはり職員一人留学させても銭300万か500万ぐらいですよ。それによって能登町には英語を通訳できる職員が二、三名いるとなれば、また能登町に都市圏から、またいろんな外国でも日本を旅している人がおいでます。またいろいろな面で目を向けてくれるのではないかと思いますので、そういう職員の希望者がおれば、また町長の方からどうか、１人や２人行ってこいという、そういう太っ腹でひとつ私は対応してもいいんじゃないかと思いますが。

この財政難の折、すぐお金がない、お金がないということでは、やっぱり若い職員も力を出せないようなそういう職場になっていますので、答弁は同じか知りませんけれども、そういう職員が出てきた場合、留学させる気は。もう一回聞きます。ありますか。

議長（新平悠紀夫）

町長持木一茂君

町長（持木一茂）

そういったやる気のある、意欲のある職員ならば、遠隔英語コースで十分英語は習得できるというふうに私は思っていますので、今のところそういった留学とかいうのは考えておりません。

議長（新平悠紀夫）

５番向峠茂人君

５番（向峠茂人）

わかりました。わかりましたと言わざるを得ないんですけれども。今後、この能登町初め奥能登がどういう方向で、いろいろな行政も、またほかの民間の事業も変わっていくかわかりませんけれども、私は絶対必要だと思いますよ。５人、６人は要りませんけれども、１人、２人のやはりそういう通訳する人が。業者を頼めばいいというすぐ安易な考えに走らないで、ひとつここ数年、近い年のうちにひとつぜひ実現できるような方向で取り組んでほしいと思います。

そういうわけで、町長も若いんだからもうちょっと若者らしい、若い町長らしい政策でこの財政難を乗り切ってほしいと思います。

以上で終わります。

議長（新平悠紀夫）

それでは次に、17番多田喜一郎君

17番（多田喜一郎）

私は今回、当初予算及び提案理由のことについて町長にただしたいと思います。よろしくお願いをいたします。

まず、町長は提案理由の説明の中で、社会経済を取り巻く環境がいかに変わろうとも、能登町の町民が健康に安心して暮らす、幸せと生きがいを感じる持続可能な地域社会をつくり上げることが行政に課せられた使命であるという認識は変わっておらんと。また、将来に向けた確かなまちづくりを進めると所信表明の中で言っておられるわけでございます。

そこで、町長のまちづくりに対する思いといいますか、私のまちづくりはかくあるべきであるというものをひとつ聞かせていただきたいと思います。

議長（新平悠紀夫）

町長持木一茂君

町長（持木一茂）

まちづくりに関しましては、一言で言うのは非常に難しいことかもしれませんが、今ほど多田議員がおっしゃった提案理由の説明、やはり町民が安心して、そして健康で暮らせるというのが一番だというふうに私は思っております。ですからそのためにも、そういった方向へ進むためにも、まず行財政改革をやって、そして町民の皆さんに安心して住んでいただける町にするのがベストだというふうに私は思いますので。

そしてまた、行政が行わなければならない非常に根本的なことは福祉と教育と防災だというふうに思っておりますので、それに力を入れて今後もやっていきたいというふうに考えております。

議長（新平悠紀夫）

17番多田喜一郎君

17番（多田喜一郎）

今、町長が言われました安心だとか健康だとか行政改革。その中には、やらなければならないことについては福祉、教育、防災ということでございますが、まず町長は、その思いを遂げるためにどれだけの予算編成をしなければならないのか。理想の姿はどれだけの予算の規模なのか。能登町らしさを生み出し、地域の競争間に勝っていくためにはどういう予算規模を町長思っておられるのか。現在の町長の予算規模は、ことしは一般会計134億8,000万、特別会計112億6,000万、企業会計38億となっておるんですが、これが町長の理想とするまちづくりのための予算なのかどうなのかということをひとつ聞かせていただきたいと思います。

議長（新平悠紀夫）

町長持木一茂君

町長（持木一茂）

今、19年度の予算のお話をされましたが、これはあくまでも行財政改革の一環である集中改革期間の予算というふうに私は認識しております。ですから、そういった教育、福祉、防災に関するお金というのは幾らあっても足らないというふうに私は思っております。

議長（新平悠紀夫）

17番多田喜一郎君

17番（多田喜一郎）

今町長が、やはり行政改革がなし遂げなければならないということだろうと思うんですが、これもやはり確かなことですね。だから私は、この行政改革について、町長は厳しく職員の給与の問題にも踏み込んでおります。また、みずからのことに対しても踏み込んでおります。

しかしながら、町長はその前にやるべきことがあるのではないかな。行政改革に対しては。私はそう思います。なぜならば、やはりこの能登町において都合の悪いところをはっきりと町民にプラスマイナスのことを言わなければならないと思うわけでございます。特別会計にしてしかり。

特別会計にしては、下水道、集落排水、農業集落排水、漁業集落排水、合併浄化槽等の問題があります。また、病院の問題もあります。また、公社の問題もあります。やはり数字的に述べさせていただければ、特別会計の中の下水道、農業集落排水等々はプラスマイナスを考えるならば、当初の予算に値上げアップをして上げてあるわけなんですが、それについてもまだ足らない。

また、公社の問題。これも持ち出しが２億8,000万か３億近くになっておる。この公社の問題は、指定管理者制度になっておる。指定管理者制度になっているならば、当然やらなければならない問題がある。これはやはり管理者は行政から独立して、それ専門にやるべき。今は助役がなっておるんですが、そういう助役がやるとか町長がやるとかいうような問題ではなく、指定管理者としてこの公社をどう経営していくのかというような明確な判断をできる人に管理者をやっていただきたい。

それから、この公社の理事についても責任と問題が処理できる、きちっとした責任までついて回る。権限だけがある理事ではなく、責任も持てるような理事会の体制にしていただきたいということでございます。これはやはり５人の理事がおるのか10人おるのか私はわかりませんが、その中で例えば10億の負債を抱えて、ハンコを押して、これでやるよというような大いなるきちっとした責任を明確にするような理事がおらなければ、私は公社が再生プラスマイナスなるようなことは不可能なことだと思っております。

また病院にしても、私はもう恒常的に２億近くの赤字が。その前に２億3,000万の持ち出しがあるわけでございますが、こういうものについてもやはり管理者がもっと責任を十分に発揮できるような、これも私は町長は行政を一生懸命やるならば、病院はやはり病院長がするのか事務局長がするのか、はたまたほかの人がするのか。これも明確なやはり会計責任といいますか、そういう事業的な責任を持てるような人が病院経営に加わる方がいいのではないかなと思いますが、その辺について町長はいかがお考えでしょうか。

議長（新平悠紀夫）

町長持木一茂君

町長（持木一茂）

そういった苦しい状態の病院あるいは公社を責任を持ってやっていただける方がいらっしゃるならば、お任せすることも一考かなというふうには思います。

議長（新平悠紀夫）

17番多田喜一郎君

17番（多田喜一郎）

今、おられるならお任せをしますということですが、それはそうですね。おらなければできないことですから。しかしながら、ここに私は町長の政治決断として、政治判断として、能登町はかくあるべきであるよというようなものを町長はやっぱり志高くして言わなければ、町民がついてこない、わからないと思うんですよ。

例えば下水道の問題にしてもそうじゃないですか。今、値上げをする。たしか30％ぐらいかなと思うんですが、その数字が違っていたらば、また後ろの方から訂正をしていただければ幸いかと思います。これも多大なる下水道というような予算をつぎ込んで事業化をして、公共下水道に至っては35％。こんなものは30％値上げしたってプラスマイナスほど遠い。これをやるのは、町長がやはりみんなに、せめて70％ぐらいこの事業に対して、皆さんお願いしますよ、みんなの美しい町をつくるためには下水道が欠かせない。このために35％じゃなく70％にもしたいんだからお願いします。そうして、なかなか難しいことは例えば100万円を貸し出す制度もあるということも聞いておりますが、それはそれで結構でしょう。

しかしながら、業者の建設の規制の緩和、もっと皆さんが下水道に入りやすい規制緩和はどういうことなのか。町民が望んでおる工事の姿、姿勢はどういうものなのかというものをやはり町長はぜひ考えて、負担金アップの話の前にこの加入率アップの話をしなければならないのではないですかね。これをしないと、全体の下水道に関するすべての計画が私は台無しになってしまうというような気がするんです。

例えば下水道、今、何か交付金が4,000万もらわれなくなるから上げてくださいよというような話なんですが、これは２年後、１年後になってくるんです。しかしながら、私はその4,000万にとらわれることなく、本来の下水道事業は町

民のためにかくあるべきであるというような大いなる町長の姿勢を熱く町民に語って、そしてみんなでこうしようや、ああしようやというものを前面に出していただきたい。

農業集落排水にしては、やはり75％近くいっている。今入ったところも入れて。柳田近くは80％に近い普及率になっているんですよ。そういうものを見て、町長はやはり考えていただきたい。

それから、もう一つは下水で大事なことは、合併浄化槽です。農業集落排水も漁業集落排水も下水道も行かれないところは、合併浄化槽として皆さん全部個人でやっているんですよ。これは個人で負担している。しかしながら今足らないところは、もちろん個人負担も上がるんですが、なおかつ税金で負担しなければならないということもあるんですから、町長はやはり大いなる大儀のもとに下水道工事が成功するように、4,000万の目先の金にとらわれずしてやっていただきたい。それが私は町長の政治の決断。金はないけれども、こうやるんだよというような姿勢をぜひ見せていただきたいものであります。

きのうの読売新聞、町長は見ておられると思いますが、これについても統一選の焦点ということで、問われる首長の経営手腕ということがはっきり出ております。もうやはりアイデアを出し切った中で、その中でこの能登町はこれをして、こうして皆さんを幸せな住みやすい能登町に引っ張っていくんだよというようなものをぜひ町長は示していただきたい。そういう政治決断が町長には必要だと思いますが、そのところは町長どうお考えでしょうか。

議長（新平悠紀夫）

町長持木一茂君

町長（持木一茂）

まず今議員がおっしゃるように、あるいは何度も申し上げているように、現在は能登町としては行財政改革をやらなければならないということであります。その後に財政の安定化が図られるならば、昨年策定しました第１次の総合計画に沿って一つずつ着実に進んでいくことが能登町のまちづくりだというふうに思いますし、それによって住民の皆様も安心、そして住んでよかったと言っていただける町になるのではないかというふうに思っております。

議長（新平悠紀夫）

17番多田喜一郎君

17番（多田喜一郎）

町長は、やはり行政改革が前面に出ております。でも町長、２万二千数名の能登町民が生活していくためには、それは厳しい判断をしなければならないところは厳しい判断をしなければならない。これはやはり国に準じた方法として、例えば職員の定数も余計なものはそれなりにしなければならない。この行政改革の一環で、町長はやはり今現在、普通一般で建設事業その他に働いている給料と、やはり公務員的な場所で働いている給料との格差というものも知っているはずだと思います。その中に行政改革と称して、あるところではカットされ、あるところではなくなりということで、皆さん負担にも耐えておるんですよ。

しかしながら、それでも皆さんは生きていかなければならない。その生きていくためには、やはり農林であろうと建設であろうと、ことしの予算を見れば20数億出ておるわけなんですが、これについてもやはり皆さんが能登町の１次産業、２次産業、３次産業が生きていくためには、この予算が正しいのか正しくないのかということも考えていただきたいと思います。

改革、いい言葉か悪い言葉かわかりませんが、町長、もう少し心の通った温かみのあるところは温かみがあるということをひとつぜひやっていただきたい。ということは、町長はあえて私は何遍でも言わせていただくわけなんですが、今回の行政改革で職員等いろいろな給与カット、人員整理、出てきておるんですが、町長、忘れたことも一つあるんじゃないかなと思うんですよ。ぜひその辺も改めて考えていただきたいと思います。

もう一遍、再確認の意味で聞かせていただくわけなんですが、下水道のこの問題は、やはり下水道事業の存続にかかわる問題。やはり70％にいかにして早く上げるかということが大事だと思うんですが、その町長の考えは政治的判断も含めてどうなのかということも、もう一度聞かせていただきたいと思います。

議長（新平悠紀夫）

町長持木一茂君

町長（持木一茂）

確かに議員のおっしゃるとおり、下水道事業に関しましては、まず普及率を上げることが大前提だというふうに私は思っています。ですから、19年度に向けてさらに強く進めていかなければならないと思っております。やはり能登町の大切な川、海を守るためにも、下水道の普及率が上がらないことには始まらないと思いますので、それは19年度に向けて真剣にやっていきたいというふうに思います。

ただ、今回の議案にも提案させていただいております下水道料金の値上げに関しましては、これはあくまでも政治判断も必要であったということでご理解

もいただきたいなというふうに思います。

議長（新平悠紀夫）

17番多田喜一郎君

17番（多田喜一郎）

町長の政治判断は値上げということですね、下水道に関しては。私は、この町長の政治判断とは反対の方法がより町民のためになるのかなというような感じをいたしております。4,000万の金の捻出、これはやはり町長、後ろにすばらしい方々おりますので、そういうことはどれだけでも町長の希望をかなえてくれると思います。特別会計を見ても、いろいろな方法もあるのではないかなということも考えられます。ぜひ町長、もう一度この値上げは、私はまず下水道の普及率が一番大事であるということを言わせていただきたいと思います。

それからもう一つは、町長、何遍も言うわけなんですが、病院の問題。恒常的な問題あるんですから、これはもうここまでやったから、私はもうやることがないと思うんです。どうすることもできないというところまで来ております。だから町民に、この２億円をどうするのか。こういうものを改めて問い直していただきまして、奥能登はやはりそれこそ町長の政治的判断として、能登町の病院だけでなく、穴水の病院、輪島の病院、珠洲の病院、全部を入れて奥能登の首長が一体となって病院の赤字解消に取り組むというような方向まで真剣に考えていただきたい。例えば１億ずつ赤字が減ればいいじゃないですか。４つの病院がある。例えば４億の赤字があっても、１億ずつ減れば４億解消できる。

やはり奥能登の住民が福祉的な幸せになるためには病院がなければならないということは、やはりもう交通面からいけば、私は広域的な病院で十分だろうと思います。だから、一つ一つ考えることなく、やはり町長は、私は何遍も使わせていただく言葉があるんですから。若いんです。なおかつ、珠洲にはまた若い市長が生まれたということで、ぜひ横の連携をとって、この病院を、赤字解消のために４つの病院をどうするのかということをぜひ考えていただきたい。

この考えについては、町長どうでしょうか。

議長（新平悠紀夫）

町長持木一茂君

町長（持木一茂）

病院の赤字解消というのは非常に難しい問題だと私は思っております。ただ、今議員がおっしゃられるように、やり尽くしたというふうには思っていません。

まだまだ宇出津病院にはやらなければならないことがたくさんあるというふうに思います。

ただ、その中で、やはり奥能登の２市２町の４つの病院がどういう方向に持っていくかということも、２市２町で相談しながらいかなければならないというふうに私は思っておりますし、また、その手がかりとして今現在、奥能登広域圏事務組合とは別に４首長が年数回集まって、そういう協議の場も持っております。まだ２回ほどしか開いておりませんが、そういった話し合いの中で、４つの自治体病院をどういう方向に持っていくかというのも相談させていただきたいなというふうに思います。

議長（新平悠紀夫）

17番多田喜一郎君

17番（多田喜一郎）

町長、今、協議の場があるということですので、ぜひこの協議の場を通じて早く病院問題を解決していただきたい。この病院問題を解決するということは、やはり何といっても奥能登全体がうまく住民が住みやすいようなことになると思いますので、ひとつよろしくお願いいたします。

それからまた、先ほど私が言っておった公社の問題ですが、この問題もやはり早く決断をしなければならない指定管理者等がありますので、町長は今のところは役場の関心が強いというか経営参入が強いような、一応去年の９月に指定管理者にしておりながら、まだまだ私たちに言わせれば変な予算のつけ方かなというようなことがありますので、もう少し指定管理者として公社を選んだならば、その公社に対し、きちっとしたものを明確に出していただきたいと思います。

それから特別会計も、できることなら農業集落排水、漁業集落排水、下水道、それから合併浄化槽、プラスマイナスこれだけかかるんだよ、これだけが私たちは行政として負担しているんだよということも明確に皆さんに示して、理解していただいて、行政が大変な折にこれだけ私たちが負担しているよといった数字も出してみればいいのかなと思います。

ただ、その中で農業集落排水、これはやはり経費がかかっておりますが、水道の水源の上流になるようなところで皆さん頑張っておられますので、その辺の政治的配慮、全体で環境に対してはどうなのか、環境に対する貢献度は合併浄化槽、農業集落排水、漁業集落排水、また下水道も同じですが、それぞれにどのような評価をするのかなというような評価も出して、皆さんに納得していただければいいと思います。

いずれにしても町長は、やはり皆さんに初め言われたように、いかに環境が変わろうとも能登町の町民が健康に安心して暮らし、幸せと生きがいを感じる持続可能な地域社会をつくり上げることが行政に課せられた使命であるという認識は変わっておらない。将来に向けた確かなまちづくりを進めると言っておられますので、やはり町長、行政改革は金だけではない。いろいろありとあらゆる政治的な手段をもって不可能を可能にして、そして、やはり能登町にはこういうすばらしいアイデアでこの厳しい行政難を乗り切ったなというような明確な答えを出して、町民の幸せのために邁進していただきたいと思います。
最後の答弁を求めます。
どうですか。初めに言ったやつ、もう一遍。いかに変わろうとも将来に向けたまちづくりは……。

議長（新平悠紀夫）
町長持木一茂君

町長（持木一茂）
最初にも述べさせていただきましたが、今、多田議員が朗々と提案理由の説明をしていただきました。そのとおり今後もやっていきたいと思いますし、やはり能登町の町民が幸せを感じていただくことが私どもの喜びでもありますので、そういったしっかりとした足腰の強い能登町になるために今後もやっていきたいというふうに思っています。
そのためにも、行財政改革をやらなければならないと思っていますし、それは単なるお金を削減するというのではなくて、その中にはやはり収入をふやすという面もあろうかと思いますので、それも含めて行財政改革に取り組んでいきたいというふうに考えております。

議長（新平悠紀夫）
17番多田喜一郎君

17番（多田喜一郎）
ぜひ町長の政治判断を、きちっとした希望ある政治判断を求めて、終わらせていただきます。

議長（新平悠紀夫）
以上で一般質問を終わります。

散　　会

議長（新平悠紀夫）

本日の日程は以上で全部終了いたしました。

次の会議は、３月20日午前10時から本議場で開会いたします。

本日はこれにて散会いたします。ご苦労さまでした。

散　会（午前11時01分）

開　会（午前１０時００分）

開　議

議長（新平悠紀夫）

ただいまの出席議員数は２０人で、定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。本日の議事日程はお手元に配布のとおりであります。

委員長報告

議長（新平悠紀夫）

日程第１　議案第１号「平成１９年度能登町一般会計予算」から、
日程第５２　議案第５２号「請負契約の締結について（平成１８年度防災行政告知整備事業機器設置工事）の議決の一部変更について」までの５２件、及び
日程第５３　請願第１号「町道２級柿生１号線の改良工事に関する請願」から、
日程第５５　陳情第３号　継続審査分「防災・生活関連を中心とした「公共事業」への転換と公共サービスの民間化に反対する陳情書」までの３件、併せて５５件を一括議題といたします。

常任委員会に付託審査をお願いしました案件について、各常任委員長の報告を求めます。総務常任委員長　石井良明君

総務常任委員長（石井良明）

総務常任委員会に付託されました案件について、ご報告いたします。

議案第１号「平成１９年度能登町一般会計予算歳入及び所管歳出」

議案第２号「平成１９年度能登町有線放送事業特別会計予算」

議案第１４号「平成１８年度能登町一般会計補正予算（第５号）歳入及び所管歳出」

議案第１５号「平成１８年度能登町有線放送事業特別会計補正予算（第２号）」

議案第２４号「副町長定数条例について」

議案第２５号「能登町組織条例の一部を改正する条例について」

議案第２６号「常勤の特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について」

議案第２７号「一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」

議案第２８号「能登町社会福祉施設条例の一部を改正する条例について」

議案第２９号「地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整

備について」
　議案第３０号「能登町情報ネットワークセンター条例の一部を改正する条例について」
　議案第４３号「石川県市町村職員退職手当組合規約の変更について」
　議案第４４号「石川県町村議会議員公務災害補償組合規約の変更について」
　議案第４５号「石川県市町村消防団員等公務災害補償等組合規約の変更について」
　議案第４６号「石川県市町村賞防賞じゅつ金組合規約の変更について」
　議案第４８号「のと鉄道運営助成基金事務組合規約の変更について」
　議案第４９号「辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について」
　議案第５２号「請負契約の締結について（平成１８年度防災行政告知整備事業機器設置工事）の議決の一部変更について」以上１８件は、原案のとおり可決するものと決定いたしました。ただし、議案第１４号は、反対意見もありましたが、賛成多数で可決といたしました。
　次に、請願第４号　継続審査分「鵜川地区公衆トイレ設置に関する請願」は、役場鵜川支所の開放と仮設トイレで対応できると判断して、不採択とすることに決定いたしました。
　また、陳情第３号　継続審査分「防災・生活関連を中心とした「公共事業」への転換と公共サービスの民間化に反対する陳情書」も、民営化の流れに逆行しており不採択とすることに決定いたしました。
　以上をもって報告を終わります。

議長（新平悠紀夫）
　次に教育民生常任委員長　宮田勝三君

教育民生常任委員長（宮田勝三）
　教育民生常任委員会に付託されました案件について、ご報告いたします。
　議案第１号「平成１９年度能登町一般会計予算所管歳出」
　議案第３号「平成１９年度能登町国民健康保険特別会計予算」
　議案第４号「平成１９年度能登町老人保健特別会計予算」
　議案第５号「平成１９年度能登町介護保険特別会計予算」
　議案第１３号「平成１９年度能登町病院事業会計予算」
　議案第１４号「平成１８年度能登町一般会計補正予算（第５号）所管歳出」
　議案第１６号「平成１８年度能登町国民健康保険特別会計補正予算（第４号）」
　議案第１７号「平成１８年度能登町介護保険特別会計補正予算（第３号）」
　議案第３１号「能登町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する

条例について」
議案第３２号「能登町乳幼児医療費給付に関する条例の一部を改正する条例について」
議案第３３号「能登町立保育所条例の一部を改正する条例について」
議案第３４号「能登町心身障害児童福祉金の一部を改正する条例について」
議案第３５号「能登町支援費支給条例の廃止について」
議案第３６号「能登町立小学校設置条例の一部を改正する条例について」
議案第４７号「奥能登クリーン組合規約の変更について」
議案第５１号「公の施設の指定管理者の指定について」以上１６件は、原案のとおり可決するものと決定いたしました。
以上をもって報告を終わります。

議長（新平悠紀夫）
次に産業建設常任委員長　鍛治谷眞一君

産業建設常任委員長（鍛治谷眞一）
産業建設常任委員会に付託されました案件について、ご報告いたします。
議案第１号「平成１９年度能登町一般会計予算所管歳出」
議案第６号「平成１９年度能登町観光施設特別会計予算」
議案第７号「平成１９年度能登町公共下水道事業特別会計予算」
議案第８号「平成１９年度能登町農業集落排水事業特別会計予算」
議案第９号「平成１９年度能登町漁業集落排水事業特別会計予算」
議案第１０号「平成１９年度能登町浄化槽整備推進事業特別会計予算」
議案第１１号「平成１９年度能登町簡易水道事業特別会計予算」
議案第１２号「平成１９年度能登町水道事業会計予算」
議案第１４号「平成１８年度能登町一般会計補正予算（第５号）所管歳出」
議案第１８号「平成１８年度能登町公共下水道事業特別会計補正予算（第３号）」
議案第１９号「平成１８年度能登町農業集落排水事業特別会計補正予算（第３号）」
議案第２０号「平成１８年度能登町漁業集落排水事業特別会計補正予算（第２号）」
議案第２１号「平成１８年度能登町浄化槽整備推進事業特別会計補正予算（第３号）」
議案第２２号「平成１８年度能登町簡易水道事業特別会計補正予算（第２号）」
議案第２３号「平成１８年度能登町水道事業会計補正予算（第３号）」

議案第３７号「能登町肉用牛特別導入事業基金条例の廃止について」
議案第３８号「福光ダムの管理に関する条例の一部を改正する条例について」
議案第３９号「能登町公共下水道条例の一部を改正する条例について」
議案第４０号「能登町集落排水施設条例の一部を改正する条例について」
議案第４１号「能登町浄化槽市町村整備推進事業の整備に関する条例の一部を改正する条例について」
議案第４２号「能登町水道事業給水条例の一部を改正する条例について」
議案第５０号「町道路線の認定について」以上２２件は、原案のとおり可決するものと決定いたしました。ただし、下水道料金に係る議案第７号、議案第８号、議案第９号、議案第３９号、議案第４０号は、反対意見があり、採決の結果、賛成多数で可決といたしました。
次に、請願第１号「町道２級柿生１号線の改良工事に関する請願」は、採択とすることに決定いたしました。以上をもって報告を終わります。

議長（新平悠紀夫）
以上をもって、各常任委員長の報告を終わります。

質　疑

議長（新平悠紀夫）
これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

議長（新平悠紀夫）
１４番　鶴野幸一郎君

１４番（鶴野幸一郎）
総務常任委員会の委員長にお尋ねしますが、議案第２７号の一般職の職員の給与を改正する条例につきまして、どの様な議論があり、どの様な結論に至ったのか、その経過についてお話をしていただきたいと思います。

議長（新平悠紀夫）
総務常任委員長　石井良明君

総務常任委員長（石井良明）
議案第２７号は、総務常任委員会として全会一致で可決されました。その主な内容として、財政事情を考慮して期末手当及び勤勉手当を２０％削減に加え、

５５歳以上の職員については、昇給停止と給料の段階的削減を行うものが主な内容でございます。ご理解をよろしくお願いいたします。

議長（新平悠紀夫）

　１４番　鶴野幸一郎君

１４番（鶴野幸一郎）

　議長にお願い申し上げますけど、この議案第２７号につきましては、後ほど反対討論をさせていただきたいと思いますので、分離して採決の方をお願いしたいと思います。

議長（新平悠紀夫）

　他に質疑ありませんか。８番　志幸松栄君

８番（志幸松栄）

　総務常任委員長石井さんに質疑させていただきます。議案第１４号で平成１８年度能登町一般会計補正予算につきまして、私は反対の立場から委員会の議論を委員長より明確に説明願いたいと思います。というのは、私が問題としておりました前回も討論しました条例ですが、その附随した基金というものに対してです。県下最悪の状態であるというマスコミに騒がれております。その中で、執行部は歳出の抑制並びに行政改革並びに各種団体の補助金、もとより職員人件費の削減を行っているにも関わらず、庁舎建設を目的とした基金への積立金の予算化を行うことは、常識的に考えても住民感情から懸け離れた行為であると思います。到底納得できるものではありません。よって、委員会の議論を明確に委員長より、この１４号につきまして反対意見があり賛成多数で可決しました。という報告でありましたけど、何対何で多数なのかお聞きしたいと思います。委員長よろしくお願いします。

議長（新平悠紀夫）

　総務常任委員長　石井良明君

総務常任委員長（石井良明）

　志幸議員にお答えいたします。議案第１４号２５節積立金は、先程報告のとおり一部反対意見もありましたが、賛成多数で可決といたしました。その主な内容は、1対４だと記憶しております。この議案は過去に当該委員会において、執行部と財政難を念頭に踏まえての議論の場を持った経緯がございます。その

当時から比較いたしますと、かなり下方修正した提案だと思われます。また、先般の本会議上、企画財政課長のご答弁のとおり、一般会計１３０億円を見込み、基金からの繰入７億円、経常収支比率１００％、実質公債費比率１８％前後を予測した場合、この集中改革期間効果により約５年後ぐらいからプライマリーバランスが確保できるというご見解をいただき、個人的に１４号議案は、そう神経質な展開にならないと確信するものでございます。どうかご理解よろしくお願いいたします。

８番（志幸松栄）
　はい、議長。委員長、足が悪いのでもう一回だけ質問させていただきます。

議長（新平悠紀夫）
　８番　志幸松栄君

８番（志幸松栄）
　明確に、先程１対４と言われましたが４対１ですね。賛成４、反対１ですね。

総務常任委員長（石井良明）
　はい、そうでございます。

８番（志幸松栄）
　討論まで行きたいなぁと思っていましたけれど、委員長の４対１ということを理解しまして、ひとりで頑張っていてもダメだなと思います。今回は諸々の事情があり、討論は避けたいと思います。委員長ありがとうございました。

議長（新平悠紀夫）
　ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討　　論

議長（新平悠紀夫）
　これから、討論を行います。討論はありませんか。１４番　鶴野幸一郎君

１４番（鶴野幸一郎）

私は、議案第２７号一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきまして、反対したいと思います。この条例案は、早期退職を促すための便宜措置として、５５歳を超えた職員にそれぞれ段階的に給料を２％、３％、４％、５％、６％と年齢に応じて減額をするというものでありますが、２年間の特例措置であると鑑みたとき、明らかにこれは特定の高年齢者に対する差別条例と言わざるを得ないものであります。これでは、一部高年齢職員にだけ特別な負担と犠牲を強いるようなみのであり、永年、町行政に多大な貢献をしてきた方々に対して、鞭を打って追い払うようなそういう仕打ちとならないでしょうか。

平成１６年に国は、高年齢者雇用法の改正が行われ年齢による差別を撤廃することを厳しく要求されている最中にあって、こうした当町の条例案は、まさに時代の流れに掉さすものであり、年寄り不要論に拍車をかけることさえ懸念されるものであります。こうした不公平な差別待遇によって不利益を被った職員が、将来これを不満として損害額の返還を要求して法廷闘争に踏み切るようなことがあった場合、果たして勝てる根拠、保証があるのでしょうか。これに似た差別待遇による訴訟によって町が敗訴した判例は、近くの鳥屋町に求められますが、我々議会にあってもこうした不公平条例ともいうべきものを容認することは、その責任を厳しく問われることは必至でございます。私は勧奨退職といった辞めるかどうか分からないような不確かな措置をもって財政再建の収支予測をたてること事態、問題がある。もしそうであれば不足額に対しての財源収支を明確にした予測をしなければ全職員、町民に理解を得ることは難しいと思います。町財政の逼迫によって職員人件費を削減するなら、このような小手先の手法でなく町三役を先頭に全ての職員、公職にある者、契約委託業者まで含めて広く薄く負担していただくことが、まさに公平な措置であり、それこそ全職員が結束してこの難局にあたるためにも、かく有るべきと私は一般質問等においても質問したのであります。

以上の理由によりまして、差別的な本条例案には慎重であらねばならないという思いから、反対したいと思います。議員各位におかれましては、どうか慎重なる審議を賜りますようよろしくお願いします。以上でございます。

議長（新平悠紀夫）

他に討論ありませんか。

（「討論なし」の声あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

採　　決

議長（新平悠紀夫）

これから、採決を行います。

お諮りします。

議案第１号「平成１９年度能登町一般会計予算」に対する委員長報告は、原案可決です。

委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

はい、ありがとうございました。起立多数であります。よって、議案第１号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第２号平成１９年度能登町有線放送事業特別会計予算、議案第３号平成１９年度能登町国民健康保険特別会計予算、議案第４号平成１９年度能登町老人保健特別会計予算、議案第５号平成１９年度能登町介護保険特別会計予算、議案第６号平成１９年度能登町観光施設特別会計予算についてまでの以上５件に対する委員長報告は、原案可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成する諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

はい、ありがとうございました。起立全員であります。よって、議案第２号、議案第３号、議案第４号、議案第５号、議案第６号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第７号平成１９年度能登町公共下水道事業特別会計予算、議案第８号平成１９年度能登町農業集落排水事業特別会計予算、議案第９号平成１９年度能登町漁業集落排水事業特別会計予算についてまでの以上３件に対する委員長報告は、原案可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成する諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

はい、ありがとうございました。起立多数であります。よって、議案第７号、議案第８号、議案第９号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第１０号平成１９年度能登町浄化槽整備推進事業特別会計予算、議案第１１号平成１９年度能登町簡易水道事業特別会計予算、議案第１２号平成１９年度能登町水道事業会計予算、議案第１３号平成１９年度能登町病院事業会計予算についてまでの以上４件に対する委員長報告は、原案可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成する諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

はい、ありがとうございました。起立全員であります。よって、議案第１０号、議案第１１号、議案第１２号、議案第１３号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第１４号平成１８年度能登町一般会計補正予算に対する委員長報告は、原案可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成する諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

はい、ありがとうございました。起立多数であります。よって、議案第１４号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第１５号平成１８年度能登町有線放送事業特別会計補正予算、議案第１６号平成１８年度能登町国民健康保険特別会計補正予算、議案第１７号平成１８年度能登町介護保険特別会計補正予算、議案第１８号平成１８年度能登町公共下水道事業特別会計補正予算、議案第１９号平成１８年度能登町農業集落排水事業特別会計補正予算、議案第２０号平成１８年度能登町漁業集落排水事業特別会計補正予算、議案第２１号平成１８年度能登町浄化槽整備推進事業特別会計補正予算、議案第２２号平成１８年度能登町簡易水道事業特別会計補正予算、議案第２３号能登町水道事業会計補正予算についてまでの以上９件に対する委員長報告は、原案可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成する諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

はい、ありがとうございました。起立全員であります。よって、議案第１５号、議案第１６号、議案第１７号、議案第１８号、議案第１９号、議案第２０

号、議案第２１号、議案第２２号、議案第２３号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第２４号副町長定数条例について、議案第２５号能登町組織条例の一部を改正する条例について、議案第２６号常勤の特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について、議案第２７号一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、議案第２８号能登町社会福祉施設条例の一部を改正する条例について、議案第２９号地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備について、議案第３０号能登町情報ネットワークセンター条例の一部を改正する条例について、議案第３１号能登町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について、議案第３２号能登町乳幼児医療費給付に関する条例の一部を改正する条例について、議案第３３号能登町立保育所条例の一部を改正する条例について、議案第３４号能登町心身障害児童福祉金の一部を改正する条例について、議案第３５号能登町支援費支給条例の廃止について、議案第３６号能登町立学校設置条例の一部を改正する条例について、議案第３７号能登町肉用牛特別導入事業基金条例の廃止について、議案第３８号福光ダムの管理に関する条例の一部を改正する条例についてまでの以上１５件に対する委員長報告は、原案可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成する諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

はい、ありがとうございました。起立多数であります。よって、議案第２４号、議案第２５号、議案第２６号、議案第２７号、議案第２８号、議案第２９号、議案第３０号、議案第３１号、議案第３２号、第３３号、議案第３４号、議案第３５号、議案第３６号、議案第３７号、議案第３８号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第３９号能登町公共下水道条例の一部を改正する条例について、議案第４０号能登町集落排水施設条例の一部を改正する条例についてまでの以上２件に対する委員長報告は、原案可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成する諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

はい、ありがとうございました。起立多数であります。よって、議案第３９号、議案第４０号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第４１号能登町浄化槽市町村整備推進事業の整備に関する条例の

一部を改正する条例について、議案第４２号能登町水道事業給水条例の一部を改正する条例について、議案第４３号石川県市町村職員退職手当組合規約の変更について、議案第４４号石川県町村議会議員公務災害補償組合規約の変更について、議案第４５号石川県市町村消防団員等公務災害補償等組合規約の変更について、議案第４６号石川県市町村消防賞じゅつ金組合規約の変更について、議案第４７号奥能登クリーン組合規約の変更について、議案第４８号のと鉄道運営助成基金事務組合規約の変更について、議案第４９号辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について、議案第５０号町道路線の認定について、議案第５１号公の施設の指定管理者の指定について、議案第５２号請負契約の締結について（平成１８年度防災行政告知整備事業機器設置工事）の議決の一部変更についてまでの以上１２件に対する委員長報告は、原案可決です。委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

はい、ありがとうございました。起立全員であります。よって、議案第４１号、議案第４２号、議案第４３号、議案第４４号、議案第４５号、議案第４６号、議案第４７号、議案第４８号、議案第４９号、議案第５０号、議案第５１号、議案第５２号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、請願第１号「町道２級柿生１号線の改良工事に関する請願」に対する委員長報告は、採択であります。委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、請願第１号は、委員長報告のとおり採択することに決定しました。

次に、継続審査分　請願第４号「鵜川地区公衆トイレ設置に関する請願」、と陳情第３号「防災・生活関連を中心とした「公共事業」への転換と公共サービスの民間化に反対する陳情書」に対する委員長報告は、不採択であります。委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、請願第４号、陳情第３号については、委員長報告のとおり不採択とすることに決定しました。

ここで、暫く休憩いたします。　　　　　　　　　　　　（午前１０時４０分）

休　　憩

追加議案（発議第１号～２号）

議長（新平悠紀夫）

休憩前に引き続き会議を開きます。　　　　　　　　（午前１０時５２分再開）

お諮りします。ただいま、菊田俊夫君ほか３人から、発議第１号「能登町議会会議規則の一部を改正する規則について」、及び発議第２号「能登町議会委員会条例の一部を改正する条例について」の２件が追加提出されました。これを日程に追加し、追加日程第１、追加日程第２として議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、２件を日程に追加し、追加日程第１、追加日程第２として議題とすることに決定いたしました。

発議第１号～２号

議長（新平悠紀夫）

追加日程第１　発議第１号から、追加日程第２　発議第２号までの２件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。１０番　菊田俊夫君。

提案理由の説明

１０番（菊田俊夫）

ただいま上程されました２件について、提案理由の説明をいたします。

発議第１号「能登町議会会期規則の一部を改正する規則について」は、地方自治法第１０９条の改正により、委員会も議案が提出できることとなったことから、会議規則第１４条に委員会の議案提出の手続き規定を設けるとともに、同法第１０９条の２の改正に伴って、第７３条の関係部分を改めるものであります。

次に、発議第２号「能登町議会委員会条例の一部を改正する条例について」は、能登町組織条例等の一部改正に伴う、委員会条例第２条第１号、第２号、第３号中の所管の課名変更を行うとともに、地方自治法第１０９条、第１０９

条の２及び第１１０条が改正され、閉会中においては、議長が常任委員、議会運営委員及び特別委員の選任を行うことができるようになったことから、委員会条例第８条第１項の委員の選任に関する規定に閉会中の委員の選任に係る規定を、また、同条第３項の常任委員の所属変更に関する規定に閉会中の所属変更に係る規定を設けるとともに、さらに、第１３条を改め、閉会中の議会運営委員及び特別委員の辞任についても議長が許可できるとするものであります。

これまで、議会運営委員及び特別委員の辞任については、議会の許可が必要とされ、閉会中の辞任はできなかったところであり、今回の改正で、閉会中は議長が委員を選任できるようになったことから、閉会中の議会運営委員及び特別委員の辞任は、議長の許可で行えるように改めるものであります。

また、第２０条についても、地方自治法の改正によるものであります。つきましては、議員各位におかれましてご審議の上、ご賛同賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

議長（新平悠紀夫）

以上で提案理由の説明が終わりました。

発議第１号から、発議第２号までの２件については、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、発議第１号から発議第２号までの２件は、委員会付託を省略することに決定いたしました。

質　　疑

議長（新平悠紀夫）

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

討　　論

議長（新平悠紀夫）

これより、討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」の声あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

採　決

能登町議会会議規則の一部を改正する規則について

議長（新平悠紀夫）

これより、発議第１号「能登町議会会議規則の一部を改正する規則について」を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

ありがとうございます。挙手全員であります。よって、発議第１号「能登町議会会議規則の一部を改正する規則について」は、原案のとおり可決されました。

能登町議会委員会条例の一部を改正する条例について

議長（新平悠紀夫）

次に、発議第２号「能登町議会委員会条例の一部を改正する条例について」を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

ありがとうございます。挙手全員であります。よって、発議第２号「能登町議会委員会条例の一部を改正する条例について」は、原案のとおり可決されました。

閉会中の継続審査の申し出の件

議長（新平悠紀夫）

お諮りします。

総務常任委員会をはじめとする、３常任委員長及び特別委員長から目下、各委員会で調査・審査中の事項について又、議会運営委員長から本会議の会期日程等、議会の運営に関する事項について、会議規則第７５条の規定により閉会中の継続審査の申し出がありました。

これを日程に追加し、追加日程第３として議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、「常任委員会及び特別委員会並びに議会運営委員会の閉会中の継続審査の件」を日程に追加し、追加日程第３として、議題とすることに決定いたしました。

追加日程第３「常任委員会及び特別委員会並びに議会運営委員会の閉会中の継続審査の件」を議題としたします。

お諮りします。

各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

以上で、本定例会に付議された議件は全部終了いたしました。

ここで、持木町長から発言を求められておりますので、これを許します。

町長、持木一茂君。

町長（持木一茂）

平成１９年能登町議会第１回定例会の終わりにあたりまして、一言ご挨拶申し上げます。議員各位におかれましては、提出案件に対しまして熱心なご審議を賜り、いずれも原案どおり可決いただきましてありがとうございました。議会での慎重な審議を踏まえながら、誠心誠意執行に努めて参りたいと考えております。またこの度、新谷収入役と石井教育長にはこの３月議会が最後の定例会となりました。お二人には、今日まで町政に対する熱い思いを沢山いただき

ました。改めてお礼申し上げたいと思います。ありがとうございました。また管理職であります課長始めとした数多くの職員にも、早期退職ということに協力いただきました。この場にて厚くお礼申し上げますとともに、いただいた思いを大切にし、これからの町政運営にあたっていく所存であります。今後とも町民各位のご理解とご協力をいただき、この難局に取り組んでいく覚悟ですので、議員各位の更なるご支援ご協力を賜りますよう、お願い申し上げまして、ご挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

閉　議・閉　会

議長（新平悠紀夫）

これをもちまして、平成１９年第１回能登町議会定例会を閉会いたします。皆様、１４日間にわたり大変ご苦労様でした。ありがとうございました。

（午前１１時０１分）

上記、会議の経過を記載し相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成１９年3月２０日

能登町議会議長　　新　平　悠紀夫

署　名　議　員　　奥　成　壯三郎

署　名　議　員　　向　峠　茂　人